

平成24年第3回定例会

南箕輪村議会会議録

南箕輪村議会

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 4 年 9 月 3 日 (月曜日) 午前 9 時 0 0 分 開会

- | | | |
|------|--------------------------|-------|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第 2 | 会期の決定 | |
| 第 3 | 諸般の報告 | |
| 第 4 | 行政報告 | |
| 第 5 | 請願・陳情の委員会付託 | |
| 第 6 | 議案第 1 号～議案第 4 号 | 提案～審議 |
| 第 7 | 議案第 5 号～議案第 10 号 | 提案～付託 |
| 第 8 | 議案第 11 号～議案第 16 号 | 提案～審議 |
| 第 9 | 議案第 11 号 | 討論～採決 |
| 第 10 | 議案第 17 号 | 提案～採決 |
| 第 11 | 議案第 18 号 | 提案～採決 |
| 第 12 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて | |

出席議員（10名）

| | | | | | |
|----|-----|----|-----|----|-----|
| 1番 | 久保村 | 義輝 | 6番 | 丸山 | 豊 |
| 2番 | 百瀬 | 輝和 | 7番 | 山口 | 守夫 |
| 3番 | 山崎 | 文直 | 8番 | 都志 | 今朝一 |
| 4番 | 小坂 | 泰夫 | 9番 | 唐澤 | 由江 |
| 5番 | 加藤 | 泰久 | 10番 | 原 | 悟郎 |

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

| | | | | | |
|--------|----|-----|---------|----|-----|
| 村長 | 唐木 | 一直 | 子育て支援課長 | 有賀 | 由起子 |
| 副村長 | 加藤 | 久樹 | 産業課長 | 原 | 茂樹 |
| 教育長 | 征矢 | 鑑 | 建設水道課長 | 藤田 | 貞文 |
| 総務課長 | 松澤 | 伸夫 | 教育次長 | 田中 | 聡 |
| 会計管理者 | 中尾 | 由美子 | 代表監査委員 | 有賀 | 松雄 |
| 財務課長 | 山崎 | 久雄 | 教育委員長 | 清水 | 篤彦 |
| 住民福祉課長 | 清水 | 麻男 | | | |

○職務のため出席した者

| | | |
|---------|----|----|
| 議会事務局長 | 堀 | 正弘 |
| 議会事務局次長 | 松澤 | 厚子 |

会議のてんまつ

平成24年9月 3日 午前9時00分 開会

事務局長（堀 正弘） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」着席〕

議長（原 悟郎） 御苦労さまです。日中は連日30度を超える残暑が続いておりましたが、朝晩はすっかり秋の気配となり、稲刈り等の準備も始まりました。記録的な暑さの中、心配しました稲作も平年並みとの報道がありました。あわせて野菜、果樹等秋作物の豊作を願うところでもあります。

9月定例議会も本日開会となりましたが、この議会はいわゆる決算議会とも言われるとおり、平成23年度の各会計決算の審査が行われます。十分審査を行い今後の議会活動に生かされることを期待をいたします。

それでは、ただいまから平成24年第3回南箕輪村議会定例会を開会いたします。

ただいま出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

それでは、ここで村長の挨拶をお願いいたします。唐木村長。

村 長（唐木 一直） 改めまして、おはようございます。〔一同「おはようございます」〕

本日、平成24年第3回議会定例会を招集を申し上げましたところ、議員全員の御出席の中、開会できますことにお礼を申し上げます。

ことは7月17日に梅雨明けしたと報道され、昨年に比べ8日遅い梅雨明けとなりました。その直後には、本村では1時間雨量50ミリという集中豪雨、いわゆるゲリラ豪雨に見舞われ、一部では河川の氾濫もあり大変心配したところではありますが、おかげさまで大過なく安堵したところでもあります。

しかし、6月8日から7月23日にかけて梅雨前線等の影響により、九州地方を中心に全国各地で大きな被害もたらされました。また、8月14日には近畿地方で1時間雨量が100ミリを超えるゲリラ豪雨も発生しております。今後台風シーズンを迎え、一段と気を引き締め、万全な対策を講じられるよう心がけてまいりたいと思います。

一方、日中の日ざしは強いものの、朝晩は比較的過ごしやすくなってまいりましたが、残暑もまだまだ厳しく暑い日が続いております。台風による影響もなく実りの秋を迎えられることを願っているところでもあります。

ことは4年に一度のオリンピックの年でありました。イギリスのロンドンを会場としまして、204カ国から選手約1万9,000人が参加し、選手の皆さんは母国の代表として多くの方々から熱い声援を受ける中で、心身ともに鍛え上げられた雄姿を見せていただきました。特に日本選手団の活躍には目覚ましいものがあり、若い力、新しい力、チームの力、躍動する力は、昨年の東日本大震災を初め全国各地で被災された皆様の復興を後押しするばかりでなく、日本全体に大きな力と勇気を与えてくれたものと感じております。選手の皆さん並びに関係者の皆さんにお礼を申し上げたいと思います。

さて、景気の動向であります。このところ一部に弱い動きが見られるものの復興需要等

を背景とし、おだやかに回復しつつあるとしております。先行きにつきましては、世界景気減速の影響を受けるものの復興需要等を背景に景気回復の動きが続くと期待されていますが、ヨーロッパ諸国の債務危機をめぐる不確実性が依然として高い中で、金融資本市場等の変動が日本の景気を押し下げるリスクとなっており注意が必要とされています。また、地元金融機関が四半期ごとに発表しております伊那谷経済動向では、今期の業況は好転企業割合から悪化企業割合を差し引いた数値では2.1ポイント悪化し、業種別でも全業種においてマイナス領域であり、依然として円高の影響や海外経済の減速などによる足踏み状態となっていると分析されております。今後もマイナス幅が拡大し低調感を強める予測であり、大変心配するところであります。こうした大変厳しい状況の中、本村の企業も同様に厳しさは続いておりますが、懸命に頑張らせていただいております。平成23年度の決算も出ましたので、後ほど報告させていただきますが、法人税では若干の減収とはなりましたが、2億円を確保できましたので、震災の影響も乗り越えていけるものと判断をしております。

一方で、国政は消費税増税、原発の再稼働など多くの重要課題を抱える中で、政局に終始するのではなく、地域も頑張っている今、景気対策、雇用対策を含めしっかりとした国の方針を示してほしいと願っておるところでもあります。

昨年12月28日に保育園児の交通死亡事故が発生して以来、ことしに入りまして1月、3月そして7月と交通死亡事故が多発し、4名の方がお亡くなりになっております。本村では例年にない多い年となっており、このような痛ましい交通事故を行きない、また防止する、このような取り組みも必要だと感じております。このため、8月2日には小学校PTA校外指導部から出されました各地区の危険箇所63カ所の報告書をもとに、小学校、教育委員会、総務課、建設水道課等の職員が、通学路における合同点検会議を行ったところであります。この点検から通学道路等の安全対策費といたしまして、総務課及び建設水道課、教育委員会にあわせて約2,200万円余の補正予算を計上させていただきました。ただ、交通事故の最善の防止策は、運転者の皆さん、歩行者の皆さん双方の法令遵守、マナーの向上に尽きるわけにありますので、その点も粘り強く訴えてまいります。また、国道361号の事故につきましては、近々現地調査も実施をされることになっておりますので、県にしっかりとした対応をお願いをしていくつもりでございます。

6月定例議会以降の主な村の事業につきまして若干報告をさせていただきます。

初めに、5月から6月にかけて、大芝荘と大芝の湯のろ過機の交換等の改修工事を実施しました。その間多くの方々に大変御迷惑をかけましたが、予定どおり終了となっております。また、6月18日ではありますが、神子柴区と村が、村内では初めてとなります農地・水保全管理に関する協定を締結し、協働活動による農地農業用水等の水源の保全管理や農村環境の保全を図る活動を開始しました。これまで村の美しい農村環境の維持の担い手は農業者でありましたが、農家数が減少する中で農業従事者も減少しております。このため、私たちが生活する場である美しい農村環境を守っていくためには、農業者だけではなく他の産業に従事する皆さんも御協力をいただき、地域全体で支えていかなければなりません。神子柴地区をモデルとして他の地区でも取り組んでいただきたいと考えているところであります。既にいろんなそういった環境美化活動行われておりますけれども、そういったモデル地区を例としながら、他の地区でも発展をしていくようにまた村でも努力をしております。

続きまして、松くい虫対策であります。平成22年秋に村内で初の被害確認されて以降、

被害区域は田畑・神子柴の中段林に限定されておりましたが、6月には中込区で被害木が確認されました。その後の被害木拡大は確認されておりませんが大変心配しているところでございます。被害拡大を食い止めるためには、まず被害木の抜倒駆除が必要となってまいりますので、枯れた松を見かけましたら役場まで御一報をお願いをいたします。これからさらに北上されるものと思いますが、できる限り対応してまいります。

続きまして、子ども地球サミット2012が8月3日から5日にかけて開催されました。本年度は子どもの地球サミットを企画しております制作会社が、この子ども地球サミットに合わせまして独自に被災地取材ツアーも企画し、村内外の子ども9名と保護者、関係者11名の皆さんが本村と村社協が支援しております岩手県大槌町等を訪れております。この被災地ツアーでは子どもたちの目線で見えて感じたこと、また被害を受けた人たちの生の声を聞く機会を大切に、その思いや感じたことを子ども地球サミットの舞台上で発表していただきました。発表では、今まで他人事だと思っていたが、今回被災地に行ったことにより、本当に自分で災害被災について考える機会が得られたことや、また生と死を直面し、自分の意思による前に向かって力強く進もうとする姿勢を感じ取ることができ、大変貴重な体験とされたものと感じております。また、本年度もインターネットの動画によりまして子ども地球サミット南箕輪のライブ映像を全世界に発信をいたしました。現在でも録画として見られますので多くの方々に見ていただけたらと思っております。

続きまして、8月5日になりますが、地産地消の促進と村の活性化を目指し、初めての試みとしまして、一般財団法人南箕輪村開発公社大芝高原味工房との共催による南箕輪軽トラ市を味工房前の駐車場で開催をいたしました。今回は11台の軽トラに出店をいただき野菜等の販売をしましたが、お客様にも大変好評であり、生産者と消費者が直接交流する機会となりますので、今後も継続的に開催をしていきたいと考えているところであります。

また、8月7日には長野県の森の里親促進事業に基づく里親協定を諏訪市の株式会社サンピアと締結をいたしました。契約は3点となっておりますが、対象地域は飛び地の経ヶ岳大泉所登山道2合目付近の村有林55ヘクタールとなっております。同社では間伐作業など森林整備を通じまして、社員教育を兼ね森林づくりの大切さを学びながら地域環境教育にもつなげ、一過性ではなく継続性のある支援活動にしていきたいとのことであります。大きな期待を寄せているところでもあります。また、村は同社から毎年12万円の森林整備費の提供を受けますので、見本林の整備を行う予定となっております。

続きまして、大芝高原まつりではありますが、昨年は東日本大震災の影響の中、また悪天候の中での開催となりましたが、ことしは天候にも恵まれまして、村内外ら大勢の皆さんにおいでをいただき、上伊那の夏祭りの最後を飾るにふさわしいお祭りとなりました。中でも昨年東日本大震災の発生により自粛しました夜の花火大会を復活させ、厳しい経済状況にもかかわらず多くの皆様からの御寄附をいただき、例年どおり実施できましたことに改めまして感謝を申し上げます。おかげさまで大きなトラブルもなく無事終了することができ、村の若さと活力と元気を感じた一日となりました。

また、この大芝高原まつりの開会式に合わせて、本村では初めとなりますふるさと大使4名の皆様の任命式も行ったところであります。多くの村民の皆様方に御紹介をさせていただきました。今後は村の広報活動を精力的にお願いするものであります。このお祭りは多くの村民の皆様方に御理解と御協力をいただく中でかかわっていただいております。さらに

こうした輪が広がっていくことにより、昨年から取り組んでおります協働の村づくりの糸口になればと期待するところであります。

防災訓練であります。昨年の東日本大震災、長野県北部地震を初め、ことし発表されました南海トラフを震源地とする大規模地震の検討報告など防災に対する意識が高まっている中での実施となりました。私は今までも再三にわたり申し上げてきましたが、自分たちの地域は自分たちで守っていくことを念頭に置き、避難所の運営につきましては地区自主防災会にお願いをしているところであります。このため、今年度の防災訓練には昨年設置しましたデジタル防災行政無線を活用し、各地区自主防災組織の役員から本部に報告をお願いしたり、また各地区に設置してあります屋外スピーカーから地区限定の放送訓練を実施しました。ともに操作方法の学習を兼ねた訓練であります。有事の際には必要に応じて積極的に使用していただかなければなりませんので、今後も継続して訓練に取り組んでまいりたいと考えております。

また、昨年から整備をしておりました被災者支援システムの住民情報関係の整備が終了しましたので、田畑自主防災会の協力をいただく中で試験運用を実施いたしました。今回はあくまで住民情報に基づく避難者名の確認にとどまりましたが、今後は要援護者支援情報、倒壊家屋情報等のシステムを順次整備していく予定でありますので、完成にはもうしばらく時間をいただきたいと思います。きのうの参加者は3,276人という報告がありました。この数値は年々増加してきており、関心の高さがうかがえたところでございます。

さて、9月議会は決算議会でありますので、平成23年度の各会計の決算認定をお願いいたします。詳しくは決算審査の中で会計管理者並びに各課長より申し上げますが、財政状況につきまして少し触れさせていただきます。

決算規模は、前年度比13.5%増の56億3,000万円と近年になく比較的大きな決算規模となりました。中でも療育施設たけのこ園の建設に約1億8,200万円、デジタル防災行政無線設置工事に約1億3,800万円などにより投資的経費が88%の増、また社会福祉法人が建設しました介護保険施設ふれあいの里の建設に伴い、補助費が35.6%の増となったところであります。

一方、歳入では11%の増、61億1,000万円と久しぶりに60億円を超えております。このうち地方税は厳しい経済状況は続いておりますが、前年比1.3%の増となり、また地方交付税につきましては4.6%の増、県支出金も介護保険施設関連により71.4%の増となっております。基準財政需要額の増加の影響もあり財政力指数は0.04%減の0.61%、また経常収支比率は1.2%増の75.9%となっております。この数値におきましても県内では本当にトップクラスの数値であります。また、財政健全化の4主要につきましてはいずれも基準値以下となり、実質公債費比率は1.4%減の9.2%、将来負担比率は14%減の4.8%であり、好ましい傾向となっております。

また、ソフト面では子宮頸がんほかの各種ワクチンに約2,400万円、新公共交通体制の整備にバス購入費を含めまして約3,800万円、住宅新エネルギー施設設置補助事業、住宅リフォーム補助事業にそれぞれ約1,000万円など村民の生活優先を心がけ、また行政評価委員会による事務事業評価や協働の村づくりを目指し、全地区、全組までお伺いし説明会を開催するなど、厳しい経済状況の中ではありますが、健全財政を維持しながら持続可能な村づくりを推進をしているところであります。

国の財政は、歳出が税収を上回る財政赤字の状況が続いております。このため、政府短期証券を含めた国の債務残高は1,000兆円が目前となっております。名目国内総生産額GDPの約2倍となっております。先月には消費増税に伴う社会保障と税の一体改革の法案が可決されました。東日本大震災を初めとする激甚災害や、福島原発事故に伴う復興費、または景気対策、高齢化等による社会保障関係費など、今後も大変心配するところであります。こうした中で、村は村として健全財政を維持しながら、さらに村の発展と村民の生活安定、福祉の向上を図っていかねばなりません。これからも常に財政状況を分析しながら、健全財政を維持しつつ、村政発展のために努力をしてまいります。

先般、今年度の普通交付税の算定が終わりました。今年度は国全体の交付税総額も微増となりましたが、本村でも人口が増加する傾向にある中で、少子高齢社会に対応した地域福祉施策の充実や子育て支援施策の充実などにより基準財政需要額が年々増加傾向にあります。しかし、本年度につきましては、市町村民税の法人割等の増加もあり、基準財政収入額も増加となりましたので、普通交付税につきましては、昨年度より約1,300万円の減の12億4,100万円となったところであります。なお、当初予算と比較しますと3,100万円の増となりましたので、前年度からの繰越金の増加分約2億9,800万円とあわせまして約3億2,900万円の財源が新たに生じたところであります。この財源によりまして、年度途中ではありますが、南部保育園の園児数の増加に伴います1室の増築、また先ほど申し上げました通学路や交差点の安全対策、庁舎内の照明機器の省エネ対策の検討、長引く景気低迷のため高齢者、生活弱者の経済的負担を軽減する目的で福祉灯油券など支出すべく補正予算として計上をさせていただきました。特に保育園の状況であります。転入者の増加や母親の再就労のために入園希望者が増加しており、平成24年度末には620名以上になると予想しております。中でも南部保育園につきましては、このままの状態が続きますと、平成25年度は保育室が不足するものと判断しましたので、今議会では南部保育園改修のための補正を計上をさせていただきました。1室増築をすればかなり対応していけるという、こういう判断をさせていただいたところでございます。30人余の1室に保育をしておりますけれども、1室増築することにより十数名、十四、五名から20名弱で保育はできるということでもありますので、かなり改善をしていくというふうに考えておるところであります。

また、原油価格の影響を受けるガソリン、灯油価格は私たちの日々の生活に多大な影響を及ぼします。8月1日現在の灯油価格は1リットル当たり89円となっております。平成21年度の同時期の価格と比較しますと1リットル当たり18円の増となっております。このため、高齢者世帯と生活弱者の経済的負担を軽減する目的から、今年度につきましても福祉灯油券の交付を補正予算として実施をしてみたいと考えております。できる限り村民生活優先の村政を貫いてみたいと考えておるところであります。

また、7月に再生エネルギー買い取り制度が施行されました。特に太陽光で発電しました電力につきまして、電力会社が1キロワット当たり42円で買い取り、また買い取り期間は10年間あります。その影響もあって新エネルギー補助につきましても、本年度も既に当初予算額に対して7割を超える補助申請があります。今後も太陽光システムの設置件数が増加し、村の補助金の要望が増すものと予想しますので、今議会に追加補正をお願いをするところでもあります。

そのほかにも今後計画されております伊那消防署の新築、移転工事費、南原住宅団地の焼

却灰関連事業、新ごみ中間処理施設事業などの財源確保のため、財政調整基金に1億8,000万円の積み立てを計上させていただきました。今回の積み立てにより財政調整基金と減債基金の合計額が25億4,400万円となります。将来にわたっての財政基盤の確立がさらに整い、経済状況厳しい中、大変好ましい状況となっております。

このほかに主な補正でございますが、たけのこ園が10月から開園となりますが、この開園に伴いまして、児童発達支援事業といたしまして、障害者自立支援給付費を、また伊那消防署の新庁舎建設及び広域化に伴う補正予算をお願いするものであります。詳しくは補正予算の議案審議の説明の中で申し上げますので御理解をお願いをいたします。

さて、平成24年度も5カ月余りが経過し、予算で議決をいただきました事業はソフト、ハードともほぼ順調に推進をさせていただいておりますが、後期の事業計画につきましても報告させていただきます。

初めに、今年度重点施策の一つでありますたけのこ園が10月1日に開園をいたします。御承知のとおりたけのこ園は言葉や社会性に心配のあるお子さんに対し、乳幼児期から保護者とともに継続した支援をしていくため、村の第6番目の保育園として、また児童福祉法による児童発達支援事業として村が設置をいたしました。ことしの4月は園長、保育士、児童発達管理責任者、作業療法士を配置し、入園予定児の保護者の皆さんと面接や相談を行いながら入園に向けて準備を行っております。保護者の皆さんからの期待も大きく、親子通園を基本とする中で、他の保育園との連携を図りながら、村の児童発達支援の中心的な役割を担っていく予定であります。

また、保護者負担軽減を行うことにより、より一層の子育て支援を充実、発展させるため、10月1日から4年ぶりに保育料の改定を行います。国や郡内の状況を見ながら、3歳児の保育料を4歳以上児の基準に合わせて引き下げることとし、また年齢区分を他の市町村と同様3区分から2区分に設定するものであります。この改定により3歳児の保育料は1カ月当たり7.9%の減額、全体では2.07%の引き下げとなります。引き続き郡内では一番低い保育料となっているところであります。なお、7月から病児・病後児保育につきましても、保育園に通園しているお子さんの利用料を無料とさせていただいたところであります。

9月17日は各地区で敬老行事が行われます。村の高齢化率は8月1日現在20.4%と微増傾向にありますが、県内市町村と比較すれば依然として県下で最低であります。しかし、確実に増加する高齢化社会を見据え、子育て世代や高齢者福祉のバランスのとれた推進を行い、優しい村づくりに邁進をまいります。

ここで、本村にかかわる広域的な事業につきまして御報告申し上げます。

まず、伊那消防署庁舎建設の件であります。その都度議会全員協議会でも報告をさせていただいております。庁舎の候補地も決定し、平成27年度の供用開始に向け、それぞれの分野で準備をしているところであります。あわせて、消防の広域化、消防救急無線のデジタル化等も並行しまして検討しておりますが、平成27年度には新団体として発足したいと考えております。伊那消防署の庁舎建設費及び消防救急無線のデジタル化など多額な財源負担が必要となりますが、先に申し上げましたように、今から対応してまいっております。特に消防の広域化は本村にとりましては、箕輪消防署との連携も可能となりますので、今以上に利便性がよくなるものと期待をしておるところであります。

続きまして、伊那中央病院であります。昨年4月から救命救急センターの指定を受けま

したので、上伊那の基幹病院としてその責任を果たしていかなければならないと思っております。平成23年度の病院事業会計の決算見込みは約5億3,000万円の黒字決算となる予定であります。収入では入院外来等の医業収益の増によるものと、支出では経費削減に努めた結果によるものであります。また、手狭になってきた救命救急センターと医師確保を目的とした医療研修センターを現病院の南側に地域医療再生計画による補助金を受け、来年9月の完成を目指し現在工事入札の準備中であります。このほか、既存施設の外来通院棟の改修を平成26年3月までに行う予定であり、事業が完了すればより一層地域の安心が高まるのではないかと期待をしております。また、そうした病院にしていかなければなりません。この問題も組織市町村の一員として努力をしております。

また、児童養護施設たかすの里につきましては、長年にわたり地域住民の皆様方に支えられ、伊那市のみならず多くの市町村から諸事情を抱えた児童を受け入れておりました。しかし、老朽化と土砂災害危険区域に立地しているなどの移転改築を余儀なくされ、上伊那広域連合8市町村が移転改築費に対しまして財政的に支援していくことになりました。あわせて、広く一般の方や団体の皆様からの寄附をお願いをしているところでありますので、この崇高な精神をぜひ御理解をいただき御協力をお願いいたします。

9月議会が終了しますと、村でも来年度に向けての予算編成の骨格についての検討を始めてまいります。来年度は村長選挙の年となりますので、骨格予算となります。あわせて国の消費税増税に伴う社会保障と税の一体改革につきましても、この後具体的な通達があるものと思いますが、大幅に変更されることも予想されますので、情報を的確に把握する中で対応をしております。

また、8月1日現在の人口でございますが1万4,874人となっております。年度当初4月現在の人口と比較しますと63人の増となっております。7月9日から住民基本台帳の一部改正により、外国人住民を住民票の適用対象に加えたことにより若干外国人住民が減少しておりますが、このペースで人口が推移してまいりますと、今年度末もしくは来年度早々には節目の1万5,000人に到達するものと思われまます。次期村の基本構想の中で、発展する村の将来像をどう描いていくのか、また持続可能な村づくりにどう取り組むのか、この辺を踏まえてまとめていく必要があります。いずれにいたしましても今後の重要な課題であります。また1万5,000人の村づくりに向けまして、しっかりとした構想構築をしていく必要があると考えております。なお、1万5,000人目の方には簡単な記念品の贈呈等も考えておるところであります。

この秋に、隔年ごとに開催してきました地区懇談会も計画をしております。この地区懇談会では村の景観行政団体への取り組み方、考え方を示し、また村の財政状況等の報告をさせていただき御意見もお伺いをしたいと考えております。あわせて来年度に向けての住民の皆様方からの御意見もお願いする予定であります。行政といたしましては、より多くの皆さんと村づくり、地域づくりの課題、今後の問題点を共有することが大切であると考えております。これからもさまざまな団体や村民の皆様方のこの対話集会をもとに、村政運営を進めてまいりますので、議員各位の御協力をお願いいたします。

本定例会に提出しました18議案、また人権擁護委員の推薦につきまして御意見をいただきたいと思います。いずれも原案どおりの決定をお願い申し上げ、少し長くなりましたが、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（原 悟郎） 次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、8番、都志今朝一議員、9番、唐澤由江議員を指名いたします。

会期決定の件を議題にいたします。

過日、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。久保村議会運営委員長。

議会運営委員長（久保村義輝） 議会運営委員長報告をいたします。

本日招集されました平成24年第3回南箕輪村議会定例会の会期日程等について、過日、議会運営委員会を開催し、次のように決定しましたので報告いたします。

本定例会に付議された事件は、議案18件であります。請願・陳情は、請願2件、陳情1件が提出されております。

会期は、本日9月3日から9月14日までの12日間とし、この間で4日から11日までを休会といたします。なお、議案審議の関係で議案第11号、第17号、第18号を即決とします。

以上で、議会運営委員長報告を終わります。

議長（原 悟郎） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 悟郎） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月14日までの12日間に決定いたしました。

なお、本定例会の日程は、お手元に配付の表のとおりです。

次に、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成24年5月分から平成24年7月分までの例月出納検査報告がありました。報告書はお手元に配付したとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

続いて、行政報告を行います。これを許可します。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 行政報告を申し上げます。

報告第1号であります。1件50万円以内の損害賠償の報告であります。別紙のとおり1件の専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第1項の規定により報告いたします。

細部につきましては、報告書をごらんいただきたいと思います。

以上、行政報告とさせていただきます。

議長（原 悟郎） これで行政報告を終わります。

本日までに受理した請願・陳情は、請願2件、陳情1件です。会議規則第89条の規定により、お手元に配付の請願・陳情等文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

それでは、これから議案の上程を行います。

議案第1号「南箕輪村税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第1号「南箕輪村税条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、民間が担う公益活動を推進する観点から、個人県民税の寄附金指定に伴う個人村民税の改正及び平成24年度地方税法の改正により、南箕輪村税条例の一部を改正するものがあります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議 長（原 悟郎） 細部説明を求めます。山崎財務課長。

財務課長（山崎 久雄） それでは、細部説明を申し上げます。

今、村長より提案説明でも申し上げましたが、今回の改正につきましては個人県民税の寄附金指定に伴う個人村民税の改正、それと地方税法等の一部改正に伴う村条例の改正ということになります。

内容につきましては、1点目は個人住民税についての改正ですが、長野県が個人県民税の寄附金控除の対象を拡充することを受けまして、個人村民税も県と同様に対象を拡充する、そういう改正であります。

2点目であります。固定資産税関係の改正であります。今までは地方税法において償却資産であります下水道除害施設の課税標準額を4分の3の額と定めていましたけれども、税法の改正によりましてこの割合を市町村の条例で定めるということになりましたことに伴う改正であります。

お手元の資料の新旧対照表の2ページのところになりますが、ごらんをいただきたいと思います。

最初に、寄附金税額控除第34条の7の改正であります。この改正につきましては、長野県ではこれまで地方公共団体、いわゆるふるさと納税等のあれですね、共同募金会、日赤への寄附、これらの個人県民税の控除を対象としておりましたけれども、平成20年度の税制改正における控除対象寄附金の拡充を受けて、所得税の寄附金控除の対象寄附金も控除対象としていきたいということになったためであります。村でも個人村民税も県と同様に対象を拡充すると、そういうものの追加であります。具体的にはアの県内にあります特定公益増進法人、具体的に申しますと社会福祉法人などあります、それから認定NPOなどあります。イでは県や教育委員会が許可した特定公益信託、いわゆる奨学金等ありますが、信託財産とするために支出した金銭、それらが対象になるということでもあります。

次に、次のページになりますが、その裏になります3ページになりますが、附則の、法附則第15条第2項第6号の条例に定める割合、第10条の2であります。先ほど触れましたけれども、地方税法において償却資産であります下水道除害施設の課税標準額を4分の3の額と定めておりますが、税法の改正によりまして、この割合を市町村で定めることになったために、この第10条の2を追加するものであります。

1ページの条例文に戻っていただきたいと思います。附則の施行期日であります。「この条例は、公布の日から施行する」ということで、第34条の7の寄附金控除の規定につきましては、平成25年度以降の以後の個人村民税について適用しまして、平成24年度分までは従来どおりということになります。また、固定資産税に関する経過措置であります。平成24年4月1日以降に取得されたものが対象となります。平成25年度以後の固定資産税に適用す

るということになります。

以上、簡単であります、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） これから、議案第1号に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

続いて、議案第2号「南箕輪村防災会議条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第2号「南箕輪村防災会議条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、東日本大震災から得た教訓を生かし、いつ起きるかわからない大規模災害に備えるため、災害対策基本法の一部を改正する法律が施行されました。このため、関係する村の防災会議条例におきましても、所要の改正を行う必要が生じたため、議会の議決をお願いするものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。松澤総務課長。

総務課長（松澤 伸夫） それでは、議案第2号に係ります細部説明を申し上げます。

今回改正されました災害対策基本法では、大規模な災害に対する即応力の強化や、地域防災力の向上が求められております。このため、村防災会議条例も災害対策基本法に合わせ改正をお願いするものですが、新旧対照表によりまして説明を申し上げたいと思います。

初めに、条例の第2条第2号であります、災害対策につきましては災害対策本部で実施しておりますので、地域防災会議では「情報の収集等」を削除し、防災に関する諮問的機関として機能を強化する観点から、「村長の諮問に応じて村の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること」に改めるものであります。また、第3号では「重要事項に関し、村長に意見を述べること」を追加しております。また、第3条第5項第8号では、防災対策の充実を図ることを目的としまして、「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者」に改め、合わせまして、第6項の委員の定数も「20人」以内から「25人」以内に改めるものであります。

それでは、2枚目をごらんいただきたいと思っております。

附則でございますが、公布の日から施行するものであります。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどをお願いします。

議長（原 悟郎） 議案第2号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

続いて、議案第3号「南箕輪村災害対策本部条例の一部を改正する条例」を議題といたし

ます。

職員に議案を朗読させます。事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第3号「南箕輪村災害対策本部条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する村の南箕輪村災害対策本部条例におきましても、条ずれにより所要の改正を行う必要が生じたため議会の議決をお願いするものであります。

細部につきましては、担当課長及から御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき決定をお願いをいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。松澤総務課長。

総務課長（松澤 伸夫） それでは、議案第3号に係ります細部説明を申し上げます。新旧対照表によりまして説明を申し上げたいと思います。

同じく災害対策基本法の一部改正に伴う条例の改正となります。改正前では、第23条に都道府県及び市町村の災害対策本部を定めておりましたが、改正後の第23条では都道府県を、また第23条の2に市町村の災害対策本部を定めております。このように、市町村の災害対策本部を規定する条が変更となりましたので、「第23条第7項」を「第23条の2第8項」に改めるものであります。

それでは、2枚目をごらんいただきたいと思います。

附則でございますが、公布の日から施行するものであります。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどをお願いします。

議長（原 悟郎） 議案第3号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

続いて、議案第4号「南箕輪村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第4号「南箕輪村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、長野県福祉医療給付事業補助金交付要綱の改正に伴う、南箕輪村福祉医療費給付金条例の一部を改正するものであります。

内容につきましては、平成22年度税制改正により、年少扶養控除に対する扶養控除の廃止等が施行され、所得税にあつては平成23年分から、住民税は平成24年度分から適用となることから、低所得者老人医療費と身体障害者手帳3級及び精神障害者保健福祉手帳2級所持者

の所得制限等について扶養控除の見直しによる影響を受けないよう改正するものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。清水住民福祉課長。

住民福祉課長（清水 麻男） それでは、議案第4号について細部説明を申し上げます。

この条例につきましては、乳幼児、児童生徒、障害をお持ちの方、母子・父子家庭、また一定の条件を満たした老人等の医療費を助成する条例であります。それぞれの対象者には所得制限を設けているものといないものがございます。今回所得制限を設けているもので平成22年度税制改正に伴う扶養控除見直しによる影響を受けないようにするための条例改正でございます。議案の最後に参考資料を添付してございますので、ごらんいただきたいと思っております。

1の下に、上のほうに枠で囲ってあるところがありますが、これが扶養控除見直しの概要であります。まず、子ども手当創設に伴い、年少扶養親族15歳までに対する扶養控除が廃止されました。所得税では38万円、住民税では33万円、また高校の実質無償化に伴いまして、16歳から18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ分が廃止をされました。所得税25万円、住民税12万円が廃止されたということになります。なお、所得税につきましては平成23年分から、住民税は平成24年度から適用をされます。本条例の中に所得制限を設けているものはその下の①の低所得者老人の村民税非課税世帯と②の身体障害者手帳3級所持者と精神障害者保健福祉手帳2級所持者の所得税非課税者であります。そこで、低所得者老人、身体障害者手帳3級所持者及び精神障害者保健福祉手帳2級所持者の方が、扶養控除見直しにより福祉医療の支給制限の影響を受けないようにするため、低所得者老人の扶養控除の計算方法は前の新旧対照表の条例第3条第2項第4号に、身体障害者手帳3級所持者と精神障害者保健福祉手帳2級所持者の扶養控除の計算方法は同じく第6号で規定をするものでございます。また、資料の③にありますように、前年の所得の判定の時期についての規定が今まで明確化されていなかったので、所得の判定については、1月から7月までの療養の給付等については前々年の所得で判定する旨を同じく第3条第2項第5号に規定をし明記をするものでございます。

最初のページの本文に戻っていただきまして、一番下の附則でございますが、この条例は公布の日から施行し、平成24年8月1日から適用をするものであります。

以上で細部説明を終わります。

議長（原 悟郎） これから、議案第4号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

議案第5号「平成23年度南箕輪村一般会計歳入歳出決算の認定について」、議案第6号「平成23年度南箕輪介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第7号「平成23年度南箕輪村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第8号「平成23年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第9号「平成23年度南箕輪村水道事業会計決算の認定について」、議案第10号「平成23年度南箕輪村下水道事業会計決算の認定について」を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議 長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第5号から議案第10号までは、平成23年度各会計決算の認定に関する6議案であります。一括して提案理由を申し上げます。

南箕輪村一般会計、南箕輪村介護保険事業特別会計、南箕輪村国民健康保険特別会計、南箕輪村後期高齢者医療特別会計、南箕輪村水道事業会計、南箕輪村下水道事業会計について、平成23年度の決算の調整が済み、地方自治法及び地方公営企業法の規定により監査委員の審査を受けましたので、議会の認定をお願いするものであります。

決算の概要につきましては、この後会計管理者及び建設水道課長から、細部につきましては、審査の際、担当課長及び担当係長から説明申し上げます。

よろしく御審議をいただき認定をお願いいたします。

議 長（原 悟郎） 次に、決算概要について説明を求めます。中尾会計管理者。

会計管理者（中尾由美子） それでは、私のほうから議案第5号から第8号までの平成23年度の各会計の決算の概要について説明をさせていただきます。

お手元に決算書のほかに水色の冊子を2冊お配りしてあります。薄いほうの冊子の決算調書をごらんいただきたいと思えます。

目次をめくっていただきまして、1ページから概要についてまとめてあります。そちらに沿って説明を申し上げますのでよろしくお願いをいたします。なお、こちらの調書に示してあります数値ですが、それぞれ調書により単位が異なっております。端数処理の関係で末尾一桁の数字が一致しない箇所もありますので、あらかじめ御了承いただきたいと思えます。

では、1の一般会計から説明申し上げます。

平成23年度当初予算は、歳入歳出の総額51億4,000万円とし、前年度に引き続き、子育て、福祉教育の充実、活力と元気を育む村づくり、安心・安全な村づくり、生活優先の村づくりとともに共生の村づくり、健康な村づくりを目指してスタートいたしました。経済が不安定な中、平成23年3月の東日本大震災により日本経済は大きな打撃を受けました。さらに海外経済の減退等先行きの見通しは厳しかったものの、国の経済対策による子ども手当の給付事業や国の交付金制度を活用した事業などの実施により、最終予算額は平成22年度繰越明許費を除き57億8,610万7,000円となりました。歳入決算の総額は61億1,768万1,000円となり、前年度より6億2,007万6,000円、率にいたしまして11.3%の増となりました。

また、歳出決算の総額は56億3,536万円で、前年度より6億6,724万4,000円、率にいたしまして13.4%の増となり、結果、歳入歳出の差し引き残額は4億8,232万1,000円となりました。

(1)の歳入でございます。

村税収入が20億3,714万5,000円で、前年度より1.3%の増となりましたが、村税が歳入総額に占める割合は、前年度より3.3ポイント減少し33.3%となりました。

村税のうち村民税の個人分につきましては、6億3,939万6,000円で、前年度より1,156万8,000円、率にいたしまして1.8%の増となりました。しかしながら、法人分につきましては、リーマンショック以降経済情勢が不安定なこともあり、前年度より443万7,000円、率にして

2.2%の減となりました。

また、固定資産税は9億7,641万1,000円で、前年度より176万3,000円減額となりましたが、村税全体から見ますと固定資産税は47.9%を占めております。

軽自動車税、村たばこ税を加えた普通税の徴収率につきましては、現年度分が98.5%で前年より0.1ポイントの増、滞納繰越分は22.2%で前年より2.4ポイント増、全体では94.2%となり前年度より0.3ポイント増となりました。

次に、(2)の歳出でございます。

前年度比較で増額率が大きいものから、消防費、農林水産業費、民生費となっております。こちらの主な要因は、消防費につきましては、デジタル防災行政無線設置事業の実施であります。農林水産業費につきましては、森の交流施設建設事業、農業活性化緊急基盤整備事業の実施、民生費は、療育施設建設事業、保育園に設置いたしました太陽光発電設備設置事業、松寿荘施設整備事業などが挙げられます。一方、減額率の大きいものは、土木費、ついで公債費、総務費となっております。

次に、(3)の村債でございます。

平成23年度は、臨時財政対策債3億4,853万1,000円、防災対策事業債8,660万円の借入れを行いました。そして、元金3億6,004万1,000円償還いたしましたので、年度末残高は41億3,486万6,000円となり、前年度と比較して7,509万1,000円増となりました。

村債の詳細につきましては、この調書の38ページから42ページに村債明細としてお示しをしておりますのでそちらを御確認いただければと思います。

次に(4)の基金でございます。

基金につきましては、心身障がい児通園事業等の財源として、福祉基金を2億766万9,000円、教育振興事務事業に住民生活に光をそそぐ基金204万円、奨学資金援助事業等に人づくり基金98万1,000円を取り崩しました。また、積み立てについては、財政調整基金を初めとする5つの基金で積み立てを行いました。

基金の状況につきましては、この調書の23ページから37ページにかけまして基金明細としてお示ししてあるので御確認いただければと思います。

次に、(5)の主要事業でございます。

ソフト事業といたしましては、子育て・教育・文化面では、療育保育の実施事業、小中学校特別支援・教育支援事業、教職員用パソコン整備事業等の実施を行いました。

健康・福祉面では、ワクチン接種用補助事業、女性特有のがん検診推進事業など健康な村づくりを目指す事業の実施を行いました。

自治・協働では、共生の村づくり、積極的な住民参加を目指して、地域活動を支援するための補助事業や協働の村づくり推進事業など実施いたしました。

生活・環境面では、住宅用新エネルギー設置補助金事業や住宅リフォーム補助事業などを行いました。また、橋梁長寿命化調査計画策定事業は、従来の対症療法的な維持管理から予防保全的な維持管理への政策転換を進め、安全安心な村づくりの事業として進めました。

産業交流では、松くい虫防除対策事業として、薬剤樹幹注入や間伐等の実施、里山整備補助事業など森林保全事業を行いました。また、愛の鐘イベント事業も趣向を凝らした新たな試みを積極的に取り入れ、大芝高原のPRにも取り組んできました。

ハード事業では、子育て・教育・文化の面で、南箕輪小学校体育館改修事業、中部・南部保育園太陽光発電施設設置事業を実施いたしました。

健康・福祉の面では、松寿荘施設改修事業、障害者生きがいセンター施設改修事業、療育保育の拠点となる施設たけのこ園の建設事業を行いました。

自治・協働面では、デジタル防災行政無線設置事業、消防施設整備事業として、田畑屯所、沢尻屯所の補修事業、消防本部指令車購入事業などを行いました。

生活・環境面では、生活優先の村づくり事業として巡回バスを新たに購入し、運行の充実を図りました。また、道路整備事業では、社会資本整備総合交付金事業による村道6号線の歩道設置事業や村道10号線歩道設置事業等を行いました。

産業交流面では、農業活性化緊急基盤整備補助金を活用し、久保・塩ノ井区等水路改修工事を行いました。また、大芝高原関連では、大芝荘宴会棟ほか屋根改修工事、森の交流施設の建設等、大芝高原施設の充実を図るよう整備を行いました。

次に、(6)の繰越明許費でございます。

西部保育園駐車場整備工事、大芝の湯・大芝荘浴槽ろ過機等改修工事や道路改良工事など以下の14事業で総額1億7,189万1,000円となっております。年度内に支払いが終わらない見込みとなったため、予算の定めることにより翌年度に繰り越しをさせていただきました。

以上が一般会計についての説明とさせていただきます。

次に、特別会計について説明を申し上げます。

2の介護保険事業特別会計です。歳入決算額につきましては、6億9,842万3,000円で前年度に比べ0.08%の増となりました。主な内訳は、保険料、国庫支出金、支払基金交付金等々でございます。

歳出決算額につきましては、6億8,886万4,000円となり、前年度に比べ2.8%増となり、うち保険給付費が歳出の93.7%を占め、前年度より0.4%増加いたしました。また、地域支援事業費が1,295万7,000円、率にして11.7%増となりました。支援事業につきましては、地域包括支援センターと連絡をとりながら事業の充実を図るよう行っております。結果、歳入歳出の差し引き残額は955万9,000円となりました。年度末の1号被保険者数は2,928人で、前年度と比較して89人ふえております。

続きまして、3の国民健康保険特別会計です。

歳入決算額は11億1,382万円で、前年度より9.9%の増となり、このうち歳入の基本となる保険税については、前年度より14.7%の増となりました。保険税の徴収率については、現年度分が94.49%、滞納繰越分が24.32%、全体では80.80%となっています。

次に、歳出決算額ですが11億103万5,000円で、前年度より9.8%増となりました。うち保険給付費は歳出総額の67.7%を占め、前年より8.5%増となりました。年度末の被保険者数は、全体で3,524人うち一般被保険者数が3,240人、退職被保険者数が284人で、加入世帯数は1,964世帯となっております。

次に、4の後期高齢者医療特別会計について説明申し上げます。

歳入決算額につきましては、8,990万2,000円で前年度より0.02%の増となりました。主な内訳は保険料と繰入金でございます。歳出決算額は8,781万9,000円で、前年度に比べ0.2%の減となり、結果、歳入歳出差し引き残額は208万3,000円となりました。徴収率につきましては97.9%で、年度末被保険者数は1,488人となっています。

以上、一般会計を初めとする4会計について決算の概要を説明いたしました。詳細につきましては審査の際に御説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

なお、歳入歳出の決算の状況につきましては、お手元にお配りしております決算書添付書類にグラフ等で示されておりますので、決算書と照らし合わせながらごらんいただければと思います。ただし、この決算書添付書類の数値ですが、決算統計に基づく数値となっており、決算書とは数値の集計方法が異なるために一部本決算書の数値とは一致しない部分があります。その点御了承願いながらごらんいただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

議長（原 悟郎） 続きまして、水道事業会計、下水道事業会計の決算概要について説明を求めます。藤田建設水道課長

建設水道課長（藤田 貞文） それでは、初めに議案第9号、平成23年度南箕輪水道事業会計決算の概要につきまして御説明を申し上げます。

先にお配りをさせていただいております決算資料の主要施策成果説明書及び決算書添付書類で説明をさせていただきますので、そちら資料の54ページのほうをごらんいただきたいと思っております。

初めに、一般事項について申し上げます。

給水に当たりましては、年度当初より、安心・安全の水を安定的に供給することに努め、平成23年度は約172万3,000トン进行配水し、有収率は76.5%となっております。前年度と比較をしますと、給水人口は223人の増となり、配水量も給水人口の増化とともに約4万トンの増加となっております。上伊那広域水道用水企業団からの受水量につきましては、前年度より約6,000トン減少しまして約148万トンとなっております。しかしながら、平成22年度に引き続きまして、企業団からの受水量が例年に比べ増化をしております。その要因といたしましては、第2配水池の急速ろ過装置修繕工事の際に、自己水源からの取水を停止しまして企業団からの受水をしていたことによるものであります。また、資本投資の改良工事につきましては、大きな事業執行はなく通年的に行われている事業のみの執行となっております。

続きまして、決算の状況について申し上げます。

平成23年度の給水人口は、先ほど申し上げましたとおり増化をしておりますが、水道事業収益は2億3,147万6,612円となり、昨年度と比較しますと4.3%の減となりました。その要因といたしましては、昨年4月1日施行の水道料金の改定によりまして、料金が5%の引き下げとなったことが影響をしております。これによりまして、水道使用量を含む営業収益は、昨年度比3.5%減の2億2,925万63円となっております。営業外収益につきましては、資金管理として積み立てをしております大口定期預金の満期の到来件数が少なかったことによりまして利息の受け取りが減少したことにより、昨年度比で46.4%の減の222万6,549円となっております。

対しまして、水道事業費用でございますが、納付消費税を除きまして2億4,926万3,839円となっております。その内訳でございますが、営業費用につきましては、資産の除却による資産減耗費が増加をしたことによりまして14.3%の増の2億4,076万1,106円、営業外費用は、支払い利息などの合計で850万2,733円となっております。この結果、平成23年度につきましては、10年間続きました黒字が赤字へと転じまして、純損失は納付消費税及び地方消費税を除いて1,778万7,227円となっております。

以上が平成23年度の水道事業会計決算の概要であります。

次に、議案第10号、平成23年度南箕輪村下水道事業会計決算の概要につきまして御説明を申し上げます。同じく決算書添付書類の66ページのほうをごらんをいただきたいと思っております。

初めに、総括事項でございますが、村の全体的な下水道事業につきましては、平成22年度に基幹整備が完了をしまして、平成23年度からは投資的なインフラ整備から維持管理を主体とした事業運営に移行をしているところであります。こうした状況の中、南箕輪村公共下水道全体計画の事業認可変更の承認を受け、公共下水道事業と農業集落排水事業の統合など、経済的かつ効率的な事業運営を行うべく整備も進めてまいります。また、予防保全型の維持管理といたしまして、耐用年数に捉われない計画的な維持修繕及び更新を図るべく、終末処理場施設にかかわる長寿命化計画を策定をしているところでもあります。

次に、普及状況及び建設改良についてでございますが、公共下水道事業につきましては、新たな宅地造成等に伴う水洗化のため、管渠布設工事の枝線整備を実施するとともに、浄化センター、マンホールポンプ場の維持管理を実施をしております。このことによりまして、処理区域内の人口は昨年度より286人増の1万2,752人、排水区域内の面積は777ヘクタール、また下水道管布設延長も約270メートル増の136キロメートルとなっております。なお、水洗化人口は535人増の1万71人、水洗化率も79%と昨年度比2.5%の増加となっております。有収水量は、昨年度より5万1,966立方メートル増の114万35立方メートルとなっております。

農業集落排水事業につきましては、実質的な建設工事は完了をしておりますので、維持管理が中心の事業経営となっております。

続きまして、67ページのほうでありますけれども、経理の決算状況について申し上げます。

平成23年度は、下水道事業収益が4億6,355万1,815円となり、その内訳でございますが、営業収益では、下水道使用料などで2億2,278万5,015円、また営業外収益では、一般会計からの補助金などにより、2億4,076万6,800円となっております。下水道使用料につきましては、前年度と比較をしますと11.7%の増となっておりますが、この要因といたしましては、4月1日施行の使用料の引き上げ改定が影響をしているところであります。対しまして、下水道事業費用につきましては、5億649万2,490円となっております。その内訳でございますが、営業費用では、管渠費、処理場費などの合計で3億2,692万7,808円、また営業外費用は、企業債の支払い利息などの合計で1億7,918万1,780円となっております。この結果、平成23年度の純損失につきましては、納付消費税及び地方消費税を除きまして3,655万9,175円となっております。

以上が平成23年度の下水道事業会計の決算の概要であります。また、上水道、下水道それぞれの会計の決算の細部につきましては、審査の際に御説明を申し上げたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 以上で、議案第5号から議案第10号までの説明が終わりました。

ここで決算審査の結果につきまして、監査委員から報告を求めます。有賀松雄代表監査委員。

代表監査委員（有賀 松雄） それでは、平成23年度の南箕輪村会計決算の審査の結果を御報告申し上げます。お手元に平成23年度の南箕輪村各会計決算及び基金の運用状況及び健全化判断比率等の意見書があると思っておりますので、それを見ていただきながら、これに基づいて

御説明をしていきたいと思ひます。

この決算審査は、地方自治法、地方公営企業法、地方公共団体の健全化に関する法律に基づいて、百瀬監査委員と合意のもとに作成をした意見書でございます。本日私のほうから代表して御報告を申し上げます。

まず、1ページをごらんいただきたいと思ひます。

この審査の対象はですね、(1)にありますとおり、平成23年度の南箕輪村一般会計歳入歳出決算から下水道事業会計の決算までの6会計について、7月の12日から8月の9日までの10日間かけて実施をいたしました。

その方法でございますけれども、村長及び教育委員会から出されました関係書類及び監査委員のほうから求めました調書に基づきまして、(3)の①から④につきまして、会計管理者、それから課長、係長から説明を聴取して審査をしていきました。また、例月の出納検査やそれから定期監査を参考にしながら工事の実施状況についても現地調査も合わせて行っております。

その結果でございますけれども、審査に付された一般会計、特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の決算書、附属書類の各係数は、関係帳簿、証書と照合の結果、審査した範囲の中では、計数に特に誤りも認められず、おおむね適正に処理をされたものと認定をいたしました。また、公有財産に関しては、調書及び基金の運用状況についても誤りが認められず、おおむね適正な管理がされているものと認定をいたしました。

引き続き2ページをごらんいただきたいと思ひます。2ページ以降には、審査の意見とそれから決算の結果を前年と対比をしながら表にしてありますので、それについての意見について御説明をしたいと思ひます。先ほどからですね、報告がありました会計管理者、それから建設水道課長と重複するところも多々あると思ひますけれども、その辺のところについては御容赦いただきたいと思ひます。

一般会計から申し上げます。

一般会計の主要事業については、従来の事業に加えて療育施設建設事業、南箕輪の小学校体育館改修事業、ワクチン接種補助事業、避難者支援システム事業、デジタル防災無線整備事業、橋梁長寿命化調査計画算定事業、森の交流施設建設事業などの新しい事業が行われました。

次に、歳入歳出の状況でありますけれども、収入総額が61億1,768万1,352円で、前年に比べて11.3%の増、歳出総額がですね、56億3,536万765円、前年に比べて13.4%の増となっております。差し引きで残額が4億8,232万587円という結果でございました。

3ページに入ります。

歳入面では、税収において昨年に比べてみますと個人村民税で1.8%の増、また法人村民税は2.2%の減となっております。その他の税については若干の増減はありますけれども、厳しい経済状況の中でありながら、前年に比べて村税全体で2,574万682円ということで多くなっております。

次に、歳出についてですけれども、議会費、民生費、衛生費、農林水産業費、それから商工費、消防費、教育費が増加をしております。総務費、土木費、公債費が減少したという結果でございます。

次に、村債でございますけれども、返済から、それから新たな借入れを行い、年度末残

高が41億3,486万6,579円で7,508万9,491円、率にして1.8%の増という結果になっております。

次に、基金であります。基金の取り崩しについては人づくり基金、住民生活に光をそそぐ基金、福祉基金、村営住宅の敷金積立金、介護保険臨時特例基金で2億2,367万2,793円あります。積み立てのほうは財政調整基金、減債基金、学校改築基金、住民生活に光をそそぐ基金、村営住宅敷金積立金、大芝高原温泉関連施設整備基金など9基金で2億6,700万1,451円になっております。なお、年度末残高は31億5,146万9,648円となっております。

次に、4ページをごらんいただきたいと思えます。

財政状況でありますけれども、先ほど来村長から説明がありましたので細部については省きたいと思えますけれども、数値的にはおおむねよい数値になっております。経常収支率がここ数年高くなっておりますけれども、財政の硬直化が進んでいることを示していますけれども、他の比率を見ますと低くなっております。今後の財政運営においても経常経費の削減や一般財源の確保により一層の努力を望むものであります。

それから次の5ページの収入未済の関係でございますけれども、前年度と比較しますと、収入未済が496万円余り減少しております。よい傾向ではありますけれども、この表を見ていただくとわかるようにやはり平成23年度の収入未済額はいまだ1億円を超えております。それから、不納欠損が844万円余りと、これをあわせると1億2,543万円余ということで、非常に大きな額になっています。

徴収に当たっては、担当の職員、また集中の滞納整理を出納の閉鎖時期に、また12月の全職員でチームを組んで実施をしているという状況で、徴収率は前年に比べると向上しておりますが、非常に厳しい状況であります。なお、平成24年度から機構改革により収納対策課が財務課の収納係となりましたが、これまでどおりですね、集中の滞納整理や県税の徴収対策室との協働、または電話の催告やコンビニエンスストアでの納付の推進等さらに進めていただきたいと、また地方税の滞納整理機構も有効に活用されて徴収業務に努力をしていただきたいと思えます。なお、保育料の関係についても同様に努力をお願いしたいというように思えます。

次に、6ページでございます。

現地調査の結果につきましては、そこに記載してあるとおりのところを調査をいたしましたけれども、おおむね適正に処理をされていたということでございます。

次に、7ページから特別会計に入らせていただきます。

介護保険事業につきましては、約7億円という規模となって大きくなっております。平成23年度においては未収金が145万円ありますので、前年に比べて半減をしているということで、徴収の成果はよかったかなというふうに思えます。内容を見ると介護保険の利用者が直接納税者であるという厳しい状況ではございますけれども、徴収業務については一層努力をしていただきたいというふうに思えます。

次に、国民健康保険ですけれども、平成23年度の収納率は82.8%、収入未済額は昨年と比べて6.6%の減となっております。被保険者に保険制度の本質をもっともっと理解をさせ、財源の確保のためにさらなる未済額の徴収に対して健全運営に努めていただきたいというふうに思えます。

次に、後期高齢者医療についてですが、保険料の徴収状況については収入未済が120万円

となっております。ほぼ横ばい状態です。昨年と変わらないということですね。早期の解決に努力をお願いをしたいというふうに思います。

次に、10ページから公営企業会計に入らせていただきます。

まず、水道事業会計につきましては、資本的収支において1,335万729円の不足がありますが、過年度分の損益勘定保留資金によって補填をされてます。資金不足比率もゼロとなっていることから、おおむね良好であるというふうに判断をいたしました。

水道料金の収入未済についても、基本的には効率的な処理を行って成果を上げているということは認められます。ですが、不納の欠損にならないように一層の努力をされたいというふうに思います。

次に、11ページの下水道事業会計でございます。

総収益は4億7,467万2,616円で、総費用は5億1,069万1,154円となっております。差し引きますと3,601万8,538円の損失になっているという状況でございます。公共下水道事業はその整備が終了したと言われております。水洗化率は79%となっておりますが、これも早期に接続の推進に努力をお願いしたいというふうに思います。今後は下水道管の耐震化や、管渠等の維持管理のための長寿命化計画を算定し、再整備の計画を立てるということなのですが、その費用についても計画的な資金運用に努められたいというふうに思います。

最後になりますが、15ページをお開きいただきたいとします。

平成23年度の健全化判断比率及び資金不足比率の意見書でございます。これにつきましては、ごらんいただきますように、審査の概要、審査の期日、審査の手続を記載させていただきました。それらから健全化の比率の算定される基準となる事項を記載した書類を確認をしておきましたが、いずれも適正に処理をされております。また、16ページの下水道事業ですけども、この関係についても資金不足比率はゼロとなっております。この算定の基準となる事項を記載した書類もいずれも適正に作成されているものと認められました。

以上が報告の内容でございますが、このほかに事務的な指摘事項につきましては口頭でお伝えをしておりますので申し添えます。

以上で、平成23年度の監査報告を終わります。

議長（原 悟郎） 以上で、審査の結果の報告を終わります。

お諮らいたします。ただいま議題となっております議案第5号から議案第10号までについては、質疑を省略して総務文教常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 悟郎） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号から議案第10号までは、総務文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

ただいまから10時55分まで休憩いたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時55分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審査を続けます。

議案第11号「平成24年度南箕輪村一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議 長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第11号「平成24年度南箕輪村一般会計補正予算（第2号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では、普通交付税及び繰越金等の額の確定によるものが主なものであります。歳出では、南部保育園保育室増築工事、福祉灯油券交付事業、通学道路等の交通安全対策工事、南原雨水排水対策工事、財政調整基金積立金の補正が主なものであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5,447万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を52億656万8,000円とするものであります。

細部につきましては、副村長及び担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき決定をお願いいたします。

議 長（原 悟郎） 細部説明を求めます。加藤副村長。

副 村 長（加藤 久樹） 細部説明を申し上げます。

歳出から御説明いたしますので、16ページごらんいただきたいと思います。

3歳出、01款議会費であります。0101議会事務16万7,000円の増額補正でございます。こちらは議会行政視察の旅費でございます。

次のページになりますが、02款総務費、総務管理費の0201一般管理事務であります91万7,000円の増額をお願いするものでございます。旅費の7万円につきましては、防災士資格取得のための職員3名分の旅費でございます。19の負担金、補助及び交付金の84万7,000円でございますが、こちらにつきましては負担金で18万3,000円、これは職員3名分の研修の防災士の取得をするための負担金でございます。補助金で66万4,000円計上してございますが、これは職員以外で地域住民の皆さん方が防災士を取得するための養成、こちらは補助金で支出をいたしますので、これにつきましては一応8名分を予定をしております。次に、0202の庁舎管理事務でございます75万円の増額をお願いするものでございます。委託料でございますが、省エネ照明器具設置コンサル料としてございますが、庁舎の照明をLED化と、こういうことで考えておりましたけれども、より効率的な方法を選択するために、他方面から検討したいということで、コンサルを入れましていろいろな方法を検討したいということで考えているものでございます。次に、文書広報費の0210の文書広報事務であります8万3,000円の増額をお願いいたします。備品購入費であります。議会の録画放送をするための記録媒体でございます。基金費で0257財政調整基金積立金であります。1億8,000万円を平成23年度決算に基づいて積み立てをするものでございます。当初の村長挨拶の中でもございましたけれども、これを積み立てることによって財政調整基金が23億円余になります。基金全体では28億7,800万円余となるところでございます。戸籍住民基本台帳費の次のページの0265戸籍住民基本台帳事務であります76万9,000円増額をお願いいたします。こちらにつきましては職員が産休引き続き育休に入ると、こういう予定がございますので、6カ月分の臨時職員賃金でございます。次の統計調査費であります。0282統計調査総務事務で1万5,000円増額をお願いいたします。需用費と役務費で計上してございますが、統計調査員の確保対策事業というものが新たにできまして、全額補助事業となりますので、

これの支出でございます。

次のページへ参ります。

03款の民生費であります。社会福祉費の0301社会福祉総務事務であります。433万9,000円の増額をお願いするものであります。主なものは福祉灯油券でございます。対象が386世帯見込んでおりますが、11節の需用費と12節の役務費、20節の扶助費がそれぞれこの福祉灯油券に関するものでございます。15節の工事請負費で100万円計上してございますが、松寿荘の入り口、玄関付近の舗装が傷んでおります。約47平米でありますけれども舗装補修を行う費用でございます。次に、0306の障がい者福祉事業であります。798万7,000円をお願いするものでございます。これはたけのこ園の関係になります。障がい者自立支援の給付費として国保連合会へ支払うものでございます。高齢者福祉費の0311介護予防・地域支え合い事業でございます。こちらにつきましては、増減はございません。報償費と負担金、補助及び交付金の巻きかえになるものでございますが、地区社協で講師を派遣する関係でございますが、補助金、いわゆる性格的に補助金のものでございますので、科目を改めて振りかえるところでございます。0316の高齢者福祉総務事務であります。200万円の増額補正であります。こちらは北原地区にあります民間の施設ふれあいの里の備品購入費全額これは補助金で賄うものでございますので、また入のほうにもございますが、200万円備品費の補助金でございます。次のページへ参りまして、0322の高齢者福祉総合対策助成事業であります。63万円の増額となっております。高齢者にやさしい住宅改良補助金、当初は126万円2件を見込んでおりましたけれども、既に支出予定ということで1件分追加をするものでございます。0324の高齢者日常生活用具貸出事業では5万3,000円の増額補正であります。車椅子、それから電動ベッド、これらの修繕が必要になりましたのでこの修繕費であります。0327の老人保護措置事業であります。1万6,000円の増額となります。施設入所負担金の精算金であります。養護老人ホームの平成23年度の負担金の精算でございます。0329の高齢者医療事業で759万円あります。こちらは後期高齢者医療の平成23年度の精算金、これが確定をしてまいりました。当初予算でも計上してございますが、これが増額となりましたので不足額を補正をするものでございます。児童福祉費で0330児童福祉総務事務であります。72万円の増額補正をお願いするものであります。こちらにつきましても村長、当初の冒頭の挨拶の中でありました、病児・病後児の保育委託料ということでございます。保育料入所者については本人負担分を無料とするものでございまして、36回分一応計上をさせていただきます。児童措置費になります。次のページへ行きまして、0340の保育園運営事業であります。2,138万円の増額補正をお願いするものでございます。委託料で120万円、南部保育園の保育室増築のための設計管理委託料となっております。15節で2,018万円でございますが、中部保育園の遊具、雲梯でございますけれども、年長児等が体型が向上してきたといいますか、そのためか年長児はこの雲梯、ぶらさがっても足がついてしまうというようなことから、大きな年長児用のものを1台18万円で設置していきたいと、こういうことで工事をするものであります。さらに南部保育園の保育室の増築でございますけれども、約65平米を一応想定しております。坪数で言いますと20坪程度になります。これを2,000万円で増築したいと、こういうことの費用でございます。0342の児童発達支援事業で77万2,000円でございます。たけのこ園の関係でございます。それぞれ年度当初で予定をしておりましたけれども、需用費等につきましては、さらに必要な消耗品等が出てきたと、こういうことであります。それ

から、電話料につきましてもまだ不足ということで追加で7万2,000円をさせていただくと。工事請負費の関係につきましても、屋外にどうしても物置が、遊具でありますとか掃除用具、こういったものを全て屋内の物置で考えておりましたが、屋外にも必要ということで6.5平米、これは既製品のプレハブでございますけれども、これを設置をしたいということで40万円をお願いするものであります。

04款の衛生費であります。保健衛生費の環境衛生費、0407環境衛生事業であります。400万円の増額でございます。住宅用の新エネルギーの施設設置補助金、太陽光発電等が特に多いわけでございますが、32戸分を一応見込んでおります。

次のページへ参りまして、06款の農林水産業費になります。農業費、農地費の0631村単独土地改良事業で6,000円の増額、これは県営の西天竜ストックマネジメント事業の負担金増に伴うものでございます。0643の農地・水保全管理事業であります。2万円の増をお願いするものでございます。神子柴地区で取り組んでおりますこの事業で村の事務費が交付されると、こういうことになりましたので、プリンターのインク代ほか消耗品に充てると、こういうものでございます。西部開発振興費で0635の西部開発振興事業57万1,000円の増額であります。こちらにつきましては、県営の基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金となっております。伊那西部地区の水利施設分でございます。林業費であります。林業振興費の0651林業振興事業で218万1,000円の増額であります。需用費で70万円、赤松の小屋、みんなの森にあります赤松の小屋、1回修理をいたしました。さらに半分残っております。この残っている部分をデッキの修理をしたいということで70万円、それから委託料で124万円あります。村有林の整備委託料として12万円、これは森の里親事業で企業からいただいたものをこの整備に当てると、こういうものであります。それからみんなの森の中の看板設置の関係で112万円あります。赤松の小屋でありますとかトイレ、こういった表示、それからウオーキング指導のための看板、こういったものを設置する費用でございます。さらに負担金、補助及び交付金で24万1,000円、これは上伊那森林組合で購入する機械の負担金でございます。

次、25ページへ参りますが、07款の商工費になります。商工振興費の0702商工振興事業で、21万2,000円の増額であります。上伊那地域の産業活性化計画、これの負担金でございます。上伊那産業振興会が平成25年度からのこの活性化計画をつくり、この負担金となるものであります。観光費で0703観光振興事業で20万円増額であります。愛の鐘の周辺、イルミネーション関係の仮設配線ということで、味工房から愛の鐘のほうへ向かう通路及び愛の鐘、現在改修工事中であります。この周辺の配線工事であります。

次のページへいきまして、08款の土木費になります。土木管理費、土木総務費の0801土木総務事務であります。30万円増額補正をお願いするものであります。国土調査の成果修正委託料ということで3筆修正をする必要が出てまいりました。この費用であります。道路橋梁費の関係になります。0803道路維持事業で2,934万8,000円増額をするものでございます。こちら村長冒頭挨拶の中でありました通学路の安全対策、これを集中的にやる、これが主なものでございまして、15節の工事請負費で2,200万円、交通安全関係で計上してあります。その上の委託料の484万8,000円、これにつきましては4月と6月と7月の2回豪雨がありました。あるいは灯油の流出、こういったものがありまして、災害発生がございましたときに、この対応をしていただいたその委託料でございます。250万円の需用費につきまして

は、この豪雨災害時と南殿の車沢川がJR付近でオーバーいたしまして、JRの線路のれき等を一部洗い流すというような状況が出ました。この付近の修理等をするものでございます。次に、道路新設改良費であります。0808村単道路改良事業であります。こちらにつきましては、増額はゼロであります。委託料から工事請負費に巻きかえをすると1,000万円でございます。これにつきましては、南原地区の排水対策、これをコンサルを入れて計画をつくると、こういう予定でありましたけれども、広域連合の土木振興課と職員とで検討をした結果、コンサルを入れなくてもその方向が出たと、こういうことでございますので、即工事を、必要な工事をしていきたいと、こういうことで工事費に計上をするものでございます。次に、住宅費でございます。次のページへ行きまして、0830の住宅管理事業であります。5,000円、これは村営住宅退去の家賃還付金であります。前年度分でございますので、こちらに還付金として計上をさせていただくというものでございます。

次のページの09款消防費であります。常備消防費の0901常備消防事務であります。889万2,000円の増額をお願いするものであります。伊那消防組合の構成市町村の負担金でございますが、このうち広域化に伴う事務局の人件費分が201万1,000円あります。そのほか、消防署の庁舎建設に伴う分でありまして、基本計画、それから地質調査、用地測量、これに要する費用が688万1,000円、これをお願いするものであります。次に、消防施設費の0910消防施設整備事業で115万円あります。消火栓の維持管理の関係でございます。2件ありますが、1件は北殿で民地に設置してあるものがこの土地所有者の要望により移転をする必要が出てきたということで、これが35万円あります。もう1件が沢尻でございますが、当初130万円、新設をするということで予定をしておりました。沢尻地区は御承知のように伊那の市営水道になっております。当初伊那のほうから本管が75ミリが入っているという想定のもとに即そこにつければいいと、こういうことで見積もりをいただいていたわけですが、実施する段階になって伊那の水道のほうから、本管が50ミリのものが入っているということで75ミリに布設がえをしなければならぬと、こういうことが連絡がございまして、こんために布設がえ費用80万円を増額をさせていただくと、こういうものでございます。

次に、10款の教育費であります。教育総務費、教育振興費の1005教育振興事務で11万9,000円あります。こちらにつきましてはスクールバスの修繕料でございます。点検をいたしました結果、2台に修繕の必要があると、こういうことで指摘がございまして、いずれもタイヤでございますが、1台は前輪を2本かえると、両側の2本をかえるというもの。もう1台は後輪、これは後輪はダブルになっておりますのでそれを2本かえると、こういうものでございます。次に、小学校費の学校管理費1010南箕輪小学校管理事務で3万8,000円増額であります。交通安全対策の消耗品として靴に反射板をつけると、こういうことで安全対策をするものということで760枚を予定をしております。同じく1017南部小学校管理事務で1万円でございますが、これも同じ反射板の関係、これは200枚分でございます。中学校の関係2万5,000円、これも同じものでございます。これは500枚分でございます。次のページへいきまして、1023の中学校改築事業であります。増減はございません。財源組み換えだけでございます。音楽室の改築が木の香る環境づくり推進事業交付金、これが補助対象になるということが確定をいたしましたので、189万5,000円の補助金を見込み一般財源を減額するものでございます。社会教育費の図書館の管理事業、1059図書館管理事業では9,000円の増額であります。子どもの読書活動の推進会議の委員報酬ということで、第2次子ども読

書推進計画、この策定に当たりまして報酬を増額するものでございます。

14款の予備費は7,920万3,000円の財源調整でございます。次のページの給与費明細でございますけれども、先ほど教育費の図書館のところでも申し上げました図書館事業の子ども読書活動委員の分、一番その下に比較のところにございますが4名9,000円分増額をすると、こういう形のものでございます。

歳出については以上でございます。

次に、歳入、8ページごらんいただきたいと思えます。

11款の地方特例交付金であります。271万7,000円の増額であります。交付額が確定をいたしました。この分を増額するものでございます。

次のページの12款の地方交付税でございますが、こちらにつきましても交付額確定をしてまいりましたので、3,117万5,000円とするものであります。こちらにつきましては、普通交付税分ということで特交につきましては当初5,000万円計上して、こちらにつきましてはそのままとなっております。

次に、14款の分担金及び負担金であります。負担金で民生費の負担金が837万3,000円あります。出の0342事業でも申し上げましたけれども、児童発達支援事業これの分の38万6,000円、これは1割の通所者の負担になるものでございます。その下の798万7,000円、こちら9割分になりますが、国保連合会から入となるものでございます。次、農林水産業費の関係でございますが、負担金が45万9,000円でございます。出の0635事業のところでも申し上げました水利ストックマネジメント事業負担金、これは西部の土地開の関係のものでございます。

次のページの16款の国庫支出金であります。国庫補助金の民生費、国庫補助金200万円、北原のふれあいの里の備品、全額が国庫補助金として入ってまいります。

17款の県支出金であります。県補助金の農林水産業費県補助金が191万5,000円あります。神子柴地区で取り組んでおります農地・水保全事業、これの村の事務費補助分でございます。2万円、それから林業費の補助金では189万5,000円、これは中学校音楽室の改築事業、木の香る環境づくり総合対策事業の補助金であります。委託金でございますが、総務費の委託金として1万4,000円、統計事業のところでも申し上げました統計調査員確保対策のための事業であります。

次に、21款の繰越金でございますが2億9,831万6,000円、決算に伴う繰越額の確定であります。

22款の諸収入でございますが、雑入で377万2,000円、1件が介護保険事業特別会計の平成23年度の精算金に当たるものであります。365万2,000円、それからもう1件が森の里親事業で12万円、企業からいただく分でございます。

23款の村債でございますが、臨時財政対策債573万6,000円を増額をいたしまして、借入可能額の3億5,273万6,000円にするものと、可能額の確定によるものでございます。

歳入は以上でございます。

続いて、地方債の補正でございますが、5ページごらんをいただきたいと思えます。

先ほど歳入の一番最後に申し上げました臨時財政対策債、この借入可能額が決定をいたしましたので3億4,700万円から3億5,273万6,000円に補正をするものであります。

以上、細部説明を終わります。

議長（原 悟郎） これから議案第11号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、唐澤由江議員。

9番（唐澤 由江） 2つほどお願いいたします。

10ページの児童発達支援事業給付費の798万7,000円の支払いっていうか、国保連合会からのものの補助金についてですが、何名分を見込んでいるのかお聞きしたいと思います。

それともう一つ、21ページの南部保育園の保育室の増築工事なんですけど、これは木造であるのかどうか、どんな感じなのかちょっとお聞きしたいと思います。

議長（原 悟郎） 有賀子育て支援課長。

子育て支援課長（有賀由起子） 唐澤議員の御質問ですけれども、最初の児童発達支援事業の歳入のほうの人数ですが14名を予定しております。現在3歳未満で支援のお子さんが50名ほどいらっしゃいますが、その中で特に14名ほどの方を、お子さんたちをたけのこ園のほうに入所が必要ということで当初考えております。

それから、南部保育園のほうですけれども、これから設計のほうに入りますけれども木造を考えております。よろしくお願ひいたします。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はありませんか。

3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） 山崎です。

金額はあれですが、18ページの統計調査の関係の確保対策の補正が上がってますが、事業が新設されたという説明がありましたが、統計調査の場合時々あると、調査員が訪問したときに障害というか、人的な被害に遭ったとかいう部分で非常に苦勞するというような話が前にもありました。そういう点でその辺の安全対策というか、そういう部分に対しての活動なり事業ができたのかどうかというところをちょっと説明をいただければと思います。

それから、23ページですね、林業振興事業の中の需用費で赤松の小屋のデッキの修繕料が70万円載っています。私、先般の一般質問でもしました中での赤松のデッキの修繕については、確かにあそこ途中で修繕がとまっているというので現場の中からも指摘されてましたので、これはこれとしてありますけれども、赤松の小屋の中の一般に利用できる、いつでも開放できるという形の中でですが、中に燃料があったり備品等がありますから、その辺の仕切り等を検討しなきゃならないというような話がありましたが、この辺のところについてはこれの中に含まれているのかどうか、なければその辺のとも、小さい工事をちょくちょくやるんじゃないかと、同じような該当する物件については同時にするべきだというふうに思いますが、この辺のところを説明をしてください。

議長（原 悟郎） それでは、先に松澤総務課長。

総務課長（松澤 伸夫） 今、山崎議員から安全対策に対してという御質問でございますけれども、この事業につきましても、今年度につきましてもそうなんですけれども、調査員として今年度の場合15人ぐらいを予定しております。ただ、この調査員に対しての選任、お願ひすることが今言われましたように安全という面からもあるかもしれませんが困難になってきてるってことも事実であります。こういったことを踏まえまして県で新たにあらかじめその調査員になっていただける方を登録しておきまして、その方たちにお願ひをしていくというものの事業でありますので、今議員が言われたようなことも含めまして考えてい

るかと思ひます。

以上です。

議長（原 悟郎） 続いて、原産業課長

産業課長（原 茂樹） 赤松の小屋の修繕の関係でございます。今回の修繕につきまして外部のみでございます。昨年一部修繕をさせていただきましたが、思っていた以上に傷みが激しいということで、その追加と申しますか、残った部分についても修繕をさせていただきたいというものでございます。内部についての修繕等は入っておりません。修繕ということでございますので、必要最小限でということやっていくことになるかと思ひます。

また、中の備品等の関係でお話ございましたが、これは建物の中等を使って整理をすることでもう少し室内がきれいになるという判断をさせていただきましたので、ちょっとまだその辺がすぐという対応ができてなくて申しわけございませんが、早急に進めてまいりたいと思ひます。

以上でございます。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑は終わります。

続いて、議案第12号「平成24年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第12号「平成24年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では、前年度決算の確定見込みによる繰越金の増額補正をお願いし、歳出では、過年度分の国庫支出金等の償還による補正をお願いするものであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,220万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億7,619万5,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。清水住民福祉課長。

住民福祉課長（清水 麻男） それでは、議案第12号について細部説明を申し上げます。

予算書の6ページの歳入から説明をしたいと思います。

05款01項支払基金交付金、01目の介護給付費交付金に334万2,000円を追加し2億1,417万8,000円とするものであります。これは支払基金交付金の平成23年度給付金の精算により不足分が生じたので、334万2,000円を増額し、さらに入にさせていただくというものでございます。

次のページの7ページの14款繰越金であります。これは前年度繰越金の確定見込みにより、886万6,000円を追加し936万6,000円とするものであります。

歳入については以上であります。

次に、8ページの歳出でありますけれども、08款諸支出金の1381第1号被保険者保険料償還金に一般被保険者保険料償還金として1万3,000円を追加し6万3,000円とするものであります。過年度の保険料還付によるもので、死亡、所得更正等によるものでございます。同じく1382償還金利子等に676万1,000円を追加し676万2,000円とするものであります。平成23年度の国庫負担金等と村の一般会計繰入金の過年度精算分による償還であります。

9ページをごらんいただきたいと思えます。

09款予備費でございますが、歳入歳出調整を行いまして、543万4,000円を追加いたしまして593万4,000円とするものでございます。

歳出については以上であります。

このことによりまして、歳入歳出の総額に1,220万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億7,619万5,000円とするものでございます。

以上で、細部説明を終わります。

議長（原 悟郎） 議案第12号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

続いて、議案第13号「平成24年度南箕輪村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第13号「平成24年度南箕輪村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では、前年度決算の確定見込みによる繰越金と、前期高齢者交付金等の増額補正をお願いし、歳出では、後期高齢者支援金、介護納付金及び国庫支出金等の償還による補正をお願いするものであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,420万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億2,033万7,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明を申し上げますので、よろしく御審議をいただき、原案どおり決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。清水住民福祉課長。

住民福祉課長（清水 麻男） それでは、議案第13号について細部説明を申し上げます。

予算書の6ページの歳入をごらんいただきたいと思えます。

03款国庫支出金、01項国庫負担金、02目療養給付費等負担金に532万9,000円追加し2億2,266万6,000円とするものであります。平成24年度に入りましても医療給付費の伸びが続いておりまして、大体1,000万円を超える金額で毎月伸びております。この医療給付費に対する国庫負担金の増額を見込むものでございます。次に、02項国庫補助金、02目財政調整交付金に125万6,000円を追加し3,446万9,000円とするものであります。特定健診に係る特定保健指導の事業に係る国庫補助金が交付決定されたことによる増額補正でございます。

次に、7ページの05款01項01目療養給付費交付金に276万6,000円を追加し7,036万2,000円とするものであります。これは退職被保険者の療養給付費に係る平成23年度精算分不足分が入になってくるといふものでございます。

8ページの09款繰越金に1,178万4,000円を追加し1,278万4,000円とするものであります。平成23年度決算見込みによるものでございます。

9ページの12款01項01目前期高齢者交付金に1,307万円を追加し2億4,872万4,000円とするものであります。支払基金の算定額が確定したことによるものであります。

歳入については以上であります。

次に、10ページの歳出であります。02款保険給付費の1504一般被保険者療養給付事業であります。療養給付費の国庫負担金を532万9,000円増額を見込みましたので、一般財源と財源組み替えを行うものであります。

11ページの03款後期高齢者支援金等の1543後期高齢者支援金に1,641万9,000円を追加し1億8,063万2,000円とし、その下の1544後期高齢者関係事務費拠出金に3,000円減額し1万3,000円とするものであります。2つの事業とも支払基金の算定額が確定したことによるものでございます。

12ページの04款前期高齢者納付金の1545前期高齢者納付金に33万7,000円を減額し18万7,000円とし、その下の1546前期高齢者関係事務費拠出金に3,000円減額し1万3,000円とするものであります。この2事業ともやはり支払基金の算定額が確定したことによるものでございます。

13ページの05款老人保健拠出金の1514老人保健医療費拠出金事業に予算額1万9,000円的全額を減額し、その下の1515老人保健事務費拠出金に3,000円減額し8,000円とするものであります。この2事業とも老人保健医療制度の精算に伴う支払基金の算定額が確定したことによるものであります。

14ページの06款介護納付金の1537介護納付金に696万7,000円を追加し、7,472万7,000円とするものであります。これも支払基金の算定額が確定したことによるものであります。

15ページの08款保健事業費の1538保健指導事業の07節賃金に1万7,000円を追加するものであります。特定保健指導に係る保健師賃金でございます。

16ページの11款諸支出金の1523国庫支出金償還事務であります。1,116万7,000円を追加し1,116万8,000円とするものであります。一般被保険者の療養給付費と出産育児一時金に係る国庫負担分の平成23年度精算分が確定しましたので、増額補正をお願いするものであります。

歳出については以上でございます。

このことによりまして、歳入歳出の総額に3,420万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2,033万7,000円とするものでございます。

以上で、細部説明を終わります。

議長（原 悟郎） これから議案第13号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第14号「平成24年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1

号) 」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。事務局長。

事務局長(堀 正弘) 朗読

議長(原 悟郎) 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長(唐木 一直) 議案第14号「平成24年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」について提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では前年度決算の確定見込みによる繰越金と、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合への納付金にかかわる補正をお願いするものであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ208万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,585万7,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明を申し上げますので、よろしく御審議をいただき決定をお願いいたします。

議長(原 悟郎) 細部説明を求めます。清水住民福祉課長。

住民福祉課長(清水 麻男) それでは、議案第14号について細部説明を申し上げます。

予算書の6ページをごらんください。

04款繰越金に208万1,000円を追加し208万2,000円とするものでございます。平成23年度決算確定見込みによるものでございます。

次に、7ページの歳出でございますが、02款1804後期高齢者医療広域連合納付金の19負担金ですが、繰越金に平成23年度3月分の普通徴収保険料203万9,000円が含まれていることから、同額を負担金に追加し9,514万円とするものであります。

8ページの04款予備費であります。歳入歳出調整を行いまして4万2,000円を追加し5万2,000円とするものであります。

このことから、既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ208万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,585万7,000円とするものでございます。

以上で細部説明を終わります。

議長(原 悟郎) 議案第14号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

[質疑なし]

議長(原 悟郎) 質疑なしと認めます。

次に、議案第15号「平成24年度南箕輪村水道事業会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。事務局長。

事務局長(堀 正弘) 朗読

議長(原 悟郎) 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長(唐木 一直) 議案第15号「平成24年度南箕輪村水道事業会計補正予算(第2号)」について提案理由を申し上げます。

本案は、上水道の予備水源としまして、大芝公園内に整備を予定しています非常用応急給水設備増築工事の設計業務に関する費用の増額をお願いするものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。藤田建設水道課長

建設水道課長（藤田 貞文） それでは、議案第15号について細部説明を申し上げます。

初めに、3ページのほうをごらんをいただきたいと思います。実施計画明細書によりまして御説明をいたします。

資本的支出であります。01款資本的支出でございますが、80万円を増額し7,708万4,000円とするものであります。内容につきましては、8031事業、配水施設拡張事業の委託料の設計委託料であります。予備水源整備工事にかかわる設計委託費に、測量費用といたしまして80万円を増額をお願いするものであります。この測量につきましては、大芝公園内に整備を予定しております予備水源の安全な水質を確保することから、常時配水を行いまして非常時に備えるということを目的といたしまして、配水用の管路を埋設をすると、これに当たり整備用地周辺の地形測量が必要となりますので、設計委託費に追加し計上するものでございます。

それでは、1ページをごらんをいただきたいと思います。

第2条の資本的収入及び支出であります。資本的収入につきましては増減はございません。資本的支出でございますが、80万円を増額し7,708万4,000円とするものであります。したがって、不足する額及び過年度分損益勘定留保資金を5,570万4,000円に改めるものであります。

あとはごらんをいただきまして、以上で細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第15号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

次に、議案第16号「財産の取得について」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第16号「財産の取得について」の提案理由を申し上げます。

本案は、上伊那郡伊那土地改良区管理排水路の1号排水路及び畔川の管理移管につきまして以前に御説明をさせていただいた経緯もございましたが、このほど管理移管に関する協定が締結され、来月の10月1日から村で維持管理を行うこととなります。この管理移管に伴い、移管される1号排水路の区間内に存在しております伊那土地改良区名義の水路敷につきまして、伊那土地改良区から寄附採納願が提出されており、これを受けまして村に所有権を移転する予定となっております。つきましては、水路敷を取得するに当たり、取得予定面積が地方自治法の規定に基づく南箕輪村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条に定める面積となりましたので、同法及び同条例の規定により議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、

原案どおり決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。藤田建設水道課長

建設水道課長（藤田 貞文） それでは、議案第16号の細部説明を申し上げます。

ただいま村長の提案説明にもありましたとおり、上伊那郡伊那土地改良区との協定の締結によりまして、伊那土地改良区が管理をしております久保地区の箕輪町境から始まり塩ノ井北殿地区を経て天竜川に至る1号排水路と南殿地区の畔川の維持管理が村のほうへ移管となります。この管理移管区間内の1号排水路の塩ノ井地区から天竜川に至るまでの間に伊那土地改良区名義の水路敷が存在をしているわけでありまして、この水路敷につきまして、8月1日付で伊那土地改良区から寄附採納願が提出をされております。この届け出を受けまして、村が水路敷を取得をするに当たりましての財産取得となります。

1枚おめくりいただいた財産の取得についてであります。取得の目的につきましては上伊那郡伊那土地改良区管理排水路1号排水路の村への管理移管、財産の種類は土地、地目は用悪水路、取得の方法につきましては寄附、取得価格は無償であります。取得面積は1万1,842平方メートル、用悪水路12筆となっております。寄附者につきましては上伊那郡南箕輪村4270番地1、上伊那郡伊那土地改良区であります。

1枚をおめくりをいただきまして、説明資料の1ページでございます。

寄附採納の内容でございますが、寄附採納願の届け出日が平成24年8月1日、資料2ページの写しのとおりでありますのでまたごらんをいただければと思います。

寄附採納物件につきましては、以下の不動産の表示のとおりであります。この位置図につきましても、3ページの位置図のとおりでありますので、またごらんをいただければと思います。

最後の納期、いわゆる所有権移転登記の手続きでございますが、議会議決の日から9月28日までに登記の完了を予定をしております。

あとはごらんをいただきまして、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） これから議案第16号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

ただいまから午後1時30分まで休憩といたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後1時30分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから議案に対する討論、採決を行います。

議案第11号「平成24年度南箕輪村一般補正予算（第2号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第11号を採決いたします。

議案第11号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第11号「平成24年度南箕輪村一般会計補正予算（第2号）」は原案のとおり可決されました。

続いて、これから議案の上程を行います。

議案第17号「教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

征矢鑑教育長が退席されます。

〔征矢教育長 退場〕

議長（原 悟郎） 職員に議案を朗読させます。事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第17号「教育委員会委員の任命について」の提案理由を申し上げます。

現教育委員であります征矢鑑氏並びに太田光子氏が来る9月30日で任期満了となります。両氏を引き続き教育委員として再任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき議会の同意をお願いするものであります。

議案書をごらんください。

住 所 南箕輪村570番地

氏 名 征矢 鑑

生年月日 昭和21年8月22日（満66歳）

であります。経歴については議案の添付資料をごらんをいただきたいと思います。

もう一方であります。

住 所 南箕輪村7227番地

氏 名 太田 光子

生年月日 昭和19年11月11日（満67歳）

であります。経歴については同じく添付資料をごらんをいただきたいと思います。

両氏につきまして、よろしく御審議をいただき同意をいただくようお願いを申し上げます。提案理由の説明をいたします。

議長（原 悟郎） これから議案第17号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

これから議案に対する討論、採決を行います。

議案第17号「教育委員の任命について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決いたします。

本案は2名の方の同意を求められておりますが、一人ずつ採決いたします。

まず、征矢鑑氏の教育委員会委員につき、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、征矢鑑氏を教育委員会委員に任命することにつきましては、同意することに決定いたしました。

征矢鑑氏の着席を求めます。

〔征矢教育長 入場〕

議 長（原 悟郎） 続いて、太田光子氏の教育委員会委員につき、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、太田光子氏を教育委員会委員に任命することにつきましては、同意することに決定されました。

ただいま、教育委員会委員の任命については同意することに決定いたしましたので、征矢鑑氏の挨拶をお願いいたします。教育長。

教育長（征矢 鑑） 一言御挨拶を申し上げます。

平成20年の10月1日より村長の御推挙をいただきまして当時の議会の皆様方の同意を得まして早いもので4年という歳月がたちまして、教育委員会の一員として仕事をしてまいりました。今回もういいかなと、こんなふうに思っていたんですが、村長さんから再び御推挙をいただき、ただいまは議員各位から御賛同の趣旨をいただきました。まことにありがたいこととありますが、教育現場は今非常に多難でございます。御承知のように教育委員会のあり方をめぐってこれから厳しい論議が始まろうとしております。子どものいじめ問題、不登校、自殺等々抱える問題は山積しております。何とか他の委員さんたちと手を結んで、子どもたちが健やかに育つようなそういう環境づくりに力を入れていきたいと、こんなふうに考えます。太田光子委員からも皆様によろしくと、こんな伝言をいただいております。どうぞこれからよろしくをお願いをしたいと思います。

〔一同拍手〕

議 長（原 悟郎） 続いて、議案の上程を行います。

議案第18号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議 長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第18号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」の提案理由を申し上げます。

本案は、固定資産課税台帳に登録された家屋に関する不服を審査する固定資産評価審査委員の選任に関するものであります。委員の定数は地方税法及び村税条例により3人と定められております。また、任期は3年となっておりますので、今回選任される委員の任期は平成24年10月1日から平成27年9月30日までとなります。地方税法第423条第3項の規定により議会の同意をお願いをするものであります。

議案書をお願いをいたします。

お一人目であります。

住 所 南箕輪村293番地 2

氏 名 向山 實直

生年月日 昭和14年12月12日 (満72歳)

2人目であります。

住 所 南箕輪村3395番地 4

氏 名 征矢 忠典

生年月日 昭和15年11月13日 (満71歳)

3人目の方でございます。

住 所 南箕輪村6804番地 1

氏 名 植田 幸一

生年月日 昭和22年 9月29日 (満64歳)

であります。

それぞれ、任期満了に伴いましての再任または新任でございます。経歴につきましては添付資料としておつけをしてありますので、参照していただきたいと思っております。いずれの方も原案どおりの同意をいただくようお願いをいたします。

議 長 (原 悟郎) これから議案第18号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議 長 (原 悟郎) 質疑なしと認めます。

議案第18号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議 長 (原 悟郎) 討論なしと認めます。

議案第18号を採決いたします。

本案は3名の方の同意を求められておりますので、一人ずつ採決いたします。

まず、向山實直氏の固定資産評価審査委員会委員につき、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長 (原 悟郎) 全員起立です。

したがって、向山實直氏を固定資産評価審査委員会委員に任命することについては、同意することに決定されました。

続いて、征矢忠典氏の固定資産評価審査委員会委員につき、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長 (原 悟郎) 全員起立です。

したがって、征矢忠典氏を固定資産評価審査委員会委員に任命することにつきましては、同意することに決定されました。

次に、植田幸一氏の固定資産評価審査委員会委員につき、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、植田幸一氏を固定資産評価審査委員会委員に任命することにつきましては、同意することに決定されました。

次に、「人権擁護委員の推薦につき、意見を求めることについて」を議題といたします。

本件につきましては、村長から配付資料のとおり、人権擁護委員の推薦につきまして、議会に意見を求められております。村長から本件についての説明を求めます。唐木村長。

村 長（唐木 一直） 人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについての提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員の委嘱につきましては、法務大臣により行われていますが、人権擁護委員法により、市町村長は法務大臣に対し人権擁護について理解のある者を議会の意見をお聞きして推薦しなければならないとされております。今回推薦する中村榮三氏は現人権擁護委員でありまして再任として推薦したいものであります。

中村氏は教育行政に長年携わってきた知識をもとに、人権擁護委員として活動され現在伊那人権擁護委員協議会長として上伊那のリーダー的存在であります。今回の推薦に当たり、人権、識見とも高く、人権擁護委員として中村氏が適任であると考えますので、議会の同意を得て推薦してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

議長（原 悟郎） 本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

これから本件に対する討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

お諮らいいいたします。本件については原案を適任者とする意見に決することに異議はございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 悟郎） 異議なしと認めます。

したがって、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、原案を適任者とする意見に決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

事務局長（堀 正弘） 御起立願います。〔一同起立〕 礼。〔一同礼〕

議長（原 悟郎） お疲れさまでした。

散会 午後 1時45分

議 事 日 程 (第 2 号)

平成 2 4 年 9 月 1 2 日 (水曜日) 午前 9 時 0 0 分 開議

第 1 一般質問 (受付順位第 1 番から)

| | | |
|-----|-----|-----|
| 2 番 | 久保村 | 義 輝 |
| 3 番 | 山 崎 | 文 直 |
| 8 番 | 都 志 | 今朝一 |
| 9 番 | 唐 澤 | 由 江 |
| 5 番 | 加 藤 | 泰 久 |
| 6 番 | 丸 山 | 豊 |
| 4 番 | 小 坂 | 泰 夫 |

○出席議員（10名）

| | | | | | |
|----|-----|----|-----|----|-----|
| 1番 | 久保村 | 義輝 | 6番 | 丸山 | 豊 |
| 2番 | 百瀬 | 輝和 | 7番 | 山口 | 守夫 |
| 3番 | 山崎 | 文直 | 8番 | 都志 | 今朝一 |
| 4番 | 小坂 | 泰夫 | 9番 | 唐澤 | 由江 |
| 5番 | 加藤 | 泰久 | 10番 | 原 | 悟郎 |

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

| | | | | | |
|--------|----|-----|---------|----|-----|
| 村長 | 唐木 | 一直 | 子育て支援課長 | 有賀 | 由起子 |
| 副村長 | 加藤 | 久樹 | 産業課長 | 原 | 茂樹 |
| 教育長 | 征矢 | 鑑 | 建設水道課長 | 藤田 | 貞文 |
| 総務課長 | 松澤 | 伸夫 | 教育次長 | 田中 | 聡 |
| 会計管理者 | 中尾 | 由美子 | 代表監査委員 | 有賀 | 松雄 |
| 財務課長 | 山崎 | 久雄 | 教育委員長 | 清水 | 篤彦 |
| 住民福祉課長 | 清水 | 麻男 | 農業委員会長 | 宮下 | 勝美 |

○職務のため出席した者

| | | |
|---------|----|----|
| 議会事務局長 | 堀 | 正弘 |
| 議会事務局次長 | 松澤 | 厚子 |

会議のてんまつ

平成24年9月12日

午前9時00分 開議

事務局長（堀 正弘） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」着席〕

議長（原 悟郎） 御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日から一般質問を行います。本定例会の一般質問は一問一答方式により行います。質問時間は答弁を含め1人50分とします。時刻掲示板の確認をしながら、時間内で質問、答弁を終わらせるようお願いいたします。今回の一般質問は試験的に録画によりケーブルテレビで放映されます。件名ごとにそれぞれ視聴者にもわかりやすく的確な質問と答弁を特にお願いいたします。また、発言は挙手をし、議長の許可を得てから行ってください。

それでは、届け出順に発言を許可いたします。

2番、久保村義輝議員。

2番（久保村義輝） おはようございます。議席2番、久保村義輝です。私は通告をしてあります大きな2つの問題についてお聞きをいたします。

まず、最初に、防災訓練の課題と成果について村長にお答えをいただきたい、こう考えます。

ことしの防災訓練では、各区に職員を派遣して避難者を名簿に基づいて個々に確認する、こういう新たな取り組みがされたというふうに私地元で感じたわけであり、村が計画してこの防災訓練で目指したものが何であるのか、これをお聞きしたいわけであり、防災訓練についてはいつも課題と成果ということが問題になるわけであり、余りにもなれ過ぎた、つくられた訓練ではないかということもよく言われるわけであり、やはり訓練は積み重ねることによって非常時に対応できる、こう考えるわけであり、新たな取り組みを含めて村が目指したものが何であったのか、この点についてお聞きをいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 2番、久保村義輝議員の御質問にお答えをいたします。

防災訓練の課題と成果につきまして、ことしの訓練で目指したものはという御質問でございます。ことしの防災訓練は、防災意識の高揚と地域防災力の向上を目的に、村で震度6弱を観測したとの想定で実施をさせていただきました。防災意識の高揚という点につきましては、これは毎年の目的となっております。継続していくことに意義があるというふうにお感じのところでもあります。災害もそうでもありますけれども、人間というのは時間の経過とともにさまざまなことも忘れがちとなってしまいます。防災につきましては常に考えていくこと、このことが大切でありますので、繰り返しの訓練、議員の御指摘のとおりでございます。

具体的に申し上げますけれども、昨年秋から整備に努めておりますデジタル防災行政無線の活用と被災者支援システムの検証、また各地区の訓練では自主防災会が主体となった避難

訓練や救護訓練、初期消火訓練、防災教育等を実施しております。

初めに、デジタル防災無線の活用訓練であります。災害時には電話等の情報連絡手段が機能できなくなることも想定し、各地区公民館に配備をいたしました半固定型の携帯無線機を使い、地区自主防災会の役員の方を対象に、操作実習を兼ねて地区と村災害対策本部との情報連絡訓練を実施をいたしました。各地区の自主防災会から地域住民の方への情報伝達の手段の1つとして、屋外スピーカーによる地域限定の放送訓練も実施をいたしました。何分にも自主防災会の役員の方の皆さんによる初めての放送訓練でございましたので、スムーズな放送ではなかったかもしれません。本部では全地区からの連絡内容をしっかりと聞き取ることができ、おおむね順調であったのではないかと感じております。しかし、ふだん使用しておりませんので、無線の操作が覚えにくい、また各地区からの連絡が混み合い、なかなか連絡をするタイミングがつかめなかったなどの声も出ております。いずれにいたしましても、操作になれることが重要でありますので、これからも繰り返しの操作訓練、このことが必要であると感じたところでございます。

また、被災者支援システムの試験運用では、先進地の事例等をお聞きする中で、受け付け時のスピードアップを図るため、村独自の開発としましてバーコードリーダーによる読み取り機を追加をいたしました。機能アップを図ったと、こういうことであります。実際には受付の混雑の解消に至ることはできませんでした。しかし、被災者支援システムにつきましては、適正に稼働することが確認でき、この住民情報をもとに次の展開に進むことができるのではないかと感じております。

一方では、この避難をされた住民の皆さんの意識改革、このことも必要であると感じました。従来の防災訓練では、避難所では人数を確認し本部へ報告するにとどまっておりましたが、今後は避難訓練でも誰が避難したかを習慣づけていく必要があります。受け付け時に混雑が予想されますが、今後も被災者名の確認は継続していきたいと感じておりますので、その点は御理解と御協力をお願いをしております。ただ、ことしは初めてであり、地区の皆さんには大変御迷惑をおかけした部分もあります。反省と試験運用での課題を整理しながら、10月までには自主防災会連絡会を開催し、今後に反映をしていきたいと考えております。

先般職員が栄村を視察をいたしました。本部ではその視察の報告も聞いたところでありました。その中で、災害対策本部が立ち上がるまでには時間がかかったとの報告がありました。職員や関係者も被災者となったり、さまざまな要因が重なったためとのことであります。その間は地域での対応が重要であることを再認識をしたところであります。自主防の充実、地域での助け合いの下地をつくっていかねばならないと認識を新たにいたしました。今回は栄村へ被害が集中いたしました。周辺地域も同様な状況であったらさらに大変な状況になったというふうなお話があったようであります。常に防災意識、このことを持ち続けること、そして繰り返しの訓練が重要であると思っております。村民の皆さんには機会あるごとに訴えてまいりたい、そんな思いでいるところでございます。

以上でございます。

議長（原 悟郎） 2番、久保村義輝議員。

2番（久保村義輝） 個々に反省すべき点もあったという今報告がありましたので、1については、あくまで村が目指したものについて、取り組んだけれども幾つかの問題点もあったというふうにもお聞きをしておきます。この1も含めて村が目指したものの、また

自主防災とのちょっとすれ違った部分があるだろうという点については、(2)で全体を含めてちょっと質問をさせていただきます。

(2)の自主防災組織との取り組みと村の活動との連携が不十分であったのではないかと、こういうことを私も現場で感じたのです。今、答弁があったように、避難した人をきちんと村としての責任持って名簿で確認する、こういう行為だったというふうに思いますが、地元の自主防災の幹部もちょっとその趣旨が理解できていなかったということがありました。もともと公民館に集まるのは、元気で自分で移動できる人が中心です。車椅子で来るというようなことは実際ないので、そうすると自分たちは避難所に収容された人という感覚は全くないわけです。そこで役場の職員が見えて、これから皆さんは避難者として扱いますとか、ここは今避難所ですとかいうふうに1つの想定をして皆さんお一人お一人確認しますよということならばもっとわかりやすかったと思うんですが、自主防の幹部も自分たちはもっとひとり暮らしの人がどういうふうになったのかとか、いろいろ安否確認も含めてしようとしたけどちょっと趣旨がわからないという発言もあったんでね、しかも、組ごとに参加した人の名簿はつくったんですよ、組ごとに。そうするとその組ごと名簿を使ったんははるかに把握しやすいやという気はしたんですけども、あくまで職員の皆さんはその村長言ったように自分たちの持ってきた名簿で確認をしていくと、これは忠実にやったんだというふうに私は思います。職員の皆さんは想定されたようにやったと。ただ、現場できょうは訓練で来ているんだけど、これから避難所に入った皆さんとして点検をしますよというそういう注釈があればですね、わかったんだろうと思うんですが、何となくみんな寄っている中で、一人ずつ受け付けますっていうので、しかもあいうえお順ということもありまして、非常にその受け付けが手間を食ったと。だからこれは組別に名簿でやるとか、あるいはあいうえお順に整列をしてくださいとかが、やっぱりそれなりのね、こういう案内が必要だったと思うんですね。これを自主防災がよくそこのところを提携がうまくいってればそういうことが自然にできたと思うんですが、ぶっつけ本番でやるとこういうことが起こるとというのが一番はっきりわかったことで、これはこれで1つの反省点としてはいいんだと思いますが、これが本当に大勢の人が長期避難所に入るといったら大変手間食って、即応できなかったということだろうと、こういうことを感じたんです。

そこで、お聞きしたいのは、その事前の打ち合わせが各自主防ときちっとした計画、想定と取り組み方ということで十分な打ち合わせがされていたのか、ここら辺がどうだったのか、特に分担を村の職員がやる部分と自主防として取り組むべき、この分担等をきちっと設定できていたのか、この点ですね。そして現地での想定、今言ったように計画としてきちっと明確にしてあったのか、そこら辺がちょっと不明確ではなかったかというふうに思うんです。村長が常に地域のことは地域で、自分たちでできることは自分たちでということ自主防災組織の充実が求められるということをおっしゃっているわけですので、そういう点でいうともっと自主防災に地元の把握することはお願いしたいと、それをきちっとその名簿で最終的に確認するのは役場のね、職員の皆さんが一つ一つ事務的にきちっとする、これはこれで大事だと思うんですが、そこら辺の役割分担がどうだったのか、村が、村の思いだけが先行してしまったのではないかと、私は思ったんです。そこら辺について、取り組んだ結果についてお聞きをいたします。

議長(原 悟郎) 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 避難所の受付の問題の御質問でございます。確かに時間がかかったという、このことは1つの反省点として出ておるところであります。また、同時に、初めて名簿という、こういうものを使用して訓練をしたところでございますので、その辺につきましてもは混乱があったというふうに捉えております。自主防災組織の連絡会や区長会等では説明を申し上げましたけれども、その辺がスムーズにいったかどうかというのは、これから反省会を開きますので、その中でいろんな御意見をお聞きしながら対応をしてみたいと思います。

初めての経験ということでそんな点は御理解をいただきたいというふうに思いますし、今、御質問をお聞きをしながら、やはり地域での避難所運営、これは私は常々申し上げておりますように、とても本部からはすぐには行けないわけでありますので、地区の自主防にお願いをしていく、このことが一番いいことだなというふうに今思ったところでありますし、思っておるところであります。したがって、今後避難者名の確認、このことは必要でありますのでやっていきたいというふうに思います。その中で職員ではなくて自主防の皆さんが自主的にといたしますか、自主防の皆さんにやっていただく、このことがより訓練としてはいいのではないかと、こんな思いもしたところでございますので、その辺もまた連絡会の中で協議をさせていただきながら、来年度からはきちんと区の自主防の中で名前が把握できるような、そんな訓練にしていければと思っておるところであります。

いろんな災害の状況をお聞きいたしましても、先ほども申し上げましたけれども、災害対策本部立ち上がっていろんな問題に手がつけれるというのは時間がかかるわけであります。したがって、地域のことは地域でという、このことはまた基本にやっていきたいというふうに思いますし、特に避難所運営につきましてもは、地域の実情を一番知っている地域の自主防の皆さんにやっていただく、このことが理想でありますので、そんな訓練になるようにまた目指してみたい。本部と自主防の役割分担、このことを明確にしていく必要があるのではないかと、このように感じたところでございますので、その辺は反省点としてまた来年に生かしてみたいのでよろしく願いをいたします。

また、名簿につきましてもは、あいうえお順に確かに並んでおりました。私も初めての取り組みでありますので田畑地区へ行って見させていただきました。やはり時間がかかっていたという、こういうことを感じたところでありますので、その辺は組別にするとか、あるいはあいうえお順でその避難をしてきた皆さんに徹底するとか、そういうことをこれから訓練としてやっていけばというふうに思ったところでございます。いずれにいたしましても、今までの訓練では人数だけでありましたけれども、きちんと避難者を把握していただく、このことが一番重要なことでもありますので、これからの訓練として取り入れていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

議長（原 悟郎） 2番、久保村義輝議員。

2番（久保村義輝） そこでその名簿についてですがね、行政として最終的に一人一人きちっと把握するにはそのあいうえお順でもいいと思うんですがシステムとして、ただ、現場で対応するにはやはり組別を基準にすべきかと思っておりますので、その名簿を地域に対して配付する、あるいは記入簿についてももう少し検討が必要ではないかと思うんですね。それを今度はあいうえお順のうまく当てはめられるようなシステムができるのならばより早くつかめ

る。訓練ですからこういうことで済んだのですが、現実の場合に役場の職員午後になって来るということも当然あり得るわけです。ですから、第1回はまず地元で何十人避難して来ると、さらにですね、今避難所には来てない、けれども家に退避をしていると、屋内退避をしているという人、ひとり暮らしでいますよと、あるいは親戚へ行きましたというような、今ここにはいないけれども、どうなってるのかということも区としてはつかんでいたんですが、今回の名簿はあくまでも避難所に来た人のチェックという目的だったと思うんですね。ですから、今現場にはいなくてもどうなっているのかということも隣近所それぞれ安否確認した結果も含めて区が把握できる、最終的にはそれを行政が把握できるというような、やっぱりそういうシステムをもう少し研究すべきではないかと思うんですね。そこら辺今後の取り組みとしてどうなのか、お聞きをします。自主防の人もちょっとよくわからないという部分があったので、今後そこら辺についてはあくまで想定はこうですよというあたりはきちっと、各区の取り組み方が違ったとしてもですね、村が想定してこういうことをやってください、これだけはしますよということはおくわかっていてというようなことは必要だと思うんですね。各区の取り組みが違ったということはそれぞれの自主防の取り組みもあるので、やり方が変わったということはあるとしても、村が想定をし、つかみたかったことはきちっとつかみましたと、このことが大事だろうと思います。

無線についてもやっぱり非常にうまくいかないで、時間がかかったということもあって、順番をどうするか、受けとね、発信をどうするかというあたりは、この9月だけのことでなく、区長さんが区の役員がかわった4月から6月、7月ぐらいの間にもう1回、まずは1回説明をしておくことも必要ではないか。地域だけの限定放送ができるので、今はこういうことで取り組んでますということをしてもいいと思うので、余り大勢でない取り組みも一つ考えたらどうかと、こんな点についてお答えをお願いします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 避難者の確認の問題の御質問でありますけれども、確かに名簿確認というのは本当に時間がかかるなという、そのことを実感をしたところであります。避難者の確認というのは最終的にはきちんとしていく、上げてきていただく、本部へ、そういうことは必要でありますので、少し時間がかかってもやはり名前を書いてもらって、それをまた名簿と照合しながら本部へ上げていただくというようなこういうことも必要ではないかなというふうに感じたところであります。今回の訓練ではそんなことを思いました。まず、幾つにも分かれて名前を書いていただく、それを総合して名簿へチェックしていただくというような、そんな態勢も必要ではないかなと思ったところであります。同時に、今御質問にありましたように職員がすぐ飛んでいけるわけじゃありませんので、この点については自主防の皆さんに主体的にやっていただくようお願いをしてまいりたいというふうに思います。また、組別であるとか、あいうえお順であるとかいうことにつきましては、検討をさせていただきたいというふうに思います。そんな課題が見つかったことしの防災訓練であったということで、この課題をどう来年度に生かしていくか、このことが大切でありますので、できるだけ反省会でいろんな意見をお出しをいただくようにしてまいりたいと思います。

それから、デジタル防災行政無線の話がありました。これも初めての訓練でありました。確かにデジタルというのは使い勝手が大変難しいなというのを、私も実感として感じたところ

ろでございます。したがって、なれるということ、このことが必要でありますので、各区に半固定型の無線機も設置をさせていただきましたし、区ごとに放送できる、そういったシステムとなっておりますので、自主防の役員の皆さんや、あるいは区の役員の皆さんにはなれていただく、このことに尽きるわけでありますので、役員が交代したときにはそういったことをお願いをしておりますし、村でも使い方につきましての周知といたしますか、そういった訓練といたしますか、そんなことも実施をしていく必要があると思っておりますので、その点はそんなふうにやっていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 2番、久保村義輝議員。

2番（久保村義輝） もう1点、先ほども言いましたが、安否確認、現場には来ていないけれども、隣近所を安否確認した人の名前もですね、書けるような、村として受付簿を先に用意してもらえればと思います。区としては白紙にですね、1組、2組と書いて、来た人は書いてくださいという受付、一番簡単な受付やっているんですが、その隣の人が今親戚に行ってますよとかね、元気ですよとか、本当は安否確認も本当にこれ震災が起きたときは隣近所しなきゃならんのですけども、現実には避難所、訓練のところへ駆けつけるということが大体みんな多くなってるんです。それでも二、三件は安否確認をする、ひとり暮らしのところを訪ねてきょうはこういうことですよと、きょうは家にいるけれども元気ですねというようなね、そうすると、そういう安否を確認できた人の名前も脇に書き込むことができるような用紙をつくっておけばですね、総合的なものがわかるというあたり、やっぱり白紙にただ書き込むよりも準備をしておいたほうがより精密にですね、まとめができるという気がするのですね、そこら辺もぜひ総合的な検討をしてもらって、自主防と村がうまくタイアップして、本来の機能が発揮できるようにできればと思いますので、その点についてお聞きをいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 確かに受付簿というのは必要なというふうに思います。常に用意しておく、このことが突発的な災害に対応できる、こういうことになりますので、来年からは受付簿は事前にお渡しをしておきたいというふうに思います。そして区の役員の皆さんでやっていただく、こういった自主防主体の安否確認なり含めましてそういった態勢がとれるような訓練、このことが一番いいことでもありますので、そんなふうに来年からはやっていけたらというふうに思います。

いずれにいたしましても、本当に災害というのはいつ起こるかわかりませんし、常日ごろの準備や訓練ということが大切となってまいりますので、可能な限りの準備、このことはしておきたいというふうに思いますので、来年の訓練にことしの反省が生かせるようにしてまいりますので、よろしくお願いをいたします。また、くどいようでありますけれども、やはり自主防災会、この力が最大限に発揮できるようなそういった体制もつくっていかねばならないというふうに思います。このことが全てになるわけであります。安否確認にしても、村が全村民を対象にできるということはこれは不可能でありますので、そういった面も自主防の皆さんにお願いをしていかなければなりません。そういった訓練ができるようなそういった状況をつくり出してまいりたいと思っておりますし、安否確認をした人の名簿も名簿の中に載せられるようなそんな様式にさせていただきますのでよろしくお願いをいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 2番、久保村義輝議員。

2番（久保村義輝） ひとつ村が押しつけではなく、本当に自主防とうまく連携をして活動できるように、今後よく検討、協議をして進めていただきたい。

以上、申し上げて1を終わります。

2であります。教育現場の現状と課題について教育委員長にお聞きをいたします。

今、毎日、新聞では学校でのいじめ、あるいは教育委員会の取り組んだことというようなことで批判めいた記事がたくさん載ります。けさの中日新聞でも、小、中、高いじめ7万件で、これが地域に偏りがあり把握が不十分というような、こういう報道がされているわけがあります。しかも、中学時代にいじめを受けて32歳になるけどもまだ仕事にもつけない、大変その後遺症が残っているというような報道もあります。今本当に学校現場、大変なんだろうと思いますが、私たちが逐一それを知っていることはなかなかできないわけがあります。そこで、教育委員会の仕事として非常に出番だというふうになるわけがあります。

それで、特に言われているのはその教育委員会が適切に対応しなかったというようなことがやっぱり言われている、それは結果としてそういう報道がされるわけですが、それぞれの現場では教育関係者非常に苦勞されているんだと思います。これは産業構造が変化し、労働形態もたくさん多様化していると、そういう中で個々の家庭状況も変わり、また格差も増大している、こういうその日本社会のひずみのあらわれるやっぱり学校というのはそういう集中点になっているのではないかと思うわけでありまして。大人の社会でもいっぱいそのね、殺人事件から交通事故、故意に行く交通事故、たくさんあって本当に今日本の社会荒れているなと思うわけですが、そういうひずみのやっぱり一番あらわれてくるのが学校の現場ではないかと思うわけでありまして。

そういう点で本当に地域全体でそういうものをカバーしなければならないと思いますが、一番それが見えているのが学校の教育関係者、また教育委員会であろうと思いますので、この何としても村の教育に責任を負っているそういう組織としてですね、今の村の学校がどのような状況なのか、そして学校、教育委員会の取り組んでいる今の方針ですね、方向をお聞きをしたいと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 久保村議員から御質問がありました、教育現場の課題と成果の中で、児童生徒の状況と学校の取り組み等々についてお答えをいたします。

初めに、上田市の貴重な財産である浦里小学校の木造校舎が9月5日に全焼という出来事がありましたし、札幌市では中学1年生男子の生徒が飛びおり自殺というようなこともありました。名古屋では、また広島では少女の誘拐まがい事件等々があり、連日そういうことが報道されており、私は教育に携わる1人として心を痛めております。昨日もいじめの問題、今議員さんがおっしゃられましたように、いじめの問題等が報道されました。小・中学校あわせれば高校は別にして6万3,873件ということになるかというふうに思います。

さて、本村の小・中学校も2学期が始まり3週間が経過いたしました。各校では4月から学力や体力の向上、また友人関係を含めた認め合いや思いやりの心を育てようと、そういつ

た目標をもって邁進しております。当面は今週末に小学校では運動会が行われます。今月末には中学校で若竹祭が行われるということで、それに向かって児童生徒とも励んでおられます。そういうことから3校とも全体的には落ちついた学習環境でいるというふうに子どもは認識しております。

以前本村の学校長として在籍しておられた校長先生が、学校は社会の縮図である、複数の個性的で成長盛りの子どもたちが集まればトラブルは当然起こる、私たちは子どもの様子をよく観察し、気づいたところで早目に指導、相談していくことが大切と言った言葉を思い出します。現在、南箕輪小学校では、高学年の一部に不安定な学級があり、校長、教頭初め全職員を上げて解決に向けた指導体制を組んで対応しております。また、中学校では、以前、過年度ですけれども起こったトイレのドア破損、それとか地下歩道への落書きといったそういうような事件はありません。ただ、小学校の高学年の女子児童や女子中学生の家出まがいといった突発的な事故報告もあります。原因は家庭環境や友人関係等々に起因するものが多いわけですが、その都度家庭訪問や、学校での保護者を交えて子どもたちの言い分を聞いたり、丁寧に児童生徒へ、また家庭への指導をすることで解決していきたいと考えております。

現在のところ、以上でございます。

議長（原 悟郎） 2番、久保村義輝議員。

2番（久保村義輝） 今言われたように社会の縮図であり、いじめという行為、これは本人がそう思っているかどうかにかかわらず、いじめられているとされているほうですね、俺はいじめられていると、困っているというのがいじめだというよく定義がされますが、私たちのころには集団でけんかもしたんですが、そういう陰湿な今のようないじめというのは私たち自身がなかなか理解できない部分があります。それで当然いじめというのはあるんだろうと、これはあってもやむを得ないと思いますね。ところがそれを半分わかりながら放っておくということがあってはいかんし、学校の中でそういうことが起こっていることは、保護者から見れば学校何してるという批判を受けるわけですから、できるだけその小さな動きも発見できるような取り組みが必要だと思います。いじめがあることがいけないというふうに観点に立ちますと、いじめはありませんというふうに隠さなければならない。ですからいじめはいっぱいあるんだということはね、あるときはあるということでもいいと思うんです。それをどのように解消していくか、そのことに、これは教育委員の皆さんだけがやるというわけにはとてもいかんと思います。先生や教育委員、そして保護者がやっぱりしっかりとやらなきゃならんし、また地域全体でのそういうカバーも必要だと思うんですね。その点で隠すことなく実態を明らかにし、必要な組織あるわけですね、その県や国にも教育関係、組織があるわけですから、そういう組織も頼って本当に実態を明らかにしながら解決をしていく、このことが大事だと思うんですね。そういう点で今幾つかの問題行為はあるというふうに言われていたんですが、端的に言っていじめというふうに認識されるものはあるのかどうかお聞きをいたします。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 学校のほう、小・中学校全てというわけにはいきませんが、現在、いじめというものはあるというふうに感じております。それらを含めて学校のほうでは春、秋2回ですね、子どもたちを中心にいじめ発見心理テストというのをやっております、それによってできるだけ早く見つけ、解決していこうというふうに考えております。

議長（原 悟郎） 2番、久保村義輝議員。

2番（久保村義輝） 報道されるような深刻な状態にならないようにできるだけ早く発見し、多くの皆さんと手を携えてそういう行為は是正をできるように力を入れていただきたい、こう思うわけでありませう。これで1は終わります。

そして、2としてですね、家庭や地域との連携の成果、そして今後必要なこととはということでもあります。南箕輪では学校支援地域本部事業等、地域の皆さんの大勢の力もかりながらいろいろと事業展開しているわけでありませうが、この成果、活動の状況、成果についてお聞きをします。そして、今後さらに何が必要なのか、地域に対しての要請もあればそういう点についてお聞きをいたします。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） 久保村議員の御質問にお答えを申し上げます。

支援地域本部事業というのが文科省のほうで平成20年度から3年間の経過の中で出されました。特に南箕輪におきましては、南部小学校がこれに取り組みたいと手を挙げてくださいます、ちょっと慌ただしい日程でありませうが、平成21年の3月を中心にして、学校とよく連携をとりませう、特に5月25日にはまっくん見守り隊の結成日に当たり、あるいは祖父母参観があった日でございますが、そこに長年にわたって、この地域支援本部事業をやってこられた東京の小平第六小学校の校長さんをお招きしました。なかなかのベテランでございます、彼女のほうから特に地域の皆さんに、あるいは学校の職員に「コミュニティーが育てる子どもの夢が広がる学校」と題しての講演会を行っていただきまして、そこで地域ぐるみで子どもを育てる態勢づくりをまず発信をいたしました。コーディネーターが必要ということでございませう、宮下廣規先生、これは主任児童民生委員をなさっている方ですが、彼にお願いをしまして、短期間で支援ボランティア委員会を組織しました。校長もリーダーシップを発揮をしまして、地域の他種多芸の才能をお持ちの方々や、PTAの役員、学校評議員、信大農学部学生、村の教育委員、あるいは区内の区長さんたち、ほぼ50名の組織をつくりまして、これを実行委員としてお願いをすることにいたしました。ちょうど秋に入りまして、運動会、音楽会、マラソン大会、その他学校行事が集中しているところでありませう、この50名ほどのボランティアの皆さんには積極的に学校へ出てきていただきまして、交通整理をするとか、あるいは教室へ入って子どもたちと触れ合うとか、そんな形での事業が展開されました。1年ごとにまとめをつくりまして冊子にし、一応12月には報告会を開くと、そういうような経過の中で、次年度へ向けての体制づくりをやったわけでありませう。2年目は少しなれましたので、国語のあるいは読み聞かせの学習支援に入っていたり、それからクラブ活動や行事への支援、あるいは清掃や保健、安全、防災、それから樹木の教室をつくってそこで子どもたちと交わるような形をとりました。2年目は音楽会には韓国語の先生が中に入りまして、韓国語の歌を歌うというような発表もありまして、非常に多彩な学習の成果が発表されたところでありませう。当時の教頭が教頭会の席上でこの発表をしたところ随分大きな反響がございました。教頭帰ってきまして教育委員会に顔を出して、きょうは本当によかったよと、こんな話をしたところでありませう。

例えば、児童が森に出かけて行って樹木の葉っぱを採集してくる。学生、これは信大農学部の学生ですが、指導のアドバイスが入る。正式な樹木の名前を葉っぱから教わる、そして図鑑づくりをします。校長室がその後の学習室にもなったというようなことで、校長先生か

らも樹木博士の段階を設けての級の認定、こんなこともしていただきまして、それが励みになってさらに樹木に対する関心が高まっていくと、こんな事業展開が行われております。この教頭はですね、信濃教育第1502号にも、「地域とのかかわりの実践」というタイトルで発表をしております。ボランティアの方々が気楽に学校に足を運んでいけるような、来られるような学校側の受け入れ態勢、あるいは雰囲気づくり、こういったことにまだ少し課題が残ったかと、こんなふうに認識してるところであります。

南部小は2年目、これは最終年度でございますが、実践の継続をしていくために、無理のないようなボランティア名簿をつくって、またお願いをすると、この積み上げをしております。少し1年目とは形の違った支援ができてるところであります。また、地域の皆さんには非常にお世話になりました。例えば、常会へ回覧板で、今度はこんな学校行事があるのでぜひ出ていただきたいと、こういうような回覧板も回したり、あるいは学校から発信する校長の文章を載せていただいたりと、こんなことをしてきました。これからの取り組みであります。ぜひ学校へ地域の皆さんが一人でも多く足を運んでいただいて、ボランティアの実行委員会へ名前を載せていただくと、どんなことができるかという中身も書いていただければ、その都度学校行事に応じてお願いをしていきたいと、こんなふうに思っております。

以上であります。

議長（原 悟郎） 2番、久保村義輝議員。

2番（久保村義輝） 多くの皆さんの協力で学校、幅広い活動ができていくというふうにお聞きをしました。幅広い活動をすればすほど教育関係者、先生や委員の皆さん、さらに忙しくなるわけですが、そこはひとつしっかりと継続できるように頑張ってもらいたいと思います。そして除雪等も含めて、単に保護者やボランティアだけではやり切れない、あるいは緊急のことについては大いに行政にも要請し、その現状の困っている問題はやっぱり発信をですね、我々も大いに聞きたいし、行政にも発信をして、本当に村を担う、将来を担う人たちを、人格を形成する学校としてですね、しっかりと御苦労ですが頑張ってくださいと思います。我々もまた大いに皆さんの発信を受けて活動してまいりたいと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） これで2番、久保村義輝議員の質問は終わります。

続きまして、3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） こんにちは。3番、山崎文直でございます。

私は昨年議会に送っていただいて、その後地区の地区社協の皆さんや老人クラブの皆さん、また障害を持った皆さんとの交流が非常にふえてきました。こういう会合やなんか集まっているいろんな話をしているときに、本当に大切な重要な話を聞くことができました。この9月は9月1日が防災の日、9月9日が救急の日、15日が敬老の日というようなことで、防災や高齢者のための行事がいろいろところで開催をされている月でもあります。そのような観点から今回私は防災、さらに高齢者の皆さんが安心して住めるような村づくりのための視点として質問をしたいと思います。そういう意味で思いをしてみたら6項目にもなってしまうので、時間が足りるかどうかわかりませんが、ぜひ明快な答弁をお願いするところあります。

1番目の質問です。国道153号線の歩道のスムーズな歩行の確保についてということになります。現在、国道153号線で西側の歩道ですね、建設事務所の事業で歩道が平らになる工

事が進められております。最初は田畑のほうからされてまして、現在は塩ノ井の境から北殿あたりをされてます。そんなところでこれは県の事業でありますけども、村の中を走る工事ということで、村としてはこの工事がどんな形で今後も進められているのか、把握されているのかをまずもって1番目の項目ということで計画を明らかにされたいということです。お願いいたします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 3番、山崎文直議員の御質問にお答えをいたします。

国道153号の歩道工事についてであります。事業主体は国道の維持管理をしております県となります。事業内容につきましては、県単道路橋梁維持リメイク工事として歩道の段差解消を実施しております。全体計画につきましては、村内の国道153号の歩道の連続性がある西側につきまして段差のある歩道区間全てを実施する計画となっております。御指摘のように昨年度までは田畑地区の区間を北に向かい村道6号線までの間が実施済みとなり、南側の段差解消が一区切りとなったところであります。今年度からは北殿地区の北側から南に向かって実施をしてきております。工事の実施期間につきましては、年度ごと県の予算というものがありますので、それによって進捗状況が異なってまいります。国道の西側の全区間が完了するまで継続的に実施をしていくと、こういうことになっております。東側につきましては、歩道が途切れ途切れの設置となっており連続性がないという、こういうことで実施の予定がないようであります。しかし、段差解消というのは必要でありますし、また歩道のないところの歩道の設置、このことも必要でありますので、あわせて国、県に要望してまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎文直議員。

3 番（山崎 文直） それでは、連続性のある西側ということで理解ができました。そういうことで東側は一部あると思いますが、まだ時間がかかるのかなというふうに思います。

それで、この工事を私見ていたときに、平らになると、それで私もたまに歩いてみますと、段差があったのが平らになるということは非常にいい工事だなというふうに期待しているところでありますが、ただ、幅が現状の幅の中での工事であります。何カ所かはかってみたところ、狭いところでは1メートルにならないような歩道であります。それだけでも通行がしづらいなあと、例えば子どもさんが、小学生が2人並んで歩くということはちょっと無理かなと、こういうことであります。それから、1メートル未満ですと、車椅子で自分で押していく車椅子の方っていうのは、約それこそ1メートルぐらい、肘がこう出ると1メートルぐらいがどうしても必要です。そうしたときに、時々沿線の家庭の垣根が歩道のほうへ出てきているということで、これではせっかく工事をしても通行がふえるという形にはなかなかならないんじゃないかと、こういうことであります。そういうところを見て、これから、村と地区が協力して垣根の整理等を指導していったらどうかというふうなことであります。2番目の質問ということで答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 垣根の整理の問題であります。基本的に申し上げれば、これ個人

間の問題となるところでございますので、垣根等につきましては所有者や管理者が御自身で整備をしていく、このことが基本となるところであります。国道に限らず、村道におきましても同様な事案というのは発生をしてきており、本当に苦慮をしておるところでございます。村でも広報で周知を図ったり、あるいは区へお願いし、対応もしてきていただいております。これからも区と連携を図りながら、そういった周知をしながら対応をしてまいります。支障があってもならないという箇所につきましては、直接お願いをしておりますので、今もお願いをしております、そんなことで徹底をしていきますのでよろしくお願いをします。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） 以前から村も地区もこういう指導をしていられるということ、私も承知してはいますが、今後さらにみんなでこの地域をよくしていくということで、いろんな方法を使って呼びかけていくということをお願いをしたいというふうに思います。

3番目の質問であります。個人の問題でありますけれども、国道を歩いたりしているところを見ますと、お年寄りだけの家というの是非常にふえてきています。そうしたところでは自分では作業ができない、長々伸び放題で困っているというようなところが多く見受けられます。そういうようなときにですね、以前から村であります間伐事業等の補助金で制度があります。この制度の中には通学路の枝切りだとかそういう部分のところにも補助金対応ができるという項目等がありますので、この事業等を拡大するなり、活用しながらこういった家庭のところでは要望があれば補助対応ということでもして、多くの方が歩道も通れる、そういうような形で進めていくことはできないかと、こういうことでもありますので、3番目の質問の答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 基本的なことを先に申し上げます。個人の庭木や垣根、これにつきましては御自分で管理をしていただく、このことは基本であります。自分で植栽されたものでありますので、御自身で行っていただきたいという、このことが基本でございます。

間伐事業補助金の適用ができないかということでもあります。山林における間伐事業、あるいは通学路におけるこの山林の支障木の除去、これに対して補助事業の適用をつくったところでもあります。したがって、個人の庭木や垣根の手入れに補助金を出す、このことは考えておりません。しかし、対応できないという方もございますので、この方たちにつきましては、村で事業できる方をあつせんをし、紹介をしております。そういったことで費用を御負担をいただき、自分でやっていただいている、このことが実態でありますし、これからもそんな方法でやっていきたいというふうに思っております。個人の物でございますので、個人で管理をしていただく、この原則にのっとりこれからやってまいります。ただ、今申し上げましたように、できないという家庭、この方につきましては、村で事業者をあつせんをしておりますので、そういった御家庭がありましたら御連絡をいただければというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） やはり個人の問題というのはそういうことではありますが、歩道の

ところは学生も通るわけでありますので、この辺のところの研究をさらに続けていてもらいたいなというふうに期待をしながら、1項目めの質問を終えます。

2項目めの質問であります。避難所周辺の防災や安全対策についてということであります。災害の発生したときに、この村でも多くの公共の建物ですね、例えば学校だとか保育園だとか公民館が避難所に指定されております。これらの施設につきましては、村の努力でその建物については耐震化工事が着々と進められているところであります。次の段階と言えそうですね、避難所に災害が起きたときにどうやって行くか、避難所までの道のり、こういうところの安全対策がこれからは必要になるのではないかと考えます。例えば、私も幾つかの場所を見てまいりました。保育園等は意外と通りやすいところにありますけども、学校等につきましては少し改善したほうがいいのかなと、こういうようなところが見受けられました。

1番目の質問であります。南箕輪の小学校の体育館の南側に昔からある細い道路があります。私も先日ここを歩きますと、途中からフェンス等が張り出してまして、軽自動車も通れないような道であります。北のほうから避難すればいいということではなくて、南のほうから避難をしてきた場合、また火災等の消火活動というようなのを考えときに、このような狭い道では消防車も入れない、学校から避難する場合、学校に避難をしていく場合、こういうような場合にも非常に支障があるのではないかなと、こういう防災の観点が高まってきているときに改めてみますと、こういった道はできるだけ早目に改良していくことが必要だなと、こういうふうに思いまして、大きな広い道、これは都市計画道路になっているところではあります。これを段階的に改良するというの考えはあるかどうかをお聞きしたいと思えます。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 避難所周辺の防災、安全対策についての御質問でございます。

特に最近では自然災害、本当に多くなってきており、防災、減災対策、このことが重要となっていてございます。公共施設の耐震化につきましては、村の公民館、郷土館を除き全て終了しております。これからは御指摘の避難所周辺の安全対策、このことには常に気を配っていかねばなりません。可能な範囲で実施をしていく、このことは重要でありますので、まずその点は申し上げておきたいというふうに思います。

御質問の村道であります。村道1183号線であります。小学校体育館の南側の道路であります。この道路、三十数年前には軽トラックはもちろんトラクターも入れる道路でありました。ただ体育館南側の擁壁工事に際しましてフェンスが設置されました。そのフェンスの設置につきましてさまざまな要因がありまして、擁壁の頭にフェンスを設置すればよかったんですけども、1メートル道路側に設置をされておるところであります。現状のように今なっております。

私が理事者になってからも地主からそんなようなお話もいただいたことはございます。しかし、私もこの地権者の中の一人でありまして、そういったことには気が引けた部分がありまして現状となっております。しかし、今見ますと、このフェンスもかなり傷んできております。これは当然安全面から修繕をしていかなければなりませんので、このフェンスの設置につきましては、すぐにでもできるところでございます。この辺につきましては、予算の状況を見ながらまた実施をしてまいります。本当に1メートル中に入ってますので、これが1メートル擁壁側に設置すればスムーズな通行ができるという、こういうことになりますので、

余りお金をかけなくてもできる事業でありますので、実施はしてまいりたいと思います。

ただ、その先線につきましては、これは地域や地権者との話もございますので、まずはこの地区計画の中で上げていただければというふうに思います。地域の総意としてやっていく必要がありますので、そんな点はお願いをしておきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（原 悟郎） 3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） フェンスについては改修をされるということで、とりあえず学校の近くのところからの安全対策を実行をしていただきたいなというふうに思います。

2番目の質問であります。南部小学校の南側には大きなこの自然林があります。昔からある林というふうに私は思ってますけども、夏場は青々としててすばらしい樹林帯でありますけれども、冬になれば広葉樹等が多いですから、木の葉が落ちてきたりしてるときには燃えやすいという状況が出てくるかなというふうに思います。ここにつきましては、もともとある自然林の近くに南部小学校が建ったと、こういうことで私も歩いてみますと、校舎の南側にも幾つか植栽をした木もあり、自然林との間も公園等みたいな形にはなっておりますけども、今行くと木がもうほとんどつながって、枝の時点ではつながってきているということで、ここがもし自然林等の中で火災が発生した場合には、学校のほうにも大きな影響が出てくるのではないかなということです。私がことしの6月に石巻に視察した場合でも、第1次の避難所であった小学校に周囲の火災が延焼して避難所からまた再避難をしたというようなところの事例もあります。避難所であるべきは安全なところであってほしいと、こういうふうに考えますので、この辺のところを今後は例えば防火帯を設置していくとかいう形が必要ではないかというふうに思いますが、この辺は計画、考え等があるかどうかお聞きしたいと思います。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 山崎議員から御質問がありました南部小学校の南側にある大きな自然林、それが構内樹木とつながり校舎に迫っていると、防火帯が必要ではないかという御質問かと思っておりますので、それについてお答えを申し上げます。

御指摘のとおり、南部小学校の周りは森林とか信大の牧場、そういったもので自然に豊かな環境であります。また、鳥谷川沿いの一部を学校林としてお借りし、開校当時から児童が自然体験の場、または総合学習の総合的な学習の場として親しんできております。小道を挟んだ南側は複数の方々所有している土地であり、整備がなかなか進まない状況であるというふうに聞いております。議員さんの言われるとおり、樹木が大きくなってきておまして、森林と構内の樹木が隣接している状況であります。森林火災等が発生した場合には風向きによっては南部小学校への延焼が予想されます。有事に備えて防火帯が設けられれば一番いいわけですが、防火帯を設けるには、3メートルから5メートル程度高さも必要だろうと思いますし、これは村の火入れに関する条例等々がありますので、等々から考えてそれだけの幅が必要というふうになります。構内の校舎南側にはナラとかクヌギなどの広葉樹、こういったものをまた多く伐採しなければなりません。そういうことから、今後検討を重ねていくことは必要ですが、現在のところ防火帯は設けずに、森林側、また学校林側等々含めて張り出した枝の伐採、それとか刈り込み等、森林側についてはできるだけ許可を得な

ければならないかと思っておりますので、そういう形をとっていきたいと思っております。また、地権者の話し合いも含めて検討してまいりたいと考えております。緑の多い南部小学校の地ですので、そういった環境も大切にしていきたいと考えておりますのでよろしくお願い致します。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） 地権者が複数の方がいられるということで、こういったところをすぐには話し合い、解決っていうわけにはいきませんので、そういった問題を認識していただいて、地権者の方との話し合いだとか、そういうことを前向きにこれからも進めていっていただきたいというふうに思います。

3番目の質問に入ります。

ブロック塀の改修に補助金支援をということであります。1番目の問題等もありまして、私も何カ所か村内を歩いてきたところでもあります。垣根の問題もありましたが、中にはブロック塀が村内にもかなりある家が多かったわけでもあります。時折見ますと、しっかりした塀のところはいいんですけども、設置してからかなり時間がたっているようなブロック塀等があります。所によってはブロック塀のこの穴のあいた部分のような飾りの窓がついたようなブロック塀のところに針金をかけて脇にある電柱に縛りつけて、補強のつもりでされているんだというふうに思いますけども、それから個人で家の裏側に鉄骨を立ててブロック塀を補強をしたりというふうに、それなりにそれぞれ皆さん努力はされておりますけども、殊災害、特にこの地域での予想されているのは大きな地震の災害であります。災害が起きたときに一番、家屋の倒壊もさることながら、道路脇にあるブロック塀が倒れてしまうというのは私どもも新聞報道等もいろんなところの災害で見てきたところでもあります。そうしますと、避難所への避難、それから災害救助等の活動に非常に支障が出てくるわけでもあります。そうしたときに家屋の耐震化というのは前にもされた経緯がありますが、1番目の質問事項としてこのブロック塀等の危険箇所というのは調査をされたことがあるのか、これから調査をしていくというそういう計画があるのかどうかという点についてお聞きをしたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） ブロック塀の関係の御質問でございます。ブロック塀の危険等々の調査につきましては、調査をしたことはございません。家屋等につきましては、廃屋、廃家、こういった件につきましては、前回の一般質問の中で御質問いただきましたので今区長会を通じて調査をお願いをしております。

ブロック塀も確かに危険な部分はあるわけでもあります。昨年発生をしました松本市の地震では、塀が壊れてそんな例もあったところがございます。ただ、調査等につきましては、デリケートな、個人的なそういった面もありますので、なかなか難しいのかなというふうには思っております。まずはこの専門的な立場からではなくて、各地区の自主防災会で一般的な判断の中で把握していただければと考えております。また、地域住民支え合いマップ、このことも大切なことでもありますので、この支え合いマップの中に記載をして、常に危険箇所把握しといていただければというふうに思っております。この地域の住民支え合いマップにつきましては、既に3地区の自主防災会で作成済みであり、今後3地区で作成を計画をしております。そういった常に住民の危険箇所を把握するために、そういったマップ

の中に記載をし、住民に周知をしていく、そういうことも大切なことでもありますので、そんなまたお願いもしてまいりたいというふうに思いますので、そんな点で御理解をお願いをしたいと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） 調査については、自主防災会で把握していくようにということで、非常に前向きな答弁だと思います。大事な活動です。私どもの所属している自主防災会でも人の動きだとか危険箇所だとかそういうのを班長会とか、そういう場に時折調査をしているところでもあります。ぜひ全村にわたってこういう活動がされるように村としても会議等の中での依頼、支援等をしていっていただきたいなと思います。

2番目の質問であります。塀の改修ということで、もしこの塀、非常に不安になってきた場合に、改修をしたいというような方が出てきた場合に、住宅等のリフォーム補助制度がスタートしておりますけれども、これも個人の問題とかありますけれども、この補助制度等の適用をして塀改修等、規模とか程度の問題もあると思いますが、こういうことの活用はできないかと、こういうことでもありますので、この辺についての考えをお聞きしたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 塀の改修に住宅のリフォーム、この制度を活用できないかという御質問でございます。現状の中の補助金の交付要綱の中には、この外構工事、補助対象にならないというふうに、外構工事は入ってないところでもあります。建築物に限定をした補助制度となっております。したがって、現時点では外構工事を対象に加えるという、こういうわけにはいかないところでございます。

この住宅リフォーム制度も昨年度から始まった制度であり、かなり利用が多いところあります。予算の関係等々もあるところでございます。本当にこのブロック塀の工事、外構部分を加えてどうなるかということは慎重に検討していかなければならないという、こんな思いもしております。現状でも1,000万円というような補助金を交付をしております。本村の場合には予算の範囲内ということではなくて、申請があれば全てを出していくという、こういう状況でありますので、その辺の兼ね合いも考えながらまたこういった必要性があるのか、その辺も検討しながらということをお願いをしたいと思います。現時点ではそういう考え方を持っておらないということでもあります。検討していくこの1つの要素とさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） リフォーム補助制度という制度が先にできてまして、これの内容、さらに改良とか見直しをしながら進めていく必要も出てくるかと思えます。そういったときにこういった外構工事についても重要な部分については適用されるような、そういう検討を前向きに進めてほしいなというふうに思います。

群馬県のあるところでは、農協さんが中心になってそういう補助制度があるような話を聞いたものもありますので、調査もしながら、参考にしながら研究を進めてほしいなというふうに思います。

4番目の質問であります。ブックスタートの拡充についてということで、この点だけが子どもさん向けの質問になっております。

ブックスタートというのは、小さいころから本に親しむことにより、最初のころはお母さんが子どもに読んで聞かせる、絵本を見るということで親子のきずなが深まる、さらに読む力がつくということでファーストブックという一番小さなお子さんについては上伊那全体で実施をされているわけです。本を読むということが私はいずれ大きくなって小学校や中学校になったときに今問題になっているいじめの対策にもつながっていくのではないかなど、こういうことだと思います。そういう点で、駒ヶ根市でことしからですか、サードブックという少し大きな年代の皆さんにも、プレゼントしていくという制度を開始をされてました。箕輪町あたりでは、保育園を卒園時のときに絵本をプレゼントするというような制度もあります。そういった点で質問事項でありますけども、本村においても次なる段階のセカンドブック、サードブックという形で拡充していく計画はないかということで質問であります。お願いいたします。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） ただいまの御質問につきましては、教育長兼図書館長でありますけれども、お答えを申し上げます。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） それでは答弁させていただきます。

議員御指摘のように小さいうちから本に親しませると、豊かな心を育む一助にしたいと、そんなふうに考えておるところでございます。平成20年から本村でも9カ月健診の子どもにファーストブックを行っておりましたが、これからはほかの市町村調べてみますと健診7カ月のところというふうになっているようでございます。今、図書館の運営協議会もありますのでそこらに諮りまして慎重に検討を進めていきたいと、つまりやる方向でと、こんなふうに考えているところでございます。第3次のファーストブックにつきましては、少し時間をかけて検討していきたいと、こんなふうに思っております。

以上であります。

議長（原 悟郎） 3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） セカンドブックについてはやる方向でということで回答、答弁をいただきました。ぜひ前向きな取り組みをお願いしたいと思います。サードブックについてもいずれ検討課題に乗せていただくという形でお願いをしたいと思います。

5番目の質問事項に入ります。選挙の期日前投票についての質問であります。

国会の状況も非常に混沌としてきました。この1年先の間には衆議院議員の選挙、さらには参議院議員の選挙、我が村の村長選挙も投票がされる予定になっております。そういう点で期日前投票がそれぞれ開始をされるわけでありまして。この質問につきましては、先輩議員も既に2回ほど質問をされてました。それだけ地域の要望が多いということではないでしょうか。その時点では高齢化比率が19.5%の時代であったかもしれません。現在では高齢化比率20%をこの村でも超えてきて確実に高齢化社会のが進んでいるわけでありまして。前回の質問のときにも、選挙管理委員長もやっぱり1階が望ましいという回答もされてます。村長も1階が望ましいんですけども、スペースがないと、こういう答弁でありました。ただし高齢化の社会はもうずんずん進んでいるわけです。そういった意味では検討も進んでいくのも必

要ではないかというふうに思います。現在は2階の部屋で期日前投票が行われます。私が車椅子の生活をしている人やつえをついて歩くお年寄りの方とも話をしてきたときに、期日前投票、行きたいんだけど、2階っていったところでどうしても気持ちが行きたくなくなっちゃうと、エレベーターはある身障者のトイレはある、こういうことは一応わかることはわかるんだけど、どうしても2階というイメージの中で気持ちがどうしてもそこへ行かなきゃいけないっていう気持ちが薄れてしまう、こういうことがやっぱりその人たちの当然の気持ちではないでしょうか。私もふだんは自分の体は丈夫というふうに思っている、そういう目で見てるとやっぱりそういう人たちの気持ちが理解をできないと、そういう意味でせっかく期日前投票、多くの人に投票してもらいたいという制度ですから、ぜひそういう人たちも気軽に投票に来て、来れる、来ていただけるようなシステムを、場所を設置する村側としてもぜひ考えてほしいのと、こういうことで大胆にこの1階のロビー等を囲ってつくとか、そういう考えはできないものか、その辺のところをぜひ前向きに設置者である村長からの答弁をお願いをしたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 期日前投票の件でございます。時間がございませんので端的にお答えをいたします。

過去2回同僚議員から御質問いただき、その都度理想であるけれども場所的にそういった場所はないというお答えをしてきたところでございます。現状からすれば本当に難しいというふうに思っております。選挙は秘密保持、あるいはそういったいろんなことを考えなければなりませんので、大変難しいというふうに思います。ただ、今庁舎を増築して行かざるを得ないというふうなこういう状況となってきております。この庁舎につきましては、50年代半ばに人口1万人を想定してつくった庁舎であります。人口1万5,000人という、こういうことでかなり狭くなってきておりますし、現在は総務課2つに分けて、1つは2階で仕事をしていただいているという、こういう状況であります。と同時に、今福祉や健康やいろんな分野で秘密、プライバシー、こういった相談も多くなってきておるところであります。現状の中では庁舎のカウンターで行っておる、このことが実態でございます。そういったことを考えれば、この庁舎、本当に狭くて支障を来しておるという、こういうことで、庁舎の増築につきまして今検討を指示をしたところであります。その中でスペース的に考えてまいりたいというふうに思っております。ただ、今検討し始めたところでありますので、これから始まるいろんな選挙につきましては間に合いませんので、そんな点は御理解、御了解をお願いをしたいと思います。増築をしながらそういったスペースも確保していくという、こういうことでお願いをいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） 庁舎の増築ということで検討されてるということで、今回の選挙等は無理ということで、これはちょっと残念ですが、ぜひその辺は多くの人たちに来ていただくというのをさらに周知をしていただいて、増築のほうまた早く実現できるように努力をお願いをしたいというふうに思います。伊那市の多目的ホールですか、あれを私も時々見ますが、非常に1階あるということで利用されてますね。ああいうスペース、ぜひ期待をしたいなというふうに思います。

6番目の質問であります。お年寄りの資源ごみの提出についてということで、多くのお年寄りの方と話をし、いろいろな要望も聞いております。そんな中でこういう話がありました。資源ごみを出しに行くに、お年寄りが袋を抱えて国道渡って出しに行くってというのはとっても怖いと、こういう声を聞いたところでもあります。燃えるごみにつきましては回数も多く、出す場所も多いわけではありますが、資源ごみですね、リサイクルできるのとか、埋め立てごみだとかそういう部分につきましては、私のところで言えば月に2度で場所も1カ所っていうか、少ない場所で回収をしているところでもあります。そういう点で手に持ったり一輪車に積んでいくっていう場合に、非常に国道渡っていくっていう行為が非常につらいと怖いという話を聞きました。(1)と(2)ですね、一緒に答弁してもらえばいいんですが、資源ごみの提出箇所っていうのを例えば回数を、箇所をふやして出しに行く距離が短くっていうことがこれ可能かどうかと、それからどうしても増設が困難ということになれば、例えばの話ですけれども、お年寄りの登録によって近くまで来てもらうっていうのができるかとか、そういうことで確実に一人のお年寄りの世帯がふえてきますから、こういう点での対策はどう考えていらっしゃるか、お聞きしたいと思います。

議長(原 悟郎) 唐木村長。

村長(唐木 一直) 高齢者対策としてのごみの提出等につきましての御質問でございます。資源ごみの回収、現在24カ所で行っております。これは可燃ごみと比べるとかなり箇所数は少なくなっております。この要因といたしましては、収集形態、分別をお願いをしているところでもあります。この分別の度合いによって引き取り価格がかなり違ってまいりますので、そういった面も考えておるところでもあります。同時に、経費の効率性、こういうことも考えておるところでもあります。しかし、高齢化社会になればなるほど本当に大変なことになってくるなという、そういうことは御指摘のとおりであります。ふやすことにつきましては、これは可能であります。区で管理をしていただいておりますので、場所の確保、こういったことをしていただければそれはふやすことは可能である、そういうことでお願いいたします。これはあくまで地元区でそういった環境を整えれば可能であるという、こういうことでもありますので、また区と相談をしながら申し出ていただければというふうに思います。

登録制という話がありました。いずれはそういう時代になってくるのかなというふうには思います。ただ、現状としてすぐ始めるという、こういうことにはならないというふうに思っております。本当に高齢者対策としてきめ細かな対応というのは必要ではあります。しかし、その前に本当に地域でどうやって支え合っていくことができるのかと、こういったことを模索し構築していくことがまず先だろうというふうには私は思っております。まさに隣近所でどうやってそういうことをやっていくことができるのかと、そういうことを考えていただくよい機会にしていきたいなというふうには思っております。高齢者だけの地域、こういう地域というのは余りそれはないわけでありまして、一緒に出しにいったらあげるとかそういった共助の精神、これをどう構築していくことができるのかという、このことを考えてまいりたいというふうに思っております。地域のボランティア、こういった皆さんを含めてそういった組織、構築できればなというふうに思っておりますので、その辺の下地づくりは行政でやっていかなければならないのかなという思いもしておるところでございますので、共同、共助、このことを基本にしながら考えてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） いい方法という解決方法が明快な答弁をいただければと期待をしていたわけでありますが、登録制についてもいずれはそういうことがやってくるのではないかとということでさらに研究をしていただきたいなというふうに思います。

福島から避難している方の話を聞きました。一番影響を受けるのが弱い人たち、それから地域力の大切さ、それで常に最悪の場合を考えて対策をとっていくというようなことでいくことが大事だというふうな話です。全くそのとおりであります。ぜひ環境審議会等も含めてこの制度、研究を重ねていただきたいなというふうに思います。

これをもちまして私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（原 悟郎） これで3番、山崎文直議員の質問は終わります。

ただいまより午前11時まで休憩といたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前11時00分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

8番、都志今朝一議員。

8番（都志今朝一） 議席番号8番、都志今朝一です。私は先に通告いたしました5項目について、村長、教育長、教育委員長並びに農業委員会会長にお伺いいたします。的確な答弁をよろしく願いいたします。

それでは、1項目めの教育施設の維持管理について教育委員長にお伺いいたします。

まず、1件目の学校のグラウンドの管理についてであります。各グラウンドについては、学校で適正に管理しているものと思われまます。また各グラウンドともに住宅地が近くにあり、多くの住民の方が生活をしております。また、ことしのような夏のように雨が少なく乾燥していると、自然の風により土ぼこりが立っている現状が見受けられます。特に、中学校の第2グラウンドについては、土の質が赤土まじりのために土ぼこりが立ちやすいと思われまます。周りには防じん用のネットなどもあり、グラウンドの中にはスプリンクラーの設備も完備しており、ことしもスプリンクラーの整備を行っていると思ひます。このような整備も整っているため、ぜひ活用をしていただき、グラウンドの整備においては地域住民の方々に十分配慮した管理をお願いいたします。ことしのような猛暑には窓を開けての生活が欠かせませぬ。

では、お伺いいたします。グラウンドの管理及び整備はどのような形で依頼しているのかをお伺いし、1件目の質問といたします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 都志議員さんから御質問のありました教育施設等の維持管理、グラウンドの維持管理等について、これは中学校第2グラウンドが中心かと思ひますけれどもお答えを申し上げます。

中学校の第2グラウンドの維持管理及び整備については、主に部活動でグラウンドを使用している野球、それとソフトテニス、この部員が中心になって使用する前後に土をならす等の仕様を行っております。これはボールがイレギュラーしないためとか、練習する生徒たち

がけがをしないようにするためでございますが、また、顧問の先生を中心に軽トラックの後ろに整地板とか大型のブラシを取りつけて整備を行っております。グラウンド周辺は特に北側に民家がございますので、土ぼこりがあり、風でそれを飛散しないように、また周辺の民家になるべく迷惑がかからないようフェンスに防じん用ネットを張っております。またスプリンクラーも設置して注意を払っておりますが、既存のスプリンクラーの制御盤が老朽化しており、現在使用できない状態となっております。制御盤を取りかえるよう業者に発注をしております。9月末には完了する予定でございます。そのスプリンクラーも有効に使いながら、民家の皆さん、周辺の皆さん方に迷惑かけないグラウンドの管理、整備等に努めていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、都志今朝一議員。

8番（都志今朝一）グラウンドの周辺には住宅及び田んぼなどもあり、また地域住民の方たちの協力も必要になると思われます。グラウンドの管理及び整備の折は特別な配慮をお願いし、続いて2件目の体育館、アリーナ床修繕についてお伺いいたします。

早いもので昭和52年の新築以来、平成13年に増築、平成22年に耐震工事が完了し35年が経過しております。また、南箕輪村平成24年より平成26年度実施計画書の中に、継続事業で村民体育館リフレッシュ事業がうたわれ、平成24年度は柔道場改修、平成25年度は屋根防水処理・修繕、平成26年度にアリーナの床張りかえ設計となっております。実施年度は平成27年度になろうかと思われませんが、新築以来35年一度も床の修繕工事が行われていないと思われまます。使用頻度も、わくわくクラブを初め中学校、またその他の大会で数多く使用されております。きしみの音も大分出てきております。穴埋めのダボも浮いている場所が見受けられます。

それでは、お伺いします。床修繕の事業年度の前倒しの変更ができるかをお伺いし、2件目の質問といたします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直）村民体育館のアリーナの床の修繕についての御質問でございます。御指摘のとおり、村民体育館につきましては、昭和52年に建設され35年が経過しております。その間、村民体育館リフレッシュ事業として計画的に改修や耐震補強工事を行ってきております。村3カ年実施計画の中では、平成26年度にアリーナフローリング張りかえ工事の設計、財源の確保ができれば翌年の平成27年度にアリーナのフローリング張りの取りかえ工事を行う予定であります。アリーナにつきましては、これはまさに体育館の命というべきものであります。そんなことで部分的な修理修繕というのはしてきておるところであります。全面的なアリーナの張りかえにつきましては、現状では平成26年設計、平成27年度以降に張りかえ工事という、こういうことで来ておりますので、現状はそういう捉え方をさせていただきたいなというふうに思います。ただ、3カ年の実施計画これからまた見直し、ヒアリングをしながら、平成25年度から平成27年度までの計画を財政計画照らし合わせながら自立をしていくという、こういうことになっております。その中でどういう措置ができるのかという、このことは毎年ローリングをしながら検討を加えておりますので、そういった中でまた考えて検討していきたいというふうには思っております。しかし、現状の中ではそういう計画になっ

ているということは御理解をしていただきたいと思います。

また、フローリングがかなり傷んでいて、どうにもならないというこういうお声というのは余り届いていないところがございます。これも部分的な修理をしながら対応してきている、こういうことでもありますので、大々的なそんな要望となっていないのかなというふうには思っております。しかし、今申し上げましたように、体育館かなり利用頻度が高いわけであり、そういったことを考えれば修繕もしていかなければならないというふうには思っております。また同時に、屋根の部分もございますので、できることであれば一緒に手をつけていく、このことが必要かなという考え方も持っておりますので、それらを踏まえて検討させていただきますので、よろしくお願いたします。

議長（原 悟郎） 8番、都志今朝一議員。

8番（都志今朝一） 耐震工事の完了もしており、より長く使用しなければならないと思われ。なるべく早く改修工事ができることをお願し、1項目めの質問を終わります。

続いて、2項目めの農地の転用についてお伺いたします。

ことし4月の火災の折、この地区の畑が農業振興地域整備計画区域内であると思われ、農用区域からの除外が必要と思われ。また、農地を転用するためには許可が必要と思われ。農業用の施設の転用の場合は、転用の届け出が行うことができるのは転用面積が200平米未満であり、農業を行っている農地の所有者に限られております。他人の農地を転用する場合には、農地転用の許可、農地法第5条の許可が必要であり、農業用施設の建設が完了した時点で工事完了届を提出し、農業委員会の確認が必要であります。

では、お伺いたしますが、本村においては、農地の転用をとらずに使用している農地、または届け出を出さずに使用している農地が現在あるかをお伺いします。また、あればどのぐらいの範囲でありますかお伺いし、1件目の質問といたします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

宮下農業委員長。

農業委員長（宮下 勝美） 農業委員長の宮下です。今、質問された8番の都志今朝一議員さんの御質問にお答えいたします。

農地法の許可をとらずに転用している農地、いわゆる違法転用ということの御質問でございます。その中に先ほど出された火災につきましては大変御迷惑をおかけしたわけですが、大芝の農地に対しましてこのケースについて説明させていただきます。

この農地につきましては、本人が農業用施設をつくる場合におきましては、農業振興地域整備計画区域内の農地でありますので、先に農業振興地域の整備に関する法律の規定によりまして、村の農業振興地域整備計画の軽微変更という手続を行う必要がございます。また農地の転用につきましては、先ほど言われたように2アール未満の農業施設の設置につきましては許可不要となりますが、火災に遭った農地につきましては、所有者とは別の方が使用しているということで農地全体が、しかも農地全体が農業外の目的で使用しておりますので、以上先ほどいったものに該当しないために、農振法、農地法にいずれも違法という状況であります。この件につきまして、所有者が地域外ということで、ここ数年農地パトロールにピックアップされまして、是正指導等を出してきていた農地でございます。そういうことでございますので、現在解消に向けて関係者と話を進めておりますので、もうしばらくお待ちしていただきたいと思われ。

さて、違法転用の面積でございますが、全体の状況はここ数年今申したような小さいといえれば語弊がありますけれども、比較的小規模で毎年パトロールをしておりますが見落とされてきたようなものもございました。そういうことで過去からの違反転用が見つかることはございますが、規模の大きな違反転用はここ発生しておりません。農業委員会としまして、各委員が日常業務として監視、相談、指導を行っておりますので、これが未然に防止しているのではないかと考えております。

面積につきましては、平成23年度現在、違法転用されている事案が13件で2.0ヘクタールということになっております。平成21年度は5.9ヘクタールであり、平成22年度には3.2ヘクタールまでなっております。これは各委員さんや関係者の努力によりまして着実に減少してきております。でも、13件現在残っておりますけれども、残っている案件につきましては、いずれも抵当権等の権利関係が深くかかわっておるものが多いために、簡単に解消できないものばかりであります。農業委員会等でも粘り強く対応してまいりたいと思います。また、制度を知らなかったとか、そう言われる方もございますので、去年の暮れから発行しております農業委員会だより等によりまして周知を図ったり、ことしから年4回の計画を立てておりますが、農地相談会を開催しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、都志今朝一議員。

8番（都志今朝一） 農地などの転用については、農地の又貸しなどもあり、難しい面も多いと思われまふ。農業委員会の皆さんの努力に期待しております。

続いて、2件目の農地の荒廢地を少なくするためについての考えをお伺ひいたします。

田、畑など草に覆われている田んぼなどが多く目立つようになってきたと思われまふ。住宅地の近くにも多くの場所があり、虫の発生の原因にもなっております。また、秋には火災などの心配になる場所もあります。耕作者が高齢になり耕作できなくなったり、今まで依頼していた人が高齢になり耕作地を返される場合など、いろいろの条件があると思われまふ。場所によってはまっくん野菜家での活用も見られておりますが、ではお伺ひします。

荒廢地及び耕作放棄地を少なくするための考えは、また現在、荒廢地及び耕作放棄地を含めてどのくらいあるかをお伺ひし、2件目の質問といたします。

議長（原 悟郎） 宮下農業委員長。

農業委員長（宮下 勝美） 2番の御意見でございますが、言い方も問題ということではありませんけれども、荒廢地という表現で今されましたけれども、今農政面では一般的に耕作放棄地、あるいは遊休農地という言い方がされてきております。いずれも現に耕作がされておらず、今後も耕作が見込まれない土地ということで、ほぼ先ほど言われた荒廢地ということと同じに用いられているということでございます。そういうことで耕作放棄地という解釈で行きたいと思ひますのでお願ひします。

耕作放棄地についてどのくらいあるかという御質問ですが、議員さんのおっしゃられるとおり、最近では農業の高齢化ということで経営者が経営を縮小していくというケースや、完全に後継者がいないので廃業するケースがふえてきております。そういう段階で耕作放棄地となる農地が多くなってきております。昨年度の状況を見ますと、平成22年度に16.4ヘクタールであったものが、平成23年度中には5.2ヘクタールの解消がされたのではあります。また新たに4.3ヘクタールの発生が確認できました。そういう結果で差し引きして0.9ヘク

タールという減少にとどまり、平成23年度は15.5ヘクタールということになりました。取り組みの結果は、成果は出てきてはおりますけれども、毎年毎年、先ほど言ったように新しい発生が出てきてしまっておるということで、全ての解消につきましては困難な状態であります。また去年もそういう発生がありましたけど、特に酪農家や比較的大規模な稲作農家等が廃業した場合には、何ヘクタール、何十町歩というような面積が一気に宙に浮いてしまうというような形の中で影響が大きくなってきております。そのために、農業委員、地元営農組合、農協、認定農業者、法人組織など関係者の皆さんの格段の御協力を賜り、継続して作付がなされるようつくり手の確保に努めてきております。今後の耕作放棄地の解消につきまして、現在主な受け手となっております個人の認定農業者の皆さんのほか、まっくんファーム、まっくん野菜家などの村の法人、現在5法人ということで登録されておりますが、この方たち、また青年就農者や退職就農者などの個人の新規就農者が鍵になってきております。また、新たな担い手の育成を村の営農センターや村の農業再生協議会とともに支援してまいりたいと思いますので、御協力をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、都志今朝一議員。

8番（都志今朝一） 農地の耕作放棄地についてはこれからも大きな問題になってくると思われますので、よりよい対策をよろしく願いいたします。

続いて、3項目めの雨水災害対策についてお伺いいたします。

1件目のゲリラ豪雨に対する対策についてであります。今定例会の冒頭、村長の挨拶の中にもありましたが、7月20日に50ミリを超える豪雨が約1時間余り降りました。本村でも二十数カ所にわたり災害が発生しております。河川に草などが絡み、河川があふれているもの、農業用の水路よりあふれているもの、また、道路の排水などが小河川よりあふれ出ているもの、幾つかの状況は違っていてもふだんとは違う流れとなり、特に下段地区に集中した量となりました。災害が起きやすくなっています。今回の豪雨は時間が短時間だったため、幸い大きな災害にはならず幸いであったと思います。

では、お伺いいたしますが、ゲリラ豪雨に対して特に排水に関してであります、何らかの対策などあるかお伺いし1件目の質問といたします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 雨水対策についての御質問でございます。

近年本当に集中豪雨、ゲリラ豪雨と言われる現象が多くなってきております。この要因、本当に地球環境の変化かなというふうには思っております。御指摘のように、本村でも昨年8月7日、ことしの7月20日、本当に狭い範囲で集中豪雨、ゲリラ豪雨的な豪雨が発生をいたしました。特に7月20日につきましては、村内各地で水路や小河川の増水による住宅地や農地への浸水がありました。幸いにして大きな災害という、こういうことにはならなかったわけでありまして。この7月20日、本当に職員が多く出て対応したところでありますし、村建設業組合、消防団等々にも御協力いただき、土のう設置や水中ポンプによる対応を行ったところであります。

この集中豪雨やゲリラ豪雨に対する対策という御質問でありますけれども、一時的に大量な雨が降りますと下流域でのみ込めないという、こういった浸水被害のおそれもあります。

その際には地域の住民の皆さんにいち早く知らせる、そして地区防災組織や消防団と連携をしながら、災害防止、被害を最小限に食いとめる、こういうことが必要でありますので、そんな対応はこれからもとってまいりたいというふうに思います。

未然の防止策といたしましては、水路改修等々行えばいいわけでありますけれども、なかなか全村的にということは難しい面もございます。したがって、災害が、浸水が常態化している、こういった箇所につきましては、特に土のう等を迅速に運搬、設置できるようなそんな対応が必要であるというふうに思っております。そういった態勢も考えてまいりたいというふうに思います。水路改修につきましては、そういったところから計画的にやってまいりますので、そんな点は御理解もいただきたいというふうに思います。

特にことしの災害、あるいは去年のそういった現象を見ますと、南原地区、これは早急に対応しなければならないというふうに思ったところでございます。中央道に流れ込んで大変危険な状況、こういった状況も生まれてきておりますので、今年度につきましては、南原地区において道路側溝等の改修を実施をしていく予定にしております。そんなことで御理解をいただきたいと思っておりますし、村全域にわたる部分につきましては、特に危険箇所から手をつけてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、都志今朝一議員。

8番（都志今朝一） ただいま続いての2件目の小河川の改修について若干触れていただきましたけれども、先ほども言いましたが、ふだんはほとんど水の流れのない水路にも豪雨のときなどには水が集中して対応できなくなっており、また道路排水なども入るためあふれ、災害の原因となっております。以前は小さい水路でも対応できてきた場所も限界に来ていると思われまます。地区計画により改修計画など立っていると思っておりますが、以前と同じ場所での災害も見受けられます。今後どのように改修していくのかをお伺いし、2件目の質問といたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 先ほども申し上げましたけれども、本当に集中豪雨、ゲリラ豪雨による浸水被害というものふえてきております。その要因といたしましては、根本的には排水能力が小さい、このこともございます。また、ごみや草が詰まっておるというような状況も見受けられるところであります。地域における地形等さまざまな要因が考えられますし、また本村におきましては、特に開発が進んできておりますので、そういった浸透能力というのが薄れてきております。それによりまして、下流域では浸水が発生するようなそんな状況に至っておるところでございます。

下流域の水路等あふれた原因を検証してみることで、このことが重要でありますので、それをしながら雨水の流れる方向や集中する箇所、このことの確認を行い、流水の分細化、あるいは水路改修等を図ってまいりたいと思っております。その場合、特に浸水被害のひどいところ、財産等々に影響を及ぼすところ、そういった危険性の高い水路から改修をしてまいりますので、よろしく願いをいたします。

また、先ほども申し上げましたが、今年度は南原地区において計画をし、実施をする予定となっております。村で全ての箇所を把握するという、こういうことは不可能でございますので、それぞれ各地域で把握をしていただきまして、地区計画として村に上げていただく、

あるいは大きなものにつきましては、村の計画としてのお話をいただければというふうに思っておりますので、そんな点もお願いをしておきたいというふうに思います。安心、安全な地域をつくっていく、このことに尽きるわけでありますので、予算等の状況もありますが、できるだけそういったところから手をつけてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、都志今朝一議員。

8番（都志今朝一） 村内数多くある河川で管理が大変だと思いますが、管理、整備をよろしくお願いいたします。また、災害の少ない村づくりをお願いいたします。

続いて、4項目めの質問に入ります。村主催のイベントなどについてをお伺いいたします。子ども地球サミットの今後の取り組みについてお伺いいたします。

昨年2011年度は東日本震災復興支援活動のために中止になりことしで4回目の開催であると思います。ことしは南箕輪の子どもたちが実際に被災地に入り、子どもたちが見て撮影した写真展なども開催されましたが、村主催のイベントとしては参加者も少ないように感じ、村の子どもたちの参加も少ないように感じました。南箕輪村行政評価委員会の答申書でも、村の主体性を高めてほしいとの答申も出されております。また、南箕輪村平成24年度より平成26年度の実施計画書の中にも継続事業で盛り込まれております。今後継続して行うようであれば、村はもっと力を入れるべきだと思うが、今後の取り組みについてお伺いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 村主催のイベントについて、特に子ども地球サミットの今後につきましての御質問であります。

御承知のとおり、この子ども地球サミットは2008年開催をいたしました。この年は折しも北海道洞爺湖でG8による環境問題、サミットが開催されました。また、本村におきましては、環境元年と位置づけまして、自然環境調査や、新エネルギービジョンの策定に取り組んだ年でもありました。そんなことがありまして、当初はキッズ・エコロジーコンサート2008として開催をし、環境問題の提起や、人と人とのつながり、このことの大切さをテーマとして多くの小学生に参加をしていただき開催をいたしました。本当に開催当初は盛り上がり、感動もしたところでもあります。このイベントも途中でテーマを介護に、また昨年とことしは復興支援というような、そんなことになっていったところでございます。

年々、今御指摘のように、村内の子どもたちの参加が少なくなってきております。村で開催することの意義も若干薄れてきているのではないかなというふうには考えておるところでございます。また、今御指摘のように、昨年度から実施してきております行政評価委員会におきましても、この事務事業行政評価の結果として、村独自の事業としては疑問があるとし、要検討が必要であるという事業分類となっております。行政としましては、この子どもたちの貴重な体験、このことができる機会、このことをつくっていくことはとても重要であるというふうには考えてはおります。また、この子ども地球サミット、インターネットを通じ多くのアクセスもあるところでもあります。そんな一定のそういった面では効果があったのかなというふうには思っておりますけれども、行政評価委員会の評価結果、あるいは先ほども申し上げましたけれども、村内の子ども数が本当に少なくなってしまうという、村で開催する意義という、こういうことも考えていかなければならないところでもあります。新年度に向

けて事業のかかわり方等々含めて検討していく時期であるというふうに思っておりますので、そんな点は御理解もいただきたいというふうに思います。本当に村でやる事業であるのかどうか、あるいは後援とかそういった部分でやっていくのがいいのかどうかとか、いろんな方面から費用対効果等々を加えて検討させていただきます。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、都志今朝一議員。

8番（都志今朝一） 今後継続するようであれば慎重な取り組みをよろしく願いいたします。

続いて、連合審査でも話題になりました項目で、5項目めの都市計画道路の見直しについてをお伺いします。

現在、都市計画図面に落とされている計画道路は現況と合っていないところが見られます。番号3・4・10神子柴久保下段線及び番号3・5・23北殿大泉線などは現状とかなりの相違点があり、住宅新設などの折に確認申請などの書類などのときに添付書類が必要となっております。現況と合わない路線の見直しができるかをお伺いし、最後の質問といたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 都市計画街路等の見直しについての御質問であります。都市計画道路の見直しであります。この都市計画道路につきましては、村の都市計画決定とともに、昭和53年に計画決定がなされております。当初は村の道路網として100年の体系に立って計画が策定をされたところであります。それ以降30年余が経過をいたしました。また、国道153号伊那バイパス、平成8年7月に計画決定となっております。

村の都市計画道路の現状でありますけれども、計画決定延長が35.71キロメートル、改良済みが5.24キロメートルであります。改良済み箇所となっておりますのは、暫定供用となっております国道153号伊那バイパス、県道伊那インター線、県道吹上北殿線の一部、また村道3号線、村道6号線があります。その中でも村道3号線、6号線は都市計画街路から少し外れた部分に整備をされている箇所もあるところであります。

御指摘のように、現状とそぐわないという、このことはそのとおりであります。都市計画道路の整備、なかなか進んでいないのが現状であります。この要因はいろいろありますけれども、当初この計画を立てたときは、100年の体系に立って理想的な道路網を地図上に落として計画策定が出されたという、そのことが一番問題だったかなというふうにも思っております。同時に、高度経済成長時代の計画でありました。現在は人口減少時代、少子高齢化時代、こういった社会情勢となってきており、当時と情勢が大きく変わってきておるところでございます。この都市計画街路に指定されているがゆえにいろんな制約もあるところでありますので、地権者やそういった皆さんに御迷惑をおかけしている部分もあろうかというふうに思います。そんなこともございまして、見直していく必要性は感じておるところでございます。ただ、道路を単に見直せばいいという、こういうものではございません。用途区域の変更、用途区域の設定、こういったことにも影響をしてくるわけでありまして、そこら辺を十分勘案しながら検討させていただきたいというふうに思います。

そんなことで都市計画の見直し、大変な作業になりますけれども、平成26年度から着手する村3カ年計画となっておりますので、その中で十分検討しながら進めさせていただきます。そんな点で御理解をお願いいたします。そこに引いてある都市計画街路として決定してあ

るという、このことにつきまして、現状としてどうなのか、どうなのかというのは現状としてふぐあいがあるのか、あるいは村の発展のために大きな支障になっているかと、そういうことは今のところないわけでありますので、少し先に行きますけれども、見直しに着手をさせていただきたいというふうに思います。ただこれも決定につきましては県でございますので、そんな点も御理解もお願いをしたいとします。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、都志今朝一議員。

8番（都志今朝一） 見直しなどができれば早い時期の変更をお願いいたします。現状に合った計画道路になることをお願いし、私の質問を終わらせていただきます。

議長（原 悟郎） これで、8番、都志今朝一議員の質問は終わります。

ただいまから午後1時半まで休憩といたします。

休憩 午前11時43分

再開 午後 1時30分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

9番、唐澤由江議員。

9番（唐澤 由江） 9番、唐澤です。今回9月議会では先進事例をお示しし、村の施策への提言として行いたいと思いますのでよろしく申し上げます。

1番、地域で高齢者を支えるための仕組みの構築についてお伺いします。

認知症の方がふえております。300万人ということでここ10年で倍増したようです。65歳の方は10人に1人認知症がいるということで、本当にすごい数字であるなと思います。5割の方が家に在宅でいるようです。先日、80代の男性のことで相談を受けました。昼間ヘルパーが介護していて、夜寝ているはずなのに近所の家の周りをうろつき、塀をよじ登って動かず怖がられ、ついにパトカーが動員されて取り押さえられたそうです。包括支援センターへ連絡しましたが、ショートステイやヘルパーなども入っているからということで、家庭の事情があって社協のケアマネもいろいろ踏み込めないというようなことだそうです。本人が一番不安で不穏になっていることなので、幾らそのことを家族からは言われないからといってそのままにせず、親身になって改善できるよう積極的な対応をお願いしたいとします。

このようなことは介護365日24時間の介護では氷山の一角ではないかと思えます。介護保険の現状は地域密着型小規模多機能の施設、民間の施設や上伊那福祉協会のみさやま開設などにより利用者に動きがでているようで、あちこちの施設はあいているというふうなお話です。また先日、議会で村内のグループホームを見学した際、利用者が少なく、多様な負担があるということで、村外者からも入居させているということをお聞きしました。介護計画に基づいているのに待機者がいるから計画に基づいて建設するのであればこんなことにならないはずで、介護利用者負担1割に対し9割の利用料収入が来るということで多少乱立ぎみではないかと思えます。個室が個人の尊厳が守られるからといって建てられたユニットでは、ホテルコストがかかって通常より5万円も高くなり、あいたので入所をどうぞと言われても、今すぐにはいいですというケースがあるようで、机上だけでは計算はできないようです。

東京都中野区の事例をお話しいたします。地域住民が高齢者や障害者の世帯を安否確認や

見守り、必要などときには手を差し伸べるという活動を推進しているようです。地域支え合い活動の推進に関する条例ということで、その取り組みは単身高齢者世帯が増加している中、公的サービス、介護保険では解決できないものがあって、在宅の高齢者を守るためにはどうしたらよいかと2年間協議したようです。地域支え合い推進室を中心に、区長会、民生児童委員とで意見交換を行って、2011年3月可決、4月から施行、内容は地域において日常的に生活の状況を見守る活動をボランティアも加わって実施、対象者は70歳以上のひとり暮らしと75歳以上のみで構成される世帯、身体障害者世帯、同意しない人もいて登録者は67%だそうです。名簿は区会、民生児童委員、警察、消防で、守秘義務等を規定し、名簿管理、個人情報保護などについての協定書を締結し、罰則規定や区民に対し支え合い活動に協力しているようです。そういった主体的に行うよう努めることが義務づけられているそうです。

支援拠点であるすこやか福祉センターを4カ所に設置し、保健福祉の職員も配置しているということで、防犯パトロールや敬老訪問、防災訓練、回覧板授受、また安否確認、お茶飲みサロン、ごみ出し、清掃、電球交換など日常生活確認など無理しないように実施していると言われています。地域の住民を支えるには公的サービス、介護保険、公的なセクターだけでは支えられない限界があります。そんなときに行政と地域団体が協力し、高齢者を無理なく支える仕組みを構築していくことが大切であり、今後の自主防、自主防災組織として活動できるのではないのでしょうか。すこやか係もかかわって安否確認や見守りをしていければいいのではないかと思います。こんな高齢者世帯のみというのはこの田舎地区では本当に組でも1人か、いるかないかぐらいではないかと思います。議会で先日民生委員の懇談会をした折にも、個人情報保護ということがあってなかなか中まで踏み込めないという声が聞かれました。こういった条例化等で区で位置づけることができればもっと見込めるのではないか、区長会等で話し合っって各区内で真に区民のための区政は何かと考えていただければよいのではないかと思います。いかがでしょうか。

それと、村は介護保険法にのっとって、可能な限り介護予防、それから介護状態の方への支援、それから認知症についてのケア等の研修会やボランティア育成なども義務づけられておりますが、1から3について村長のお考えをお聞きします。

議 長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 9番、唐澤由江議員の御質問にお答えをいたします。

高齢者を支える仕組みの構築につきまして3項目にわたりましたの御質問であります。南箕輪村は御承知のとおり、県下一若い自治体であり、高齢化率も一番低いところであります。しかし、高齢者の数は年々増加をしております。この9月1日、敬老の日を迎える老人の皆さん、65歳以上の皆さん、初めて3,000人を超えました。ひとり暮らしや老人世帯、こういった家庭もふえてきておるところであります。村はさまざまな施策を行っておるところであります。緊急通報装置設置事業や、あるいは今年度からは救急医療情報キット事業等を行っております。しかし、行政でできる範囲というのは限られておるところであります。したがって、公的だけではなくて高齢者を地域全体で支える仕組み、このことは本当に重要なことでもあります。同時に、これからますますそういった組織が必要となってくるものと思います。今、さまざまな御質問をいただきました。介護保険利用料1割負担というような部分等々の質問であります。本村でもこの介護保険料につきましては、独自で利用料の負担

補助制度も実施をしておるところであります。そういったところも使いながら、いろんなサービスの提供ができればというふうに思っておるところでございます。高齢者社会を支えていくにはやはり民生委員の皆さんが核となっておるところでございます。したがって、先般も村の地域包括センターと民生委員との意見交換、懇談会も行ったところでもあります。さまざまな課題も出されました。その中で、民生委員会というのは地域包括ケアの一端を担う重要な組織でありますので、連携も強めてまいりたいというふうに思っております。同時に、その地域内でボランティア活動をしていただく、そういった人材の発掘ということも重要となっております。災害時を含め、区や自主防の協力体制、こういったことも必要となっております。また午前中3番議員の質問にもありましたけれども、ごみ出しの問題等々、これからさらにそんなことも心配となっておるところでございます。理想とすれば各地区にそうした仕組みが構築できること、これが理想であります。民生委員会や地区社協や、あるいは区長会とも連携をしながら、時間はかかると思いますが、各地区で高齢者を支えることのできる組織づくり、このことはこれから必要でありますので、模索をしております。ただ、これは本当に時間のかかる問題でありますので、そんな点はぜひ御理解をお願いしたいと思います。

介護計画の御質問であります。今第5期の介護計画がスタートをしております。平成24年度から平成26年度までの3年計画であります。この進捗状況を見ますと、65歳以上の高齢者の人口9月1日で3,000人超したと言いましたけれども、3,039人ということになっております。また、高齢化率は20.4%、これもことは20%を超えました。計画よりも人数では30人近く多くなっておりまして、高齢化率も0.1%ほど高くなっております。認定者数につきましては、7月末現在で計画より7人少ない407人という、計画は407人でありますので、7人少なくなっており、ほぼ横ばいの状況となっております。介護給付費の状況から見ますと、4月から7月分まではかなり低くなっております。そんなことで順調な介護保険事業が運営できておるといふふうに考えておるところでございます。

特養の待機者を見ますと、平成23年度末においては30人、うち在宅の待機者が11人です。65歳以上人口に占める割合は、待機者の割合というのは1%であります。上伊那郡下の平均が1.7%でありますので待機者自体は本村では低い状況となっております。今後も、今、先ほども申し上げましたように、本村、本当に全国でも例のないような介護利用者に対する負担の補助制度も実施しておりますので、そんなところもPRしながら充実に努めてまいりたいというふうに考えておるところであります。

また、認知症の話も出ました。認知症につきましては、85歳以上では4人に1人が認知症というふうに言われております。御質問にありましたように24時間のこの介護といいますか、見守りといいますか、そういうことが必要となってきて、家族や介護サービスだけでは限界があります。地域全体で支える、このことも必要というふうに思っております。本村の場合には今までさまざまな研修を行ってきておるところでございます。認知症、キャラバンメイト養成研修、サポーター養成講座等々も行っており、キャラバンメイトは95人、サポーター数は43人いるということになっておりますけれども、なかなか伸び悩んでおるといふのもこれも事実であります。今後はこのメイトのフォローアップ研修、これが必要ではないかというふうに思っておりますので、開催をしながらサポーター数をふやしていきたいというふうに考えております。また、この11月10日はそういった認知症の講演会計画しておりますので、

多くの皆さんに参加をしていただけるように呼びかけてまいりたいと思います。いずれにいたしましても、高齢者を地域全体で支えるという、この組織というのはこれからますます重要となってまいりますので、村もその下支え、下地ができるような、そんな努力もしてまいりますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤由江議員。

9番（唐澤 由江） 確かにすぐには難しいことですが、区の中で始まる時に見守らなければいけないお年寄りはどうなふうであるかというような話し合いをしながら必要に応じて個人保護に努めながら条例化するべきときが来ればしていただいて、支えることができればありがたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

次に、障害者について、障害者問題についてお願いいたします。

障害者総合支援法に基づく村の計画は準備はどうか、ひまわりの家の生活介護支援事業とはどんなものかということなんですが、障害者支援法が平成24年4月閣議決定されて平成25年4月から自立支援法から総合支援法となるということで、定義に、障害者の定義に難病を追加しているということ、それから平成26年4月から重度の訪問介護の対象者の拡大や、ケアホームのグループホームの一元化というようなことがあって、ケアプランの作成が任務となりますけれども、困難なケースがふえていって相当な経験と能力が必要なので虐待や学校教育等に精通した子育て支援相談員が適切ではないかなと思っていますので、またその一員に加えていただきまして計画策定に向けた準備をお願いしたいと思います。それから、先日村長さんの新聞に載っていたひまわりの家での生活介護支援事業受け入れについてどんな状況であるかお聞きしたいと思います。1、2についてお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 障害者関係につきましての御質問でございます。御指摘のように、障害者自立支援法から障害者総合支援法へと法律が改正となっております。平成25年4月1日からの施行となるところであります。しかし、現時点では施行に伴い、市町村が行う事務、このことがまだ示されていないのが実態でございます。この法律では就労支援のあり方や障害程度区分の見直しなど、法の施行後3年を目途に検討を行って必要な措置を講じるという、こういうことになっております。これから県等の説明がありますので、それらを踏まえて検討してまいりたいというふうに思っております。

また、生活介護支援事業につきましての御質問であります。現在、ひまわりの家では就労支援継続のB型事業を実施しております。これに新たに入浴だとか排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯等々のこの生活に関するこういったことをする事業、このことが必要ではないかと思っております。今現行の障害者自立支援法に基づく生活介護事業の導入であります。これは先般、伊那養護学校の保護者会との懇談会の中で強く要望をされた事項でございます。障害をお持ちの子どもたちの将来を心配する親の切実な願い、このことを感じたところでございます。少しでも解消を図っていく、このことが行政に課せられた責任ではないかと、こういうことで生活介護事業の導入を明確にさせていただいたところであります。設置につきましてはいろんな要件があります。6人以上とかいろんなそういう人数的な要件もございますので、そういった面をこれから検討してまいりたいというふうに考えています。村と運営に当たります村の社協、あるいは利用者となります直接のそ

った関係者等々に入っただきまして、これから検討委員会立ち上げるところでございまして、その結果に基づきましてできるだけ早い機会にそういった開設、事業が開設できればと思っておりますので、そんな点はぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤由江議員。

9番（唐澤 由江） 障害者の介護保険に倣ったそういった事業が展開されるということで、地域社会において障害者が共生の実現に向けた、みんなで支える障害者の本当の総合支援法になっていただければいいなと思っておりますので、村として努力をお願いしたいと思っております。

次に、省エネ、節電対策についてお伺いします。これも4つの提案、提言ということで、ほかの自治体で取り組んでいる成功事例について紹介したいと思います。

奈良県の大和郡山市では、インバーターのHf蛍光灯器具への切りかえというのを庁舎でやりまして3分の2電気代を削減したということで、先日、村でもどんな電球、電灯、蛍光灯がいいのかということでコンサルの委託を補正をされましたので、ちょっとこんなのが参考になれば考えていただければと思ひまして出させていただきました。消費電力をふやさずに明るさを200ルクス程度向上できて、ひものついたキャノビスイッチをつけて離席時や残業時に不要な蛍光灯のみ消灯できるようにしたということです。省エネと言えばLEDっていうのが浮かぶのですが、これは初期投資額が大きくなり、またちらつきや光源により物体の色の見え方が変化するというようなことも問題になっているようです。その点、Hf蛍光灯というのは価格的にも技術的にも安定していると言えるのだそうです。廊下は従来の2灯式の蛍光灯を反射板一体型のHf式に、トイレは人感センサー付きのLED直管器具ということで、点灯、消灯の繰り返しはトイレはあるのでそれが寿命に影響しない点灯時点で100%の明るさになるLEDが適切だということで、全保育園、全小・中学校をHf蛍光灯にかえたそうで、7年リースということだそうです。それと電気料のことなんですが、デマンド値の電気使用料ということで、その年度の年間使用料を決める基本料金により、デマンド方式をとる監視装置をつけ導入し、使い過ぎになると警報が鳴り、庁内アナウンスで節電してくださいと呼びかけ120万円の節約、切りかえた旧式の電気器具はインターネットで売却したということだそうです。電気に関しては特定規模電気事業者を含む電力調達入札を実施し、1,700万円の節約をしたということです。電力自由化対象の41施設から34施設で効果が期待できる場所を選んでやったということだそうです。また、もう1つ、節電対策で平日4日間を閉庁した奈良県生駒市、人口11万9,100人ですが、こういった夏の電力供給の逼迫が見込まれるということで、プロジェクトチームをつくり、平日7月26日、27日、8月20日、21日、木金月火の4日間を市役所本庁舎のほか公立幼稚園、公立小・中学校等を閉めたそうです。そういったことでどのぐらいの節電がされたかということにはわかりませんが、節電への行政の姿勢を見せて環境への取り組みをやって、村でやるとしたら試験的に冬季の暖房期間に実施してみたらいかがでしょうかという提案でございます。

それから、時差出勤勤務体制制度を実行してはということで、富山県のある人口9万4,100人の市で、通常の勤務時間数を変えず、始業時間や就業時間をずらす時差出勤勤務制度を施行したようです。始業時間を午前7時半から9時45分、10時15分など7タイプに分けて実施し、早朝の行事や出前講座、会議などの業務が予定されている職員が対象となり、6

月から3カ月程度施行するというので、村でもこのとおりでないにしても、朝7時半から夕方6時半まで施行、試行し、残業軽減や住民サービスを心がけてはどうかと思います。

それから、庁内の車両の一括管理ということですが、現在各課でそれぞれ購入、燃料、それぞれ更新、メンテナンス等をやっておりますが、これはその奈良県の大和郡山市の事例ですけれども、配車、メンテナンス、それらを調達、燃料購入の全てを集中管理し、各課がばらばらに行っていたものを一元化し、時間ごとの使用状況に関するデータを蓄積することで、42台のうち24台しか要らないことが明らかになったそうです。管理費用は1,155万円だったのがわずか356万円となったというもので、車検、オイル交換、タイヤ交換、車両保険なども一括してアウトソーシングするというので、初期投資を抑えるためリースとし、しかも総務課一括入札ということで、10年以上の燃費の悪い車は公有財産を売却し1,600万円の売り上げをもたらしたとのことで、そのほかエレベーターの管理なども随意契約であったものがこれを競争入札にしたところ、費用が2割減となったとか、3年間の長期契約にして受注者の再委託禁止の条件をつけて37%の削減をして、H f 蛍光灯はいろんな全てのものの経費削減で2億6,000万円を節約したというようなことなんですが、これらをヒントに全てとは言いませんけれども、できることを取り組んでみたらいかかかと思えます。

以上、4つについてお伺いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 省エネ関係につきましての御質問にお答えを申し上げます。まだ、質問項目かなりありますので、簡単に答弁をさせていただきます。

福島第一原発事故以来、この節電という、電力不足からの節電ということが課題となっております。本村でも節電には取り組んでおります。消費電力の少ないプリンターに切りかえたり、あるいは台数を減らしたりとか、そんな努力もしておるところでございます。また照明の話がありました。照明につきましては消費電力の削減イコールLEDという発想をしておりましたけれども、今議員が言われたようなH f 蛍光灯というようなことも考えられますので、今議会にコンサル料として計上させていただきました。その中で検討をしてみたいと思います。またデマンド監視につきましても、そういった中で検討をしてみたいと思います。

続きまして、閉庁の問題であります。節電のために閉庁をしてみたらどうかという、こういうことでもあります。ただ、節電のためだけに閉庁というわけには私は参らないというふうに思っております。他の機関や民間等が稼働していること、あるいは一番問題、住民サービスであります。この観点から問題であるというふうに思っておりますので、そういったことは考えてはおりません。

続きまして時差出勤であります。時差出勤につきましては保育園では時差出勤制度としておるところであります。これは節電対策というよりも、長時間やそういったことに対応するための時差出勤を取り入れておるところでございます。庁舎内の時差出勤につきましては、それだけこの時間が長くなりますので、果たして節電につながるかどうかということとはちょっとこれはやってみないとわからないという、こういうことになろうかと思えます。しかし、本村の場合にはこの人口増に対応する職員数、こういったことでふやしてこなかったわけがあります。逆に削減をしてきたという、こういう状況もございます。1人の職員が幾つもの業務を行っておりますし、課によっては毎日いろんな打ち合わせをしなければ職務が推進で

きないという、こういう態勢もありますので、時差出勤による弊害というのもこれも考えられますので、現時点では時期尚早ではないかというふうに思います。いろんな住民サービスだとか、いろんな観点から時差出勤というのは考えなければならない時期もあろうかと思えます。そういったときにはまた検討をさせていただきます。

続きまして、庁内の車両の件でございます。本村の場合には庁内・教育委員会で使用している車両、一般的に言えば31台でございます。このうち現場車両というのがあります。そういった車両を除くと14台で運行しておるところであります。この14台につきましては、庁内LAN管理をしておりますので、課へ配属してありますけれども、誰でも使用できるという、こういう体制をとっておるところでございます。また車両の更新につきましては、10年以上を原則としておりますが、この更新につきましては一括総務課管理としております。したがって、15年乗っている車も現在もあるところでありまして、また普通車から軽自動車への切りかえも行ってありますし、それから低燃費のハイブリッドへの移行も行っておるところであります。さらに燃料につきましても、財務課で一括管理をしておるとい、こういう状況でありますので、ほぼ一元化をしておると同じような状況となっておりますので、そんな点はぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。本当に台数の多い市と比較とは異なるという、こういうことでありますので、その辺は御理解もお願いをいたします。

また、エレベーターの管理の御質問もありましたけれども、本村には庁内1カ所、村民センターに1カ所エレベーターあるわけでありまして、庁内のエレベーターにつきましては既に30年余が経過しておりまして、部品の調達だとか責任の所在だとか、そういう面から考えまして、今競争入札ではなくて随意契約というようなことで行っております。これはそんな状況でございますので、ぜひ御理解もお願いをしたいと思います。その中でも経費の節減につきましてはできるだけ努めております。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤由江議員。

9番（唐澤 由江） ありがとうございます。前向きに節約等取り組んでいただきたいと思います。

次に、医療問題と看護師不足問題について、日本は本格的な高齢化社会を迎えて全国的に医師、看護師不足が深刻化しており、あるアンケートによると約7割の病院が看護師不足と言われております。昭和伊南病院では県外からの看護師を確保するために、就業支度金制度を創設したそうで、免許取得5年以内の看護師に60万円を貸与、3年間で償還免除となり、また看護大学の奨学金として現行より倍額、月10万円を在学中に支給するということだそうです。伊那中央病院の看護師不足は不足しているか、またこの制度についての導入について、またお願いいたします。

③のジェネリック医薬品のことなんですが、新潟県の燕市の人口8万3,000人では現在使用している薬をジェネリック医薬品にかえるとどのくらい金額を軽減できるかってことを知らせる差額通知を発送したそうです。それによって年4回発送し、削減効果の大きい人から順次毎回1,500人に発送して増加する医療費を少しでも削減し、保険税を無駄なく使うというような取り組みをしているようです。具体的には、例えばリボパスという高脂血症の溶剤が1,160円であれば、ジェネリックにかえれば400円安くなる。レニベースという高血圧、慢性心臓病の治療薬690円ですが346円に安くなりというような、糖尿病の治療薬もベイスンを

使っているけれどもジェネリックにかえれば1,140円で実際3,020円の負担で1,140円を安く
なりますよということによって保険者の利用者負担と保険者負担が下がるというようなこと
を老人会やすこやか係に当たる組織や民生委員にPRしているようです。そういったことを
考えてみることは可能かどうか、2つについてお聞きします。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 医療問題につきまして御答弁申し上げます。

伊那中央病院におきましても看護師は充足できている、こういう状況にはございません。
不足の主な要因につきましては病院機能が充実してきておること、いろんな拡大がなされて
いること、そして同時に毎年の増加率を上回るこの産休、育休、この職員が出ていること、
こういったことで充足ができていない状況であります。この不足を補うために随時看護師の
募集を行っております。また補助金、奨学金制度でございますけれども、伊那中央病院でも
月5万円、こういった制度をとっております。伊那中央病院に一定期間勤務すれば全額免除
という、こういう制度となっております。平成24年度分の貸与者9人いるところでございま
す。また上伊那公立3病院の地域医療再生分野でもこの上伊那地域内の医療機関で働けば奨
学金補助制度、月額3万円ということで出しておりますので、そんな点は御了解をいただき
たいと思います。

ジェネリック医薬品の問題でございます。平成23年度に国保連合会のシステムが構築、更
新されまして、ジェネリック医薬品に切りかえた場合の差額計算ができる機能を有すること
になりました。したがって、本村でも差額通知の発送に取り組みます。そんなことで御
理解をいただきたいというふうに思います。ただ、全てがというわけではございません。今、
村の国保で見ますと、ジェネリック医薬品の普及率というのが3割、4割は大体不可能とい
うこういう薬でありますので、残りの3割がこういったものに切りかえていくことができる
んじゃないかと思っております。そういったことである一定額超えた皆さんにはこの差額通
知、お知らせいたします。

以上です。

議 長（原 悟郎） 9番、唐澤由江議員。

9 番（唐澤 由江） ありがとうございます。同時に、先ほど言うの忘れましてけれど
も、医薬品の希望カードというのを配布しているようですので、私は医薬、ジェネリックを
使いたいというそういうカードも希望者には配っていただければと思います。よろしく願
いします。

議 長（原 悟郎） お願いですか。答弁が要りますか。

9 番（唐澤 由江） いいです。お願いします。

次に、村の食育推進計画の評価と問題についてお伺いいたします。

平成17年7月に食育基本法が施行され、それに基づいて食育に関する施策を推進するため、
平成18年に食育推進基本計画が、平成20年3月長野県の食育推進計画が策定されました。村
では平成23年4月に食育推進計画ができたことはありがたいことです。食育がなぜ問われる
のかは歴然としております。コンビニでのスパゲッティや野菜サラダだけの昼食、お握りや
菓子パンだけ、あるいは朝食抜きといった余りにも栄養のバランスが全くとれていない偏っ
た食事、食べ過ぎの問題等、いろんな関係でバランスのよい食事をとっている方が少ないか
と思います。県でそういった見直しをつい最近行っております。毎日朝食を食べる児童生徒

の割合は2011年度小学校6年生が前年のときよりは6ポイント増の91.5%、中学3年生も4.1ポイントということで目標達成され、改善があったということで、朝食を食べる子どもがふえたのは、学校での指導が行き届いた結果であると言われ、その推進評価委員会で評価されたようです。引き続き、早寝、早起き、朝御飯を呼びかけるということで、その評価はほかにメタボリックシンドロームの該当者とか、予備軍の変化などはないというようなことでした。1人当たりの野菜摂取量が少なく、また1人1日当たりの食塩摂取量が引き続き多いことが言われております。

それから、③の血液検査についてですが、高松市の教育委員会は全ての小学校に血液検査を実施し、また香川県でも実施したところ、3万6,000人で19.5%が脂質異常、6.7%が肝機能の異常、それから1.3%が血糖値異常があったということで、香川県は1,000万円補助し全県へ実施するよう国の予算委員会でも問題になって話題になっているということです、医療費に比べると検査費用は微々たるものですので、村でも子どもたちに小学生に血液検査を実施したらどうかと思います。

①から⑥についてお聞きします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 食育関係の御質問でございます。朝食を食べている児童生徒数でありますけれども、昨年のアンケート調査で見ますと、小学校では94%、中学校では86.8%となっております。毎年改善されてきております、上がってきております。ということはいろんなさまざまな運動、活動の成果があらわれてきておるといふふうに思います。

肥満度の部分でありますけれども、肥満度30%以上の児童は南箕輪小学校で4.7%、南部小学校で1%、南箕輪中学校で3.2%という状況であります。

血液検査であります。中学校では、全生徒血液検査を実施しております。小学校では、5年生と肥満傾向にある児童のうち希望者にはこの血液検査を実施をしておるところでございます。問題がある児童生徒につきましては、いろんな指導をしておるところでございます。小学校全部という話でありますけれども、またこれは5年生の結果等々、あるいは肥満度の生徒の結果等々を勘案をしながらまた考えていきたいというふうに思います。

メタボの質問であります。平成22年度の調査結果で見ますと、男性が17.4%、女性が5.4%、予備軍で男性が15.5%、女性が3.5%、これ毎年の部分であります、ほぼ横ばいの状況となっております。しかし、本村の場合は県全体の平均よりは低めの傾向で推移をしておるといふことで、これらを見ますといろんな健康やあるいは運動というようなものが徹底をされてきている成果ではないかといふふうに考えておるところであります。

野菜の摂取量、塩分の摂取量等につきましては、村独自の調査というのはいたしておりません。いろんな関係で結果データが必要な場合には県のデータを使用させていただいております。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤由江議員。

9番（唐澤 由江） ありがとうございます。村も食育推進計画をつくっているということで、50%以上の市町村がつくるようにという県の指導ですが、2011年に49.9%の36市町村がつくっている、その中に村が入っているということで食育への取り組みがなされていると認識しております。ありがとうございます。

次の6番目の子ども子育て問題についてお願いいたします。

4月にオープンしたたけのこ園と同時に初めてできた子育て支援課は念願かなってようやく日の目を見ることができそうでうれしい限りです。きめ細やかな指導によって受給者証を持ったお子さんが専門的な指導を身近に受け、すくすく育つようにと命名されたたけのこ園、多くの子どもが通って少し未熟な面が訓練されることができれば、将来それぞれの能力を発揮し、実り豊かな人生が約束されるだろうと確信しています。子育て教育支援相談室や保育士、保健師、たけのこ園の円陣を組んでの開園になったことと信じて疑いません。小鳩園もつくし園も在園者を含んでの療育施設になっているはずです。お互いに支え合いながら成長、発育していくことが理想でしょう。せっかくつくった施設です。初めからきっちり人をつけて開園してもらいたいと思います。何でも6番目の保育園なんですから。住民福祉課、教育委員会、子育て支援課の縦割り行政を柔軟に横の連携をとってやるのが目的なのです。軌道に乗ったら考えるのでは困ります。また、子育て施策、これらの課でやっているイベント、幾つかばらばらにやっていますが、スタッフが一堂に会してどうするかざっくばらんに話し合い、助け合い、力を合わせることで行き当たりばったりでないようなものが生まれてくると思います。また、子育て支援相談員は問題のある保護者の父親の面接や主治医の連絡等を土日に行ったり、普通日は保育園の訪問等、さまざまな問題を解決の糸口を探っております。毎日多忙な毎日であります。保健師のその賃金ですが、今のところ伊那市が1万2,000円、村もほかの保健師は1万円、現在は8,500円ということで、60歳過ぎても伊那市は一時金も出ております。職業能力級に見合った給料をお願いします。また、子育て支援相談員を虐待や発達障害勉強した方を保育士等でもいいですので2人体制になるようにお願いいたします。また、伊那市に倣って子育て支援課と教育委員会の兼務辞令を発令すれば働きやすくなるのではないのでしょうか。(1)から(3)全てについてお願いします。

議長(原 悟郎) 唐木村長。

村長(唐木 一直) 子ども子育て問題につきまして幾つかの御質問をいただきました。たけのこ園、10月1日から開所となるところであります。この建設や運営に当たりましては、子育て支援室もかかわっていただいたところでございます。今、この南箕輪村の場合には150人から160人のお子さんの出生があります。そのうち約1割がグレーゾーンと言われる皆さんであります。本当に多くなってきたなという実感もしております。そういったことがなぜ起こるのか、これらは大変難しいことでありますけれども、このたけのこ園の運営につきましては最善を尽くしてまいりたいというふうに思います。当初は、初めは親子通園ということでもありますけれども、単独通園も実施をする予定でありますので、その辺は御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、イベントの話が出されました。ばらばらなイベントという、こういう御質問でありますけれども、村ではすくすくハウスで実施しているイベント、あるいは村公民館が実施しているすくすく玉手箱、また村社協が実施している子育てサロンといういろいろなイベントがあるわけであります。私は年間を通じてさまざまな事業があるということは、これはいいことだというふうに思っております。しかし、参加者の声はどうか、そういった声も聞いていく必要はあるかなというふうに思いますので、その辺は機会を捉えて声を聞いてみたいと思います。すくすくハウスのイベント、あるいは村公民館すくすく玉手箱等につきましては、そういったことはできるわけあります。村社協のこの子育てサロンにつき

ましては、これは完全なボランティアでありますので、本当にありがたいなというふうに思っております。したがって、それは対象外ということでお願いをいたします。

それから、子育て支援室相談員の質問がありました。賃金等の質問もありましたけれども、来年度の臨時職員募集までに検討していきたいというふうに思います。職員体制2人ということであります。現在教育相談含めて2人体制でやっております。たけのこ園が開所をしまして、この運営がどうなっていくのか、あるいは子育て相談の件数だとか、さまざまな状況を勘案をしながら検討してまいりたいというふうに思います。子育ては教育、これは私も基本的な施策の柱に据えておるところでありますので、よりきめ細かな施策が実施できるよう、よりきめ細かな相談が実施できるようにはしてまいりますのでよろしく願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤由江議員。

9番（唐澤 由江） 親子通園にあわせて単独通園も行っていただけるということで見直していただいております。それと伊那市並みにしなくてもいいと思いますが、伊那市並みでなくてもほかの働いている保健師と同じ賃金になるように改善していただきたいと思っております。

以上、的確な答弁ありがとうございます。これで一般質問終わらせていただきます。

議長（原 悟郎） これで、9番、唐澤由江議員の質問は終わります。

続きまして、5番、加藤泰久議員。

5番（加藤 泰久） 5番、加藤泰久です。通告どおり、学校教育の現状について質問をいたします。

今議会は活性化委員会により、テレビカメラが入って、それぞれ議会傍聴できない方々に家庭においてテレビを見て議会を理解していただくというようなことで、カメラも入っております。また、いつも傍聴席が少ない中で、傍聴人が大勢来ることを願っていたわけですが、本日は区長会の皆さん、各区の区長の皆さんが傍聴ということで、またほかの皆さんの大勢の傍聴があるということで、大変緊張感がある議会であると、そのように思っております。最後まで傍聴をお願いいたします。

子どもが小学校、中学校を卒業してしまうと学校との距離ができ、関心が薄らいでまいります。折しも大津市での中学2年生の自殺問題がテレビ、新聞等で報道され、いじめの問題がクローズアップされてまいりました。いじめは昔も今も大なり小なりあったように思いますが、今日のような陰湿で長期にわたるいじめはなかったように思われます。父兄はもとより一般村民も、南箕輪小学校、中学校ではどうなんだろうと心配するところがございます。南部小学校191人、南箕輪小学校738人、南箕輪中学校477人の生徒がいる小・中学校の現状についてお聞きしたいと思います。

たまたまけさの朝日新聞の朝刊にいじめ問題が取り上げられておりまして、「いじめ防ぎ、動く自治体」というタイトルで長野県公立学校訪問調査という内容に大きく掲げられております。そうした中で長野県では8月から小学校から高校まで県内全て公立667校に県と県教育委員会の職員が訪ね、いじめの状況や対応態勢などの聞き取りを始めました、というようなことで行政も教育委員会もこのいじめに対して県全体で携わっているということがけさの新聞で心強く思ったところがございます。

それでは、1番目の小中学校におけるところの病気、または登校拒否による長期欠席者は何人いるか質問をいたします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 加藤泰久議員から学校教育の現状につきまして7項目にわたっての御質問がありました。その①番から④番までにつきましては私のほうで、また⑤番から⑦番につきましては教育長のほうで答えいたします。よろしくお祈りいたします。

初めに、小学校、中学校における病気または登校拒否、不登校ですね、不登校による長期欠席者は何人ぐらいかについてですが、学校の現状につきましては、久保村議員の質問の答弁で申しましたけれども、各学校では4月から学力や体力の向上、友人関係も含めた認め合いや思いやりの心を育てるといった目標に向かって邁進しております。3校とも全体的には落ちついた学習環境の中であると認識しております。8月末現在で30日を超えて長期欠席の児童生徒数は、南箕輪小学校で若干名、中学校でも若干名、南部小学校においては該当者はありません。いずれも不登校によるものです。不登校の原因というものはいろいろあるかとは思いますが、いじめ等もあるかと思えます、これは人間関係ということ、中には友達関係、無視とか嫌がらせ、それとかほかには勉強によるもの、勉強がわからない、ついていけない、家庭の原因、両親の不仲等々が要因になっているものと考えております。昨日南箕輪中学校に南信教育事務所の指導主事、主幹指導主事さんが見えまして、先ほど県のほうでという話がありましたけれども、いじめ問題について、そのことについて立ち会ってお話させていただきました。

以上でございます。

議長（原 悟郎） 5番、加藤泰久議員。

5番（加藤 泰久） ただいまの答弁の中で、南箕輪小学校、中学校等において登校拒否によると思われる若干名の方がいるというようなお話を聞く中で、この登校拒否等がいじめ等の関連がどうしても強くなるというような部分もありますし、その原因、また登校拒否している者に対しどのような形で対応されているかというような話をお聞きしたいと思います。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） ②番の問題に入っているような気もしますが、そのことでよろしいでしょうか、別でしょうか。

5番（加藤 泰久） 別でお願いします。

教育委員長（清水 篤彦） はい。原因ということですね。

（5番、加藤泰久議員、次席より「はい」という声あり）

教育委員長（清水 篤彦） それは冷やかしかたですね、それとか嫌がらせ、軽くぶつけられたり、それから遊ぶふりをしてたたかれたりとか、けられたりと、中には嫌なあだ名をつけられた、陰口を言われたということがあるかと思えます。

それでよろしかったでしょうか。

議長（原 悟郎） 5番、加藤泰久議員。

5番（加藤 泰久） そういう現実がある中で、学校または教育委員会はそういう若干名の生徒に対してどのような対応をしているかということをお聞きしたいと思います。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 南箕輪小学校、いじめのことでよろしいでしょうか。

議長（原 悟郎） いや、そういう不登校に対する教育委員会としてはどういう対応をしているかという質問です。

教育委員長（清水 篤彦） 子どもたちの不登校等々に対しては、学校職員または教育委員会ともに心痛めておるわけですが、学校の場合におきましては、担任の先生、生徒指導主任の先生を中心に家庭訪問をし、また家庭訪問の中で会えなかった場合には手紙を書いて置いてきて、できるだけ学校とのパイプをなくさないようにということを心がけてやっております。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、加藤泰久議員。

5番（加藤 泰久） やはり登校拒否ということは、少なからず何らかの心の痛みを持っていると思いますので、現場の担任の先生、また学校関係の先生、教育委員会が一つになってぜひとも一人ともそういう皆さんを何とか対応していただきたいと思います。

続きまして、②番に移りますが、幼児や児童の家庭での虐待等が報じられる社会問題であります、いじめが家庭教育の中に関連があり、それぞれの性格の違う大勢の生徒が集まる学校でのいじめが発生することになると思います。学校におけるいじめ等はあるかどうか、お願いいたします。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 初めに、いじめというものについての定義でございますけれども、子どもが一定の人間関係のある者から心理的、物理的攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じるものと、いじめか否か、そういう判断につきましては、いじめられた子どもの立場に立って行うよう徹底させるということが文科省で児童生徒の問題等に関する調査で用いていることでございます。先ほど議員さんからお話がありましたように、他県においていじめに遭っていた生徒がみずから命を絶つという事件が起こっております。こうした事件を踏まえて、文科省よりいじめ等の問題への取り組み状況及び児童生徒の状況調査の依頼がありまして、それぞれ3校で報告をいただいた中でいじめとして認知している者につきましては、南箕輪小学校で1件、中学校で2件、計3件でありまして、南部小学校では該当はありませんでした。

いじめの内容につきましては、先ほど申しました冷やかしかかからかい等々でございますが、南箕輪小学校と中学校のそれぞれ1件につきましては既に解決済みでありまして、残る中学校の1件につきましては、家庭の問題もありますので現在は対応中であります。本人、保護者、友達等々、よく話を聞きながら解決に努めていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（原 悟郎） 5番、加藤泰久議員。

5番（加藤 泰久） それでは、③番の質問に移りまして、学校または教育委員会にいじめに対する対策や相談窓口等のものがあるか、それをお聞きします。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 9月5日の日に文科省では、全国でいじめをめぐる問題が相次いだということについて、国とか学校、教育委員会の対応に問題があったというふうに話し

ておられました。国が地方と連携していじめを防ぐための体制をもっと強化していくという
ような発表があったかと思います。

初めの久保村議員さんのときにお話ししましたが、昨日は平成23年度全国の学校で
認識されたいじめの件数等々の発表がありました。その中で小中学校はあわせた場合には6
万3,873人となっております。異常に深刻な事態が続いているというふうに認識をしており
ますし、本村の学校におきましては、いじめに対する相談窓口を3校とも職員室とか、それ
と保健室に設置しております。対策としては、いじめ対策委員会の設置、アンケートの実施、
個別懇談、級友検査、これはいじめ発見とか心理テストとかになりますけれども、そういつ
たものや毎日子どもたちが書かれてくる生活の記録等々によって児童生徒の状態把握を行っ
ております。児童生徒集団を把握している担任、また学年の先生や生徒指導の先生方を中心
に児童生徒の様子を注視しながらわずかな変化も見逃さない、早期発見、早期対応を心がけ
ておりますし、これからもできるだけ早い情報交換を行い、教育委員会、学校等の連絡を密
にしながら問題等の共有化を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

議 長（原 悟郎） 5番、加藤泰久議員。

5 番（加藤 泰久） いじめ等がある場合は、学校で発生するわけでございますので、
担任もしくは学年主任、校長等のほうから報告があるかと思います。教育委員会でそれを聞
き、それなりに対応するというようなただいまの報告でわかりましたが、いずれにしまし
ても、いじめの兆候やらの把握を速やかにしてなるべく子どもたちに深い傷を負わせな
いような対応を願うところでございます。

次に、4番目に体育の時間に武道が取り入れられましたが、中学校では柔道が行われてお
ります。心配されるけがや事故等にどのように対応し、安全対策をしておるかということ
を質問いたします。

議 長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 今年度から中学校の学習指導要領が改訂されまして、体育の時
間に武道が取り入れられることになりました。武道は日本の伝統であろうかと思ひますし、
文化、そういったものに関係する教育の充実として非常に大事ななというふうに思ひてお
ります。本村の中学校の1年生、2年生の体育の授業におきましては武道が必修となつてお
りまして、その中で柔道を選択しております。学習の時間は、今年度まだ柔道の単元は始ま
ってはおりませんが、学習の時間として年間10時間程度を予定しております。10月ない
し11月、多少ずれるかと思ひますけれども、それから入る予定でありますけれども、礼儀
作法の習得、基本動作としての受け身、そして固めわざ、こういったものを十分身につけた
上での投げわざ、乱取り、それで試合を行っていく計画で考えております。

学習指導につきましては、保健体育科の教員が4名おりますのでそれが当たります。うち
2名が有段者でございます。しかし、安全面ということを考えて場合には、非常に大事な
問題でございますので、指導する教員全てが安全面での研修を受けております。そして
安全に配慮して子どもたちにとって柔道が苦しかったとか嫌になったとか、そういうこと
のないようできるだけ楽しい柔道学習ができればいいかなというふうに思ひてお
ります。なお、施設面につきましてはですけども、使用する場所は村民体育館の柔道場
でございます。畳の入れかえ、柱のパット取りかえ工事を柔道の授業が始まるまでに
終了して、安全点検を済まし

てから使用してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（原 悟郎） 5番、加藤泰久議員。

5番（加藤 泰久） 柔道も決して危険とは思いませんが、昔少年柔道教室があり、長く教室があったわけでありますが、大きなけがとか事故等は起こっておりません。それはやはり生徒、指導者がその時間は緊張して授業に当たると、そういうことに心がければそういうことが少なくて済むんじゃないかと思っておりますので、けがのないことを望むところでありませぬ。

続きまして、5番目に全国学力試験が実施されましたが、その結果はどのように分析するのか、また公表することはあるのか、お聞きしたいと思います。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） 今御質問のありました全国学力テストについてお話を私のほうからさせていただきます。

まず、文部大臣のほうから親展文書が届きまして、細部の公表については文科省の指示により禁止ということになっておりますので、今まで新聞に公表された部分、あるいは慣例でやってきている部分についての公表というか、お話をしたいとこんなふうに思います。

まず、本年度の全国学力テストは4月の17日に行われました。ことしのこの全国学力テストの一番大事な問題は理科という教科が科目の中に入ったわけでありませぬ。国語、数学または算数、そして理科と、これが入りませぬ。南箕輪中学は3年生158名全員が受験をしております。南箕輪小学校は6年生123人中99名が受験です。なぜ欠席が多かったのかといひませぬと、季節外れのインフルエンザが蔓延しませぬ、教室が閉鎖になったりしたと、そういうような事情があります。南部小学校は37名中36名が受験をしております。大まかな新聞の公表によりますと、長野県は小学校も中学校も随分ことしはよかったと、今までは下位40位程度のところにいたわけでありませぬが、ことしは科目によっては20位で、少なくとも悪い科目でも30ちょっと超えと、47都道府県の中であります。相対とすれば小学校も中学校も全国9位であると、真ん中ぐらいの成績であると、こういうわけでありませぬ。その中で中学3年生、本村ですが、全国平均は上回っているものの県の平均が高くなりましたので、県の平均よりちょっと科目によっては低いものもあるということですが、おおむね0.56から1%の間の中にはおさまっていると。中学の中で特に心配されたのはことし初めて理科が加わりませぬ、どうなるかなとこんなふうに考えていたんですが、理科については全国平均、県平均を上回ったと、こんなような結果であります。南箕輪小学校のほうはほぼ全国平均と同じであります。特に国語のAと呼ばれる科目については全国平均を上回ったと、それから南部小学校ですが、全部の科目で全国平均、県平均を上回りませぬ、これは大変なあれだと思つて校長に電話を、よく頑張ったねと言つたら、校長も学年によってはこういう学年もありますよというわけで、特にことしの6年生まとまっていたようであります。

いずれにしてもですな、この調査のほかに学習習慣の調査であるとか、家庭生活についての調査もあるわけでありませぬ、その中でちょっと困ったな、課題だと思われるのは、家庭での学習時間が県平均あるいは全国平均いずれも大幅に下回っていると、もう少し家庭で勉強させる方法を考えなくちゃいけないかなと、こんな課題を抱えているわけでありませぬ。点数が上だとか下だとかそういう問題は別問題にして、短期の学力向上という言葉に惑わさ

れないように、長期的な展望を持った学習を学校で展開していきたいと、こんなふうに考えているところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、加藤泰久議員。

5番（加藤 泰久） ただいまの説明により大体のものがわかったわけですが、授業、点数だけにこだわるということは私も必要じゃないと思いますけれども、この試験の結果を見て、学校の先生、現場の先生方がこの結果を授業にどのように反映させていくか、また教育委員会の考え方としては、ただいま家庭の学習時間が平均以下であるというような答弁もございましたが、教育委員会としてはどのような授業、また家庭学習に反映していくつもりか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） 小学校のほうでは家庭学習のノートを作成しております。毎日勉強ができるような形をとっております。それから今申し上げました学力テストの細部の検討ですね、これかなり時間がかかりまして、多分ことしのうちにできるかどうか、とにかくでき上がったところで全員の教員が同じ問題意識を持って共有する、課題を共有する、そこから勉学に対する方向性が出てくるのではないかと、毎年これはやっていることでありますが、そんなことを念頭に置きながら学習指導に当たっていききたいと、こんなふうに考えております。

議長（原 悟郎） 5番、加藤泰久議員。

5番（加藤 泰久） せっかくの全国的な規模の結果でございますので、教育委員会、また学校等で今後それを上手に活用していくような方向で進んでいただきたいと思います。

次に、6番目の放課後のクラブ活動について御質問をいたします。放課後のクラブ活動と申しますと、自分が好きなクラブに入って自主的に活動でき、また体力、精神力、自己の能力等を伸ばす、また友達とも過ごす部活の時間ではありますが、今、中学におけるところのクラブ活動にどれだけ、参加率はどのくらいなのかということをお聞きしたいところであります。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） 時間がありませんので端的に申し上げます。今、中学校の放課後のクラブ活動では、運動系が61.4%、文化系が20.7%、全体で82.1%の生徒がクラブに参加しております。そのほかにクラブチームとしてシニアの野球クラブ、あるいはユースサッカー、サッカーの部ですね、こちらのほうに若干加盟している子どももいます。おおむね八十四、五%くらいかなと、こんなふうに思っております。特に傾向としましては、3年生は進学を控えておりますので少し加入は落ちていくと、こんな様子であります。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、加藤泰久議員。

5番（加藤 泰久） 南箕輪はそれぞれのクラブ活動におきましても、場所等においては非常に恵まれた環境にあると思います。しかしながら、ある父兄の方からの話ですが、剣道部の部活においては体育館のステージの上で行っていると。あの段差がある中で動きが激しい中で、転落というような事態があると非常に危険でございますけれども、どっか

そういうスペース的にはないものなんですか、よろしくをお願いします。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） 剣道部のことにつきましては2件、上から落ちたという事故が報告されておりまして、校長含めまして中学の運動部の顧問たち、皆さんで相談しましてローテーションで、場所がありませんので、ローテーションで体育館を使っていきたいと、こういう申し合わせができております。当面はそうせざるを得ないのかなとこのように考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、加藤泰久議員。

5番（加藤 泰久） 部活に関連してございますが、先般の新聞等に見ますと、小学校の上伊那の陸上大会において南箕輪の小学生が大変活躍しております。そして中学には陸上部がないのでその持った素質を伸ばせられないというのが非常に残念で思うわけですが、やはり中学にはそれなりの指導者がいないということだと思います。それで関連で行きますが、その指導体制が整わない部活については、わくわくから部外のコーチ等を要請することも可能であるかどうかということをお聞きしたいと思います。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） 実は南部小学校から来ている中学生、バス通でございます。バスは6時に最終には出るわけでありまして、そのために部活の時間が制限されると、こういう一つ難点がございまして、ほかの学校に比べまして中学のクラブ活動の時間が短いと、こういうことであります。それが中体連の結果にも当然あらわれていると。しかし、私はそれでも構わないと思っているんですが、要するに決められた時間、1日に1時間ないし1時間半を全力を尽くしてクラブ活動をやると、集中力を持ってやると、こういうことが非常に大きな力になってくるのではないかと、こんなふうを考えてますので、結果は高校へ行って花開くと、そんなふうを考えながら中学の先生方とは対応しております。もちろんわくわくクラブから専門のコーチをお願いすることも当然ありますので、それもお含めおきをいただきたいと思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） ちょっと議員さんのお聞き間違いなところがあるかと思えますけれども、中学校におきましては陸上競技部はございます。ありますので、その以前も中学では棒高跳びで北信越に行ったとか、そういう過去はございます。現在も陸上競技部はございますので、済みませんがお願いいたします。

議長（原 悟郎） 5番、加藤泰久議員。

5番（加藤 泰久） どうも私の認識不足で済みませんでした。そうした中で、私たちが中学の生徒たちの活躍ぶりを見るのはこの地方新聞等で記事になっているものを見ておるわけですが、やはり一生懸命練習したりしている生徒を見る村民においては、どんな結果であったのか、それは1回戦で負けることもそれも結果でございます。そんないろいろの試合結果等、また学校の行事等について村報等に掲載していただいて、村民に広く理解していただくことが学校の活動のPRになるかと思っておりますので、その辺はどのようにお考えでしょうか。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） 3校ともにですね、校長の講話を中心とした学校便りを出しております。中学の場合も小学校の場合もその裏面、あるいは表も使いまして、中体連その他の運動結果については家庭に届くようになっております。例えば、ことし小学校の陸上のリレーでございますが、女子7年連続東海大会出場でございます。しかも3年連続女子リレーは3位というような好成績もおさめているわけでありまして、陸上部の顧問の先生たちの御苦勞も本当にここで多としたいと、こんなふうに考えるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、加藤泰久議員。

5番（加藤 泰久） そういう結果をなるべく村民も見、村民が全員で応援をしたいと、そんなような気持ちでおるところでございます。

次に、給食費の滞納についてどのくらいあるのかということを質問いたします。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） 給食費の滞納の状況であります。8月末現在ということでございます。南箕輪小学校の分につきましては8世帯で10名、生徒10名分です。小学校は270円の給食費1食であります。合計しますと16万8,428円、16万8,428円うち過年度分が1万6,276円、中学校は19世帯22名、19世帯22名でございます、41万5,507円で、中学の場合は310円1食であります。うち過年度分につきましては8万8,951円がこの中に入っております。南部小学校では、多少ありますが、いつも3月の末には全て完済ということでありまして、今回はここに数字を載せません。

以上であります。

議長（原 悟郎） 5番、加藤泰久議員。

5番（加藤 泰久） 給食費の滞納等については児童生徒の責任でも何でもございません。それぞれの父兄の心がけ一つでと、それぞれの家庭事情もある中で、そういう状況であるということも理解できましたけれども、それに対してのどのような対応をとっているかというようなことをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） 滞納分につきましては、担任の先生、それから給食の事務の村費で雇っている職員、随分苦勞しましてお金をいただきにあがったりですね、それから去年ことしと大そう助かっているんですが、子ども手当等の支給がございまして、支給日が現金でこの庁舎で手渡しするわけでありまして、そのときにほかの課とうまく協働しまして、その方が見えたときには行って、事情をお話して、いただける分をいただいていくというようなことで随分解消はできていると思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、加藤泰久議員。

5番（加藤 泰久） 全体で教育委員会等の皆さんの御意見をお伺いしまして、安心しているところではございますが、大津市の事件で教育委員会そのものが保身のためだとか、隠ぺいだとか、教育委員会の存在そのものが批判されておりますが我が村においてはなく、教育現場を経験され、その経験をもとに村の教育行政に携わって委員の皆さんが村民の信頼も厚く、安心して子どもを任せられる、学校に任せられるというようなふうを感じるころ

でございますので、常にガラス張りである教育委員会であってほしいと願っておるところでございます。

最後に、子どもは将来の南箕輪村を担う村の財産でもあるので、行政がまた支援し、教育委員会、現場の先生方にも頑張ってもらって、よりよい学校にしていただきたいと思います。をお願いしまして、以上で質問を終わります。

議長（原 悟郎） これで、5番、加藤泰久議員の質問は終わります。

ただいまから午後3時15分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時15分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

6番、丸山豊議員。

6番（丸山 豊） 議席番号6番、丸山豊です。通告した3件についてお願いいたします。

最初に、南箕輪村の財政状況についてお伺いいたします。平成23年度の決算について、財政健全化判断比率等の審査意見書などを参考に、気がついたことをお聞きしたいと思います。本村の財政は健全化判断比率の数値が示すとおり、安定的で健全な財政状況を示していると思います。また、監査委員さんからも意見としておおむね適正という判断をいただいております。この村で暮らす村民が最も安心することのできる根幹的な部分だと思いますので、今後とも安定した健全経営であることを望むところです。

1点目といたしまして、最初に代表監査委員さんに伺います。今回の決算書、審査意見書の記述に当たり、幾つかの会計を合わせておおむね適正との認定を審査意見書としておりますが、おおむねをつけざるを得ない根拠はどこにあるのでしょうか。健全化判断比率指数で見えないところがあるようでしたらお示しください。経常収支比率がまた上昇したことか、収入未済額が1億円を超えているためなのか、十分に許容の範囲であると思うが、適正に処理されていると認定したではいけないのか、プロの目での御意見をお尋ねいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

有賀代表監査委員。

代表監査委員（有賀 松雄） 6番、丸山豊議員の御質問にお答えします。

審査意見書の中です。おおむねという表現をさせていただいた根拠でございます。決算審査とそれから定期監査と2つの審査があります。限られたその審査期間、また時間、その中で6部門にわたる各会計と、それから各課で事業展開をしておるわけですが、その事業や80カ所以上の工事現場、この全てを確認するという点については適当と判断するには非常に難しいのではないかなという判断でございます。そういう面で審査した範囲の中では適正でありましたが、全体の審査意見書という形の中でまとめると、おおむねという表現でさせていただきました。なお、この言葉は監査委員用語として一般的に引用されている表現でありますので、そのように御理解をいただきたいなというふうに思います。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 6番、丸山豊議員。

6 番（丸山 豊） 非常にわかりやすい説明でありありがとうございました。今後も村当局には安定した数値が得られるよう努力していただきたいと思います。

2点目でございます。

昨年と比較してまず気がついたのは財政力指数であります。村の体力、財政力をあらわす指数であり、指数が高いほど財源に余裕があるとされています。審査意見書にも平成20年をピークに下がっているとの記述です。税収の落ち込みは見られていないが、これからは下がることが予想され、経常経費の削減や一般財源の確保に努力をと指摘されています。しかし、扶助費などは増加する一方であり、地区からの要望についてはお金のかかることばかりであります。また、一般財源の確保となると何が考えられるのでしょうか。そして理論値である財政力指数を上げるには、数式では分母である基準財政需要額を減らすこと、一つには人口増をはかる分子である基準財政収入額をふやすことになるわけであり、これらの算定基礎は関係する項目の人口、延長、面積と標準的税収などから定まりますが、そう考えると税収の伸びがなければ財政力指数は上がってこないと思われそうですがいかがでしょうか。監査委員さん指摘事項の記述は経常経費削減で昨年と同じであります。このことは人件費、扶助費、公債費などについてでしょうか。監査委員さんに確認いたします。そして、村長にはこの指摘、経常経費の削減に対し、どう対処されるのかお伺いいたします。お願いいたします。

議長（原 悟郎） それでは、先に有賀代表監査委員。

代表監査委員（有賀 松雄） 2点目の村の財政力の件でございます。

現在の厳しい経済状況とそれから政治不安のもとでは、景気の回復というのは非常に難しいと思われ。それによって税収は横ばいか、またはそれよりも下がるのではないかなというふうな予測が立てられます。そのために、経常経費の削減は急務と考えられます。議員さん指摘のように、経常経費の中身は大きくは人件費、扶助費、公債費がありますが、人件費や扶助費は昨今の村のこの経済状況の中では減額というのは非常に難しいであろうというふうに思われます。公債費のほうは例の報告書見ていただくとわかるように、徐々に下がってきておりますから、非常にいい傾向ではあるなとこんなふうに思います。そのほかに、経常経費の中にはですね、物件費、補助費、維持補修費が含まれております。こういうものところにも目を合わせてですね、精査をして改善や削減に努めていただきたいと思いますところでございます。

一般財源の確保というのは非常に難しい問題だと思います。簡単にはできないことだと思いますけども、意見書でも指摘をさせていただきました。税収のほうで1億円を超える未済があるわけですね。こういうものをできるだけ小さくしなきゃいけないと、またふやさない努力をしなきゃいけないと、こういうふうに思うところでございます。さらに、国の動向を注視しながら、新しい制度の先取り、また少子高齢化の社会保障関係の経費の自然増への対応や、厳しい地方経済、それから雇用状態、デフレの解消等を勘案しつつ投資事業を含む事業展開を計画しつつ財源の確保に努めていただきたいと思います、こんなことを思います。

以上、申し上げまして答弁とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 続きまして、答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 財政力指数の御質問でございます。

財政力指数、議員御指摘のとおり、平成20年度をピークに下がってきております。本村は

人口も増加し、この人口増加に伴う道路等のインフラ整備も進んできております。分母である基準財政需要額、毎年確実に伸びてきております。また、分子である税収は落ち込みはしないにしても伸びが鈍くなっていますので、そういった点から考えれば財政力指数は下がってまいります。しかし、この先も特別のことはない限り、心配のない範囲で推移するものと考えております。平成23年度決算、本村の財政力指数は0.61、0.04%下がったところであり、長野県58市町村の平均が0.34でありますので、最近の経済状況から見ますと、ほとんどの市町村、大体の市町村がこの財政力指数は下がっておりとござります。これはやむを得ない状況であるというふうに判断をしております。

今後のことを考えますと、経済状況も上向きになり、税収が伸びてくることを期待するわけではありますが、現状としてそうはならないだろうというふうな認識を持っておるところであります。したがって、代表監査委員の御指摘のように、歳出では事業内容の精査や改善を行うことで経費削減に努め、歳入面におきましては、村税等の徴収率を少しでも向上するよう職員による滞納整理の強化や、地方税滞納整理機構との連携強化、電話催促業務の拡充を図ってまいります。おかげさまで平成23年度は徴収率も若干上がってきております。そういった取り組みの成果が出てきているのではないかと考えておるところであります。

また、福祉施策の充実による住みよい村づくりを進め、勤労世帯の増加を図るとともに、厳しい財政状況ではありますが、優良企業の誘致を進めるなど、財源の確保に努めていくことが重要であります。常々申し上げておりますが、本村の税収というのはこの人口増に支えられている面が大きくなっております。村の将来を考えていけば、さらなる定住促進を図るべく努力をしていかなければならないと思っておるところであります。そのためには、本当に福祉施策を充実していくこと、安心安全な村づくりをしていくこと、こういったことを推進することによって大勢の皆さんに定住をしていただく、このことが一番よいのではないかと考えておるところであります。これは常に申し上げてきておることでもあります。そんなことが実践できるような村政にしてまいりたい、努力をしてまいりますのでよろしくお願いたします。

議長（原 悟郎） 6番、丸山豊議員。

6番（丸山 豊） 本来ならば財政力指数、人口の多い市、町、こういうところが高いわけでありまして、本来伊那市とか駒ヶ根市だったら南箕輪村より当然多くなっていいはずでありますけれども、南箕輪のほうが高いと、これは本当に税収とかその他の関係、先ほども村長言われたとおりのそういう経過というか、実績の中であらわれているんだろうと思います。だから、定住促進というこういう意味でも、人口をふやすことに大きなウエートを置いていただくということは財政力指数を上げるためにもなるものですから、ぜひ、また今までどおりの施策、よろしくお願したいと思っております。

もう一つですね、連合審査時のときにもちょっとお伺いしたわけなんですけれども、法人の税収が非常に難しいということと、それから個人の税収は期待できるっていう、こういう話をちょっと聞きました。こんなところで、あのときは報道の関係者ちょっとどなたもおられませんでしたけど、きょうは大勢見えておられますので、ちょっとそんなところを村長の今わかっている範囲で、法人だったら1億6,000万円から7,000万円ぐらいたとか、個人の税収だったらちょっとこのくらいあるんだとかということがおわかりでしたら、ちょっとお話し

ただければと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 税収関係の細かい部分の御質問でございます。

法人関係につきましては、予算1億6,000万円という予算を組んでおるところであります。現状から推移をしますと、予算確保くらいかなというふうに思っておるところであります。それだけ地域経済厳しいではないかというふうに思います。ただ、大手の企業がこれからの申告となりますので、その状況によって大きく左右をされてくる数値でございます。極端なお話をしますと、1社で25%法人占めている企業がございまして、その企業の動向によってはかなり変わってきてしまうという、こういう状況であります。

個人住民税につきましては、現年度課税として予算で6億5,400万円という予算を立てておるところでございます。これは年少扶養控除の廃止等々によりまして、かなり期待ができ、予算も伸ばしたところでもあります。現況で申し上げますと、昨年の同期と比べますと約4,500万円ほど伸びておるところであります。これは人口増と年少扶養控除の廃止、このことが大きく影響しておるところであります。この分につきましては予算額よりも1,500万円から1,800万円程度追加補正ができるのではないかと考えておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、丸山豊議員。

6 番（丸山 豊） ありがとうございます。

それでは、3点目でございますが、昨年も連合審査時にお聞きしましたが、財政運営についての実質収支比率についてであります。実質収支額は4億円余であり、昨年よりは4,000万円ほど低い数字です。実質収支比率昨年平成22年度は12.2%と結構高い数値を示していましたが、ことし平成23年度は10.7%と下がりました。この数値の望ましい値とされているのが3から5%でありますのでまだ高いと思います。歳出をふやせば確実にこの比率は下がります。よって地区要望の割合を少し高めていただければと考えるがいかがでしょうか。実質収支比率を望ましいとされる5%くらいとした場合、金額にしてどのくらい歳出がふえるのでしょうか、教えていただければと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 実質収支比率の御質問でございます。本村の場合には過去からこの実質収支比率が高くなってきております。これは財政運営上の問題もあるところでありますし、それぞれできるだけ予算を浮かせるといいますか、使い切るという、こういうことではなくて、次年度へ送っていくという、こういう観点もあるわけであります。この数値が高ければよいという、こういうものではありません。黒字額につきましては後年度の財政調整に必要な範囲にとどめ、それ以上は行政水準の向上や住民負担の軽減に充てる、このことは申し上げるまでもないところであります。通常の3%から5%、これは望ましいとされております。仮に、実質収支比率が5%の場合ですが、平成23年度の標準財政規模から計算しますと1億8,850万円ほどが適当であるというふうに数値上からはなるわけでございます。したがって、実質の黒字額2億1,000万円余、ことしの平成23年度決算に比べればそれだけ余裕があるという、こういうことになるわけであります。この理由でありますけれども、今後予定されておりますこれも常々申し上げますけれども、伊那消防署の建設、これも3年うちには完成をさせていかなければならない、この負担がこれからでありますけれど

も約4億5,000万円ほどかかります。これは村は一括負担という、こういうことにせざるを得ませんので、その点は御理解をいただきたいというふうに思いますし、新中間ごみ処理施設の建設も控えております。また、これは突発的なことでありますけれども、南原住宅団地の焼却灰の除去費用、これにもかなり多額な負担を要することとなります。そんなことで翌年度において財政調整基金、この積み立てをしてきておるところでありますので、そんな点はぜひ御理解をいただきたいと思います。今後予定される負担に備えてということと同時に、これも財政指標的な問題でありますけれども、次の年度のいわゆる余裕財源と言いますか、補正財源に充てていきたいという、こういう考え方も持っておるところであります。しがたいまして、3月補正で本当にぎりぎりの決算で補正をさせていただければ、こういった実質収支はかなり低くなるわけでありまして、今申し上げましたような理由によりまして、繰り越し財源できるだけ多くしてまいりたいという、こういう思いで臨んでおるところであります。この平成23年度の黒字額が4億300万円ほどでありますので、今回補正で議決をいただきました財政調整基金1億8,000万円、これを差し引けば実質収支は6%、こんな数値になるところでありますので、3月議会でそういった措置をすれば実質収支額は下がってくるわけでありまして、しかし、議員が今も言われたとおり、この黒字を余り大きくするのではなくて、地区要望との割合を少し高めたらどうかという、これはまさにそのとおりだろうというふうに私も思っておるところであります。

今までも補正対応でかなりそういったものは対応させてきていただいておりますので、そんな点は御理解をいただきたいというふうに思いますし、また、福祉施策につきましても、これは郡下でもトップクラスの福祉施策となっております。そういったことで、村民の皆さんの暮らしを守るためにも努力もしておるところであります。そういった結果、こういうことになっておることによってでございます。どのくらいの額がいいのかという、この標準的なことはありませんけれども、私は伊那消防署の庁舎建設が終了した時点におきまして、減債と財調を合わせて20億円ぐらいということを考えておるところでございますので、そんな点も御理解をいただきたいというふうに思います。

各市町村の積立金調べてみますと、町村の単純な平均で申し上げますと23億5,000万円ほどあります。本当に各市町村かなり財調というのは積立金持っております。本村の場合が27億円余でありますので、人口規模からすると決して多い数字ではないというふうに考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、丸山豊議員。

6番（丸山 豊） 昨年も同じような質問を連合審査のときにいたしまして、確かに村長のカラーというか手法の一つであるかなという、そんなような印象もちょっと持っておりますので、1億8,500万円のうち、じゃ5,000万円ぐらいをそっちのほうへ回していただけたらどうなのかなというように感じもいたしました。わかりました。

次の方へ質問移らせていただきます。4点目であります。

基礎的自治体を預かる一村長として国の財政との関係をいかに考えるか率直なお気持ちをお聞かせください。国では一般会計歳出が90兆円です。内訳で地方交付税等が16.6兆円あります。歳入が税収、税外収入あわせて46兆円で借金が44兆円となっております。地方債務と債務保証まで入れると、村長が議会の冒頭にも言われたとおり1,000兆円の目前が借金でござ

ざいます。国が大きな借金をして地方へ配分しなければ地方は運営できない状況であります。村長の立場になると何としても村の運営だけはと考えるが、必要な交付税をいただければということになるでしょう。村長の冒頭の挨拶は村は村として村民の生活安定、福祉の向上を目指し、健全財政を維持すると決意を述べられました。このことについて今の国と村の地方との関係のことについて思うところありましたら簡単で結構です。一言おっしゃってください。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 国の財政問題であります。国の財政は私ははっきり言って異常だというふうに思っております。半分以上を借金で賄うという、このことは本当に異常なことだなというふうには思っております。そういうことを考えれば、このふえ続ける借金をどうして減らしていくのか、このことも考えていく必要があるだろうというふうに思いますし、国はもう少し行政改革や国会改革等々を実施をしていただきたいなという思いは強いところであります。地方は本当に三位一体改革の中で、かなり改革をしてきておるところでありますので、地方と同じような改革を望むところあります。と同時に、この地方交付税というのは、私は本来地方の固有の税金だというふうに思っております。ただ国がかわりに集めて財源調整をしながら地方へ配分するという、こういうことでありますので、地方交付税総額だけは確保していただきたいという、こういう思いが強いところあります。

国は本当にこの大切な時期に政局に明け暮れているという、こんな印象でございます。もう少し真剣に国民のことを考えていただく、このことが必要なことではないかというふうに思います。今、赤字特例公債発行法案が成立しておりません。県は地方交付税、3カ月に分割して交付されるというような異常な事態となっております。こういった異常事態を早く解消していただきたいなというふうに思います。そんな思いもしてるところあります。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、丸山豊議員。

6番（丸山 豊） ありがとうございます。次の2点目の質問に入らせていただきます。正しい歴史教育の取り組みと教科書についてをお願いいたします。

最近のマスコミ報道で特に注目すべきことは尖閣と竹島、北方領土の問題ではないでしょうか。香港の活動家による尖閣への上陸、竹島への韓国大統領上陸、国後島へのロシア首相訪問など、示し合わせたかのように我が国への対立姿勢を強めており、誰もが発散できないストレスを感じて腹も立つ方もおられるのではないかと思います。しかし、こういうときこそ政府としては相手国に対して緊張を激化させたり、関係を悪化させないクールで大局に立った粘り強い外交交渉努力が必要であると考えます。また、何よりも大切なのは、国民一人一人が北方領土、尖閣、竹島は正當に日本の領土であるという認識を持ち、学校教育の中で日本の主張が正しいことをきちんとしっかりと教えていく必要があることだと私は思います。国会の論戦を見聞きする中で、国会の先生方も正しいきちんとした歴史教育の必要性を訴えておりました。実は私たち50年くらい前の我々の世代は、尖閣、竹島は領有権の問題など存在しないのが前提であったために、教科書にはもちろん掲載されておられませんし、教えられなかったのは実態であり、これらの問題を知ったのはかなり後になってからであります。まさに近・現代史における正しい歴史教育は受けていなかったと言える年代であります。敗戦から67年が経過しています。これからの日本を南箕輪を背負う子どもたちに正しい歴史教育

を正しい歴史の事実を教えることを急がねばならない時期にあると感じます。そこで日本の学習指導要領と教科書、韓国の教師用指導書と教科書を調べてみましたが、韓国の教科書の記述や教育の内容は日本と比べて質量ともに差が歴然であり、歴史教育そのものに国のレベルで大きな差があることがわかりました。国会の論戦で総理、文科大臣ともに今後歴史教育に力を入れたい旨の答弁をしております。期待するところです。

そこで、伝統ある南箕輪村の教育の正しい歴史教育は実践されているのだと思いますが、教科書について1点目と2点目をまとめて質問いたします。

教科書について無償措置法により上伊那での共同採択を行い、歴史、公民は東京書籍を使用しています。この件について共同採択でなければならないか、あるいは独自の教科書採択は可能なのか伺います。また何人の選定委員で構成され、本村からは何人委員とされているのか仕組みを伺います。

2点目として、わかる範囲で結構ですが、7社の教科書会社が存在しています。どのような検討経過で東京書籍となったのかお伺いいたします。また、ほかの会社との比較も点数化なので当然なされているのだと思いますが、比較対象となったのはどこの会社なのか、お伺いいたします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 丸山議員から御質問のありました、正しい歴史教育の取り組みと教科書についてということの中で、共同採択、独自採択について、また本村出身の委員数は、それと歴史、公民の教科書の採択検討経過、また比較対象となったのはどこの社かについての御質問にお答え申し上げます。

市町村立の小・中学校で使用する教科書、国語から始まって全ての教科書でございますが、これは教科書検定に合格した教科書を教材目録として提出されます。その選択については市もしくは郡の地域をあわせた地域を選択地域として設定して、地区内の市町村が共同で同一の教科書を選択することになっております。その流れですけれども、文科省が小・中学校教材目録を各都道府県の教育委員会へ送付されます。都道府県の教育委員会による教科書用図書を選定審議を経て、各市町村教育委員会へ選定資料が配布されます。県下各地でそれをもとに教科書用図書選択研究協議会を開き、各市町村で地区選択協議会の答申に基づいて協議を行います。それを小・中学校で使用する教科書を採択するという流れになっております。いずれも学習指導要領の改訂によって教科書の見直しが必要などのみ開かれております。最近では昨年度中学校の教科書がそういう形になりました。

上伊那の教科用図書選択研究協議会調査研究員、これは小・中学校の教員を中心に当たっております。採択基準に基づき教科用図書の調査、研究を行って、資料を採択研究協議会に提出いたします。採択研究協議会というのは、各市町村の教育委員会の委員長、教育長などなど20人の委員で構成されておりますが、その提出された資料を公正に判断して使用する教科用図書を採択していきます。長野県では12地区で検討し採択しています。したがって、現在のところ、市とか町村単位、学校単位での採択はありません。なお、本村出身の委員等につきましては、申し上げることはできませんのでよろしくお伺いいたします。

次に、歴史、公民の教科書の採択検討等につきましてですけれども、この件の御質問については、上伊那地区教科用図書採択研究協議会の教科用図書採択にかかわる情報公開等につ

いての統一方針によっておりますので公開できません。よろしく願いいたします。

議長（原 悟郎） 6番、丸山豊議員。

6番（丸山 豊） その本村出身の何人委員がおられるかっていうことも、その人数も発表できないっていうか、公表できないということですか。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 個人にかかわる問題等ということになっておりますので、学校のほうでも公開はしておりませんし、知っているのは校長のみという形になっておりますので、公開はできません。

議長（原 悟郎） 丸山議員。

6番（丸山 豊） そうしますと、教育長さん、教育委員長さんがその上伊那の郡の中に出ていって、その方たちが委員になっておられるということですね。今、私が聞いたのは、その下におられる何とか委員って研究員だか何かの方が今名前をおっしゃられないってということですね。そのあとは村へそれが回ってきたときに、村はもう教育長さんと教育委員長さんがおられるから、黙ってもうその教科書は使うんだっていう、そういうイメージですか。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 村に協議会のほうから答申が来るわけですが、そのことにつきましては教育委員の会議を開いてそこで決定をしております。

議長（原 悟郎） 6番、丸山豊議員。

6番（丸山 豊） 教育委員の会議っていうのは南箕輪村の教育委員会の会議ということですか。

議長（原 悟郎） 委員長。

教育委員長（清水 篤彦） そうです、そのとおり。南箕輪村、教育委員5人おりますので、そここのところで決定しております。

議長（原 悟郎） 6番、丸山豊議員。

6番（丸山 豊） そうすると、たまたま今回ちょっと歴史と公民ということについてお伺いしているんですけれども、歴史と公民について委員長さんと教育長さんが出られたときの議論っていうのは、結構な時間を費やしてやられておられるわけですか。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 大分時間を費やしております。全ての国語から始まって、社会科だけではございませんので、国語から始まって英語もありですね、中学校で言えば9教科になります、それについて全てを行っておりますので、時間は大分費やして審議しております。

議長（原 悟郎） 6番、丸山豊議員。

6番（丸山 豊） そうしますと、私、ちょっと後のほうの質問にも関係してくるのですけれども、その内容そのものっていうのは、もう公開はしてない、上伊那中はもうどこも公表も公開もしてないっていう、こういうことになりますか、そのいわゆる選定過程の、検討過程のこの、今言ったように公民とか歴史だったら東京書籍になるわけなんですけれども、そこまで至った経過っていうのは公表されてないってということですか。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 今までのところは公表はしておりません。ただ、どこになるかわからないですけども、最後に5番目に丸山議員さんから質問がございますね、そのことを言ってもよろしいでしょうか。

上伊那地区の教科用図書採択研究協議会の教科用図書採択に関する情報公開についてですけども、統一方針をしております。採択時の議事録のうち、会議次第、協議項目、結論の部分に限り公開可能となります。情報公開請求につきましては、協議会の事務局である伊那市の教育委員会が対応いたしております。そういうことでございます。

議長（原 悟郎） 6番、丸山豊議員。

6番（丸山 豊） 長野県教育委員会がちょっと通知をここ出されておまして、こういうものは公表しなさいっていうような、そういうような指示が出ているんですけども、それを今委員長さんがおっしゃられたのは、上伊那としてはそういう取り扱いしてるっていうそういうことなんですね。

教育委員長（清水 篤彦） そうです。

議長（原 悟郎） 丸山豊議員。

6番（丸山 豊） それは今後の検討はまた公表していくとかいうそういう議論っていうのは出てきませんか。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 現在のところは出てきておりませんが、これからの過程においてそういうようなこともあり得るかというふうに考えます。ただ、教科書の選択につきましてはですね、現在は共同選択という形になってはおります。これはいろいろな問題があるんですね。例えば、1つの学校で、また1つの場でやる場合にはそれができかねると、例えば専門の先生がない場合については、当然それは教科書を調べることさえできないと、そういうこともございますので、そんな形でやってきておりますが、中には独自にね、やったほうがよかないかという意見もございますので、そういう方向もこれからは考えられるのではないかなと、そのように考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、丸山豊議員。

6番（丸山 豊） わかりました。趣旨はいろいろわかりましたけれども、そうすればちょっと今、私3点目、4点目とあってちょっとここに質問事項を書いてありますけれども、このことについては、なぜ東京書籍の教科書の中にすぐれてる部分が二、三カ所程度挙げてくださいという質問をしてありますけれども、これは無理でしょうか。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 申しわけございませんが、同様に公開はできませんのでよろしくお願いたします。ただ、4番の拉致問題等々につきましては、多少なりはお答えできるかと思えます。

議長（原 悟郎） 6番、丸山豊議員。

6番（丸山 豊） それでは、ちょっとそれ以上ちょっと突っ込めれないので、4点目のほうの質問をさせていただきます。これもちょっと簡単で結構ですけど、大きな国民的課題となっている人権侵害、国家犯罪の拉致問題や国土防衛に、また震災などの災害派遣で活躍する自衛隊、それに尖閣、竹島の領土問題での記述で特に注目できる教科書はありまし

たでしょうか、お尋ねいたします。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） この問題につきましては、昨日ですけどね、尖閣諸島については平穏かつ安定的に維持管理するため、島の所有者との間で政府が購入し国有化するというニュースが流れたかと思います。教科書ではですね、竹島、尖閣諸島、北方領土等の問題、また拉致問題等につきましては、本文とか地図上、写真などでほとんどの教科書が多かれ少なかれ触れているというふうに聞いております。また全て私見たわけではございません。ただ、注目する教科書はということにつきましては、教科書私、全てを目を通していてもございませんし、これは私見を入れることとなりますので控えさせていただきたいと、そういうふうに思います。自衛隊につきましても、いいかどうかというような問題もあります。これも同様でございますので、申しわけございませんがコメントを控えさせていただきたいと、そのように思います。よろしく申し上げます。

議長（原 悟郎） 6番、丸山豊議員。

6番（丸山 豊） なかなか教育界のガードがかたいつていうことが非常に今回よくわかりましたし、こんなことではまずいんじゃないかなっていうようなことが私もきょうの今印象でわかりました。それでこのまま、このままっていうか、また今後いつかの機会にまた御質問させていただきましても、実は私今回これ質問するに当たりまして、東京書籍と非常に問題になっているっていう会社の教科書2つ読ませていただきました。確かにどちらがということになりますと、ほとんどの会社の、全国の会社で東京書籍っていうこの南箕輪村でも使っている教科書、これが全国的にもほとんどシェアを占めておりました。こちらの育鵬社、これ実はフジテレビのマークが入っているんですけども、この会社のほうはやっぱり幾らかそのつくる会系教科書っていうんですかね、こういうところがありまして、しかし、私が内容を非常によく吟味っていうか、この先ほども言ってた拉致の問題、それから自衛隊の問題、それから領土の問題、この3つを比べたところ、こちらのほうの教科書のほうが非常に丁寧にページもさいて書かれていたということだけはここの場で述べさせていただきます。でもほかのところについては、もしかしたら東京書籍の教科書がすぐれているってのがいっぱいあったものですから、先生方はそれを選択されたのだと思いますので、それはそれとして受けさせていただきます。

それでは次の質問に移らせていただきます。村の交通安全安心対策についてお願いいたします。

神子柴地区の交通安全安心対策についてお伺いいたします。夏休み前に南箕輪小学校、南部小学校のPTA地区懇談会に出席いたしました。地区担当の先生を交え、休み中の大事な子どもを守るための活発な議論がなされ、私自身も大いに参考になったところです。校外指導部から夏休み中危険箇所には近づかない指導が徹底され、無事に夏休みを過ごされたことはまことに喜ばしいことでありました。

1点目でありますが、お手元の配付冊子についております。ちょっとテレビということであつたものですから、これで見えますでしょうか。今回特にこの場で説明を求めたいのは、村道10号線の西天の幹線水路が交差する交差点であります。既に対策の準備に入っていることですが、南部小の開校以来、危険な交差点として信号機設置要望をお願いしていることとでございます。大きな事故は発生していないものの、保護者の皆さんは小規模の接触

などは頻繁に目撃されているそうです。危ない交差点であるから余計に気をつけていることもあると思います。信号機の要望も県内各地相当多いようです。早くから対応していただいていたなら今ごろは設置できていたのではないかと考える次第です。順番であれば設置できるのは何年後でありましょうか。地区懇談会での保護者の方の忘れられてしまっているという、この言葉を悲しく残念に聞いたところです。御明快な説明をお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 丸山豊議員、時間が残り少ないんですけど、ほかも一緒にあわせて…。はい、お願いします。

6 番（丸山 豊） それじゃちょっと2点目、3点目も一緒にさせていただきます。

2点目でありますけれども、お手元の写真の3－（2）でございますけれども、これは昨年の6月議会、あじ～なの前のところに横断歩道をとということで要望したところでございますけれども、これがまだ村長のその答弁は要望してあるからもう少し待つてほしいということでありました。そこで私が考えるに、横断歩道の設置の費用を村が負担してはどうか、当然位置とか形態などの指示は警察より受けるとしますが、設置費用がそんなに高額にならないと思いますので、村で負担したらどうかということでございます。あと駐車場の、あじ～なの駐車場のこともありますけれども、JAのほうと相談しながら知恵を出して行動していただきたいということでございます。

それから、3点目でございます。これ実は空き事務所であった立山アルミ跡が神子柴にあるわけですが、立山アルミ跡に葬儀社の開店が進んでおります。葬祭場の出入りには一般的には時間的に30分から1時間程度の混雑の目安であろうと思います。葬儀社は駐車場への誘導など誘導員を設置してスムーズに対応できると説明していますが、各葬祭場を見ても、公衆道路から奥にかなり受け入れることのできる駐車スペースがないと、駐車に伴う時間がかかり、車の連続した入り込みには数珠つなぎ状態となり、公衆道路への影響が懸念されます。また、立山アルミ前の道路は唯一歩道がなく、車道の幅員は6メートル弱で狭く、両側は平場でなく壁状態であることから、逃げ場のない本当に危険な道路であります。もし、懸念される30分から1時間の間に大型車が入ってしまったケースを考えたらどうなることでしょうか。誘導員の設置で対応が可能とはとても思えません。葬儀社は営業を始めてからその対応を区へ相談し、村へ上げて、それで関係機関へ要望と考えるが、渋滞などが発生して対応を考えるのではなく、事前に想定されるケースとして考えて対策を講じていくのが筋道かと思いますが、村として指導すべきことなど村長の思うところをお聞かせください。お願いします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 時間がございませんので、端的にお答えを申し上げます。

村道10号線と西天の交差点付近の交通安全の問題であります。信号機の設置の件、調べてみますと、南部小開校当初に要望がなされ、伊那警察署長へ信号機の設置要望は提出してありました。その後の経過が不明であり、大変申しわけなく思っておるところであります。早急に要望活動強めてまいりますので、お願いをいたします。

また、今年度今の話にもありましたけれども、地区のPTAからいろんな通学道路の問題等指摘を受けたところでもあります。他の地区からも私のところにも上がってきております。そんなことがございましたので、思い切って交通安全対策やるように指示をしたところであ

ります。今議会で2,200万円補正をさせていただきました。これでどのくらいできるかはわかりませんが、早急に対応をしております。

今までこれ一番問題であったのは、PTAの校外指導部で毎年この通学路の点検をしていましたけれども、これは学校としての把握ということで、教育委員会や村のほうに上がってこなかったという、こういうことが原因であったわけでありまして、したがって、来年度からはきちんと村の方へ上げるように、私のところに届くようにという、こういうお願いをしたところであります。できるだけ通学路の危険箇所につきましては対応をしております。

それから、あじ～なの前の横断歩道であります。昨年議会で一般質問をいただきました。伊那警察署にも要望を出しました。また伊那建とも協議をしてきたところであります。警察との話の中で県で待避所ができれば具体的になるのではという御意見もいただいております。そういうことで、その辺はちょっと村も考えませんでしたので、県ということでありますので、この辺、建設事務所と詰めさせていただきたいというふうに思います。と同時に、並行して、警察のほうとの協議もしておりますので、よろしくをお願いいたします。

それから、立山アルミの交通渋滞の件であります。葬儀社、進出するというところであり、進出に当たり私のところにも御挨拶がありました。その中でその折には地域住民の皆さんの御理解をお願いをしたいという、こういう話をさせていただいたところであります。ただ、それ以上のことは申し上げられませんので、そんな点は御理解をいただきたいというふうに思います。変則的なカーブといいますか、交差点であります。議員御質問のとおり交通渋滞心配するところでもあります。歩道の設置、これは私は必要だと思っておりますし、以前からも強く要望をしておりますので、こういったことを契機にさらに要望を強めて西側への歩道の設置だけはこれはしていかなきゃならんだろうなというふうに思っております。そのほかのことにつきましては、地域の皆さんの御意見をいただきながら安全対策、万全といいますかそんな要望も会社のほうへしていきたいと思っておりますので、また御意見をお聞かせをいただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、丸山豊議員。

6番（丸山 豊） ありがとうございます。

議長（原 悟郎） これで、6番、丸山豊議員の質問は終わります。

続いて、4番、小坂泰夫議員

4番（小坂 泰夫） 議席番号4番、小坂泰夫でございます。

今回まず質問に入る前に、議会のテレビ録画中継、今回初めて入っております。9年前、私が議員1期目になったころ、上伊那の全市町村で南箕輪だけがテレビ中継がありませんでした。今回初めて、試しでありますけれど南箕輪に議会のテレビ中継、南箕輪が入ることで議会はより開かれた議会を現在も目指しており、また村が現在抱えている問題をここにおります議員、全ての議員と村長が真剣に村の問題を話し合っている姿をテレビを通じて一人でも多くの村民の皆さんに見てもらおうと、そういう方向性を今回試験的ではありますが、選んでいただいたことに議会や執行部側に感謝を申し上げたいと思います。また、これをこの番組ごらんいただいている住民、視聴者の皆さんには、この議会の中継を喜んでいただければと思いますし、また村の問題をこうやって議員、村長、執行部と話し合っていること

について、また住民の皆さんがお声を議員や村に寄せていただければ幸いですと思っております。

そういう中で今回私からは大きく3つの問題についてお尋ねいたしたいと思っております。まず、一つ目です。唐木村政についてお尋ねいたします。

私の通告の通告書16ページに国の財政状況の資料が載せさせていただいております。テレビ画面通じてお見せできないのがちょっと申しわけありませんけれど、国は財政難、私が言うまでもなく国は財政難であります、我が南箕輪村は唐木村政のもと健全財政が続いていると言われております。財政のよしあしにつきましては、指数がたくさんありましてその指数についていろいろ話しても、また住民の皆さんにはちょっとわかりにくいかなと、私としましては、国の財政が逼迫しており、例えば私が今持ってきたものでは財務省の我が国の財政事情を読みますと、今年度末、平成24年度末で709兆円の公債残高、国民1人当たり借金という言葉であらわすと国民1人当たりが554万円の借金があると、唐木村政になぞりたいので、平成17年の春、唐木村政が始まったわけですが、平成17年当時は国民1人当たりは411万円の借金と、平成17年からこの平成24年、現在に向けてもう1.3倍を超える借金のふえ方が国の財政の悪さをあらわしております。そういう中で、我が村は今回決算審査の議会でもありました。村の状態は県下や近隣市町村と比べても比較的よいことはわかっております。単純ではございますけれど、国の公債残高、例えば国民1人当たり平成17年は411万円、そして今年度ごろは554万円という借金を抱えている状態で、では村財政、この南箕輪村の財政上、平成17年度当初と現在の村民1人当たりの借金額、地方債になるのかなと思っております借金額、また貯金に値する基金なのでしょうか、そういった額をお知らせください。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 4番、小坂泰夫議員の御質問にお答えをいたします。

平成17年4月に村政を担当させていただいてから2期目の任期も7カ月となりました。本当に月日のたつ早さを感じているところでございます。財政問題であります、私の就任時というのはこの合併議論を経て住民投票により自立が決定した後でありました。このこともいつも申し上げておりますが、そのことを考えれば私に与えられた最大の使命は、村民の皆様方の生活を守ることともに、村として自立に向けての基盤づくり、持続可能な村づくりであったというふうに思ったところであります。そのためには、財政が基本となりますので、まずはさまざまな事業推進を図りながらも財政基盤の確立、健全財政の維持を図ることを目標に掲げさせていただいたところであります。ハードからソフトへの事業展開、行政改革等々により、一定の確立はできてまいりました。この間、リーマンショックや景気の低迷もあり、厳しさはありましたが、先ほども申し上げましたけれども人口の増加に伴う税収増にも支えられてきたところであります。

まず、借金と貯金の関係1人当たりを申し上げます。一般会計で申し上げますと、私が引き継いだのが平成17年の4月でありますので、平成16年度末というこの数値と平成23年度末と比較をさせていただきたいと思っております。平成24年は今執行中でありますので、確実な数字ということで比較をさせていただきます。借金は6億3,400万円、全体としてであります、減少をいたしました。逆に積立金は10億3,500万円余増加をいたしました。7年間で約16億

7,000万円の改善ができたところであります。1人当たりの借金は平成23年度で28万6,000円です。平成16年度末では35万4,500円でありましたので、6万8,500円1人当たり改善となっております。また、この額に一般会計から繰り出しております下水道事業会計もありますので、これも借金ということになります。これを加えた1人当たりの借金は平成23年度末で79万4,600円余となっております。平成16年度末と比べれば9万6,800円少なくなっております。改善されたということでもあります。こういうことを見れば確実に借金は減少をしております。逆に積立金1人当たりの額でありますけれども、19万1,000円となっております。これ平成23年度末であります。平成16年度末と比べますと6万2,900円増加しております。借金が減り、積立金がふえておるといふ、こういう状況となっております。他の財政指標も健全であり、今後も無理をしなければ健全財政が維持されていくものと思っておりますし、自立可能な村づくりができていくものと思っております。財政上から申し上げますと、かなり健全になってきたなという思いはしております。これは国の状況もお話がありましたけれども、国はふえていきますけれども、村は減少傾向にあるということでもありますし、私の基本姿勢といたしまして、できるだけ後世に、次の世代に借金は残したくないという、こういうことで一括払えるものは一括払ってまいりたいという、こういう姿勢で臨んでおります。そんなことは御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、小坂泰夫議員

4番（小坂 泰夫） 借金、貯金で見ても唐木村政なられてから借金は6万8,000円減らし、貯金1人当たりは6万2,900円ふやしてきたと、良好な財政を運営されているということがよくわかりました。

それで、唐木村長にお尋ねするのですが、今後この村の財政面において唐木村長御本人が懸念することがあればお聞かせください。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 財政面で懸念されることでありますけれども、これも前々から申し上げてきておりますし、先にも丸山議員からの御質問もありました、お答えも申し上げます。当面する南箕輪の財政支出として一番大きなのが伊那消防署の建設であります。それと同時に南原住宅団地の焼却灰の除去であります。そういったことにも対応できる財政状況でありますので、とりたてて心配する状況にはないところであります。しかし、この市町村の財政というのは経済状況や地方交付税の動向により大きく左右をされてまいります。特に、地方交付税はこの財源調整の役割を果たしておりますのであります。財政力の弱い市町村、とりわけ町村におきましては重要な財源であります。一方では国土の保全はそうした財政力の弱い町村によって成り立っており、支えられておるといふ、こういう現状であります。そのことを考えれば国も大都市中心の政策ではなくて、財政調整機能を保持しながら、地方交付税総額を確保し、地方を大切に政治、このことを望んでいるところであります。村もこの税収と地方交付税によって大きく左右されてまいりますので、そんな点は国において地方交付税総額を確保していただく、こんな運動も強めてまいりたいと思っておりますし、一日も早いこの景気の回復ということが待たれるわけでありましたので、そんな点も願っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、小坂泰夫議員

4番（小坂 泰夫） では、次の項目で、2期8年、来年春になれば2期8年迎える村長御自身が、現在まで掲げてきた多くの公約を果たしてこられたと思います。今後、来年4月を期限としないで、今後唐木一直氏がまだやるべき、やりたいと思う村の事業等、思うことがあればお願いします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 公約の問題の御質問であります。選挙時にはこれは当然のことですけれども、さまざまな公約、マニフェストを掲げさせて選挙をするわけでございます。私もそれぞれのときに村づくりの方針につきまして訴えさせていただいたところでもあります。今振り返ってみますと、2期8年の公約につきましては不十分な面もありますけれども、おおむね手をつけることができたのではないかと考えております。おかげさまで南箕輪村は子育てや福祉に優しい村であるとの一定の評価もいただき、人口も順調に増加してきており、そんな点は大変ありがたいと思っておりますし、このことが今の村の元気と活力のもととなっております。これから任期を考えずにというようなお話がありましたけれども、私の村政運営の基本というのは、安心安全面、福祉面を含めまして全ての村民が地域の中で心豊かに暮らしていくことのできる村づくり、このことは基本であります。そういったことをもう少し前進させたいとは思っております。例えば、きょうの質問にも出ておりますけれども高齢者、こういった皆様方を地域全体で支えることのできるようなそんな組織の構築といえますか、そんな機運の醸成といえますか、そういったことができていけばいいなというふうに思っておりますし、今ようやく検討し始めました生活介護事業所の開設、これは本当に障害をお持ちの皆さん、切実な悩みでありますのでぜひ開設をしていきたいと思っておりますし、グループホームの設置等々もやっていかなければというふうに思っております。また、これも手をつけ始めたばかりでありますけれども景観の問題、手をつけさせていただきました。この美しい自然環境を守っていききたい、そして秩序ある土地利用を確立をさせていききたい、さらには農業を初めとする産業振興も大切でありますし、エネルギー問題含めた環境に優しい地域づくり等々やっていかなければならぬだろうなというふうには思っております。挙げれば切りがありません。やりたいことはいっぱいあります。しかし、こうした事業も財政状況を見きわめながら、また住民の理解を得ながらという、こういうことであります。時間を要する課題、問題ばかりであります。残された期間は本当に短いわけですので、その道筋だけはつけさせていただきたい。全力で取り組んでまいります。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、小坂泰夫議員

4番（小坂 泰夫） 多くの公約を果たしてこられた唐木村長でさえも、これからまだまだ南箕輪に対してやっていきたい、やっていかなければならないと思う項目があられるということで、大きな一つ目の質問の最後です。

来年の4月に村長選挙が予定されております。3年前、唐木村長が2期目に入る際は無投票だったわけです。健全財政でおおむね良好な村政を運営されていると大方の方は思っておられるんじゃないかと思うこの唐木村政に、来年の春もし唐木一直氏以外の新しい候補が出てくるのなら、その候補はさらに村をよくしたいとか、唐木村政とはまた違って大きく変えたい意思があるろうということだろうと思うんですけど、私が見させていただいている今の

村の状況ではそういう機運は低いんじゃないかなと。国の先ほど来、話してきました国の政府今現在野田政府の支持率が言われておりますけれど、それに比べたら本当に唐木村長、唐木村政の支持率は相当高いんじゃないかなと私自身は思います。そういう中で、現在唐木一直村長2期で、来年の春村長選挙予定されているものに出馬の意欲がございますか、この質問はあえて再質問しませんので、一度でお答えいただければと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 来年の村長選挙の話の御質問であります。今も申し上げましたけれども、残された時間、村の発展や村民生活を守るため、広域的な課題の対応や今後の事業への道筋をつけるべく、全力で村政運営に当たってまいりたいと思っております。そのことが今の私の率直な気持ちであります。そんな点は御理解をお願いをいたします。残された期間、全力で村のため、村民のために頑張っていくことを重ねて申し上げて答弁とさせていただきます。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、小坂泰夫議員

4番（小坂 泰夫） 大きな一つ目の項目はありがとうございました。

続きまして、大芝高原にドッグランをつくってはという質問であります。ドッグランという言葉、大体わかる方多いんじゃないかなと思いますけれど、議会のテレビ中継初めて入っておるということで、あえてドッグランについてちょっと説明をさせていただくと、犬の飼い主が管理の上、公の場所、公園などで柵などで囲まれた中、犬の綱を外して犬が自由に運動できるそういうスペースをドッグランと大方呼んでおります。昨年の6月同僚議員から大芝高原にドッグランをつくられてはという質問があり、そのときの村長の答弁はドッグランは先進地を見て考えていきたいと答弁されていまして。その後の検討状況はどうなっておりますか、お尋ねします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 御質問のように、昨年の6月定例会の一般質問で同僚議員からの御質問をいただいたところでありまして。その答弁で今すぐということではなくて、先進地事例等を勉強させていただきながら考えてまいりますという答弁を申し上げたところでございます。その折にも申し上げましたが、人と動物が共生する社会づくりというのは、これ大切なことであります。状況の把握をしつつ考えていきたいという、このことは現在も変わっておりません。しかし、この1年間余りの世、役場や大芝の各施設に対し、ドッグランに関しての御質問や御要望というのは1件も寄せられていないというのが実情であります。近年は愛犬を家族の一員として旅行と一緒に連れていかれる方も多くなりました。犬も車に乗って移動するためには、高速自動車道のサービスエリア、ドッグランが整備されてきております。こういったことを考えれば、そういった犬やそういったものも人間と同じではないかというふうにも思うところでもございます。しかし、また犬が苦手という、こういう方もおいでになるところであります。そんなことでございますので、あれ以降の、答弁をさせていただいた以降いまだに進んでいないというような今の実態でございます。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、小坂泰夫議員

4番（小坂 泰夫） ドッグランを大芝高原につくってくれという要望は村が把握する

限りないと、私自身も自分が活動している中でほかの住民から声を聞いたわけでもなく、ただ、今回せっかくケーブルテレビで中継が入りまして、初めて入りますので、村民の皆さんがこれを見られてまたどういふふうに思われるかをまた逆にお聞かせいただけることがあったらという私の願いも込めて今回質問をしております。

また、大芝高原は利用されている方はわかると思いますが、大方の場所は飼い犬が綱をつけてならどこでも歩けるという現状がありまして、そのことについて私は何の不満もありません。ただ、近隣でドッグランのある場所がありまして、そこに私犬飼ってまして連れてって犬の喜びよう、またほかの犬、飼い主の様子をみてドッグランもいいものだなと思い、南箕輪も今は大芝高原にドッグランがないので、村民の方もないものだから何も思わないという現状もあるのじゃないかなと思いました。ただ、今言いました近隣の公園は実はドッグランにはもちろん犬放せるんですけれど、そのほかの普通の公園のエリアはペットを連れて歩けないと、禁止をしております。そのことが果たしていいのかどうか、私はよくないな、寂しいなと思いますけれど、そういう中で先ほど村長も答弁の中でありました、犬を嫌いな人もいると、私は犬が好きなのですから、別にほかの犬を見ても怖くなったり嫌に思ったりしないんですけれど、例えば、みんなの森を私歩くんですけれど、多くの方が健康のため、自分の健康のため長距離を長時間歩いたり走ったりされていると、そういう中で犬を連れて散歩される方、みんなの森を歩く方も多く私見ております。犬嫌いの方があの道の中で犬と出会うときにどういふふうに思っておられるのかなと、ちょっとそういう心配もあるわけです。ドッグランをつくることでまた犬が好きの人、また犬が嫌いな人、苦手な人、そういう中のすみ分けといふか、逆にお互いが気持ちよく公園を利用できるということにもなるんじゃないかなといふことで、ちょっと最後になりましたけれど、通告書の17ページに大芝の絵を載せてありますけれど、前回の同僚議員の質問はみんなの森のエリアにドッグランをといふ要望だったと思います。私自身はこの大芝高原の中央の大芝荘のある中央の道から南側の芝生や林のあるエリア、ここで見れば特に多目的広場のあずまやがある水の広場の北側ですね、屋内運動場と水の広場の間の芝生のエリア、余りこれ公園でも人が入ってその芝生利用されているスペースではない、ふだん余り人が入らない芝生の日なたのエリアかなと、例えばこういう当たりにドッグランを、小さな柵のエリアでもいいんじゃないかなと私は思うんですけれど、設けてはどうかかなと。村長自身がドッグランの必要性、また犬と人をまた分けることについてどのように思われているかお答えください。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 今申し上げましたけれども、ドッグランの整備要望の高まりといふのをもう少し見てみたいなといふふうには思っておるところであります。御指摘のように、この大芝高原については広大な空間がありますので、リードをつけたままであっても犬たちが満足できる、こういった動き回らせることが可能であるといふふうには考えておるところでございます。ただ、大芝高原内にドッグランの設備を設けるとするといふことであれば、小坂議員が御指摘をいただきました場所が私も一番いい場所かなといふふうには考えておるところでございます。そんなことで将来的な課題といふ、こういうことで捉えていただければといふふうには思います。

今、村内で多くの犬が飼育をされて、飼われております。7月時点で申し上げますと、746人の飼い主の皆様が904頭の犬を飼育されておるところであります。そんなこともありま

して、村内で飼われている犬のためにもドッグランというのは必要性は増してくるのではないかなという思いもあるところであります。この問題考えるときに、先ほども申しましたが、そういった要望の高まりとともに、村が設置すべき施設なのか、場所が大芝高原でどうなのか、管理をどうするのか、受益の観点から使用料というのはどうするのか、慎重に対応する部分というのは出てまいりますので、そんな点を検討をしながら、また他の場所を見させていただきながら、これからの検討課題というふうにさせていただきたいというふうに思います。

ちょっと話はそれますけれども、先月末、長野市が公園での犬の散歩禁止を継続するという話が伝えられました。長野市には約700カ所の市が管理する公園がありますが、比較的大きな4つの公園の一部を除き、条例により犬の散歩が禁止をされております。もともとは昭和30年代に城山公園に設置した花時計が犬に踏み荒らされた、そのことがきっかけに規制が始まったということでありまして。愛犬家の皆さんが都市公園条例の禁止条項撤廃を求める要望書を長野市に提出をいたしました。それに対しまして散歩禁止は継続すべきと、こういう答えであったそうでありまして。その根拠といたしまして、市が実施したアンケートで過半数の方が犬の飼い主のマナーが悪いと答えたというそんな理由による判断のようでありまして。こうした長野市のようなところもあるわけでありまして、大芝高原はみんなの森を含め、犬の散歩も自由であります。マナーを守っていただき、犬と一緒に出かけをいただけたらというふうに思います。また、みんなの森につきましては、今議員御指摘もありましたように、本当に犬を連れて歩いていいのかどうかという、こういったことも住民要望として捉えていく必要があるのかなというふうには思っております。ドッグランを設置してそこに犬を放していただき、自分はみんなの森を歩くという、こういうことも1つの手法かなというふうには思います。犬の嫌いな方にとってみんなの森を歩いて犬と出会うと嫌だなという、そんな思いの方もおいでになろうかと思っております。その辺は十分に住民の皆様方の御意見をお聞きし、一番いい方法を模索していかなければならないだろうというふうに思っておりますので、将来に向かっての提起ということでお願いをしたいと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、小坂泰夫議員

4番（小坂 泰夫） この質問については終わりますけれども、私も例えばみんなの森のエリアに関しては、例えば犬を連れて歩くのは禁止にすると、健康福祉の増進のための目的を果たすためという理由によってですけれども、そういう中で禁止エリアをつくるけれども、そのかわりにこのスペースにはドッグランをつくりますよという代替案というか、譲歩というか、そういうような形でまた考えていくのも1つ手じゃないかなと思います。私も今後ドッグランについてはもっと研究して、また必要であれば質問していきたいと思っております。

では、大きな3点目の質問に入らせていただきます。

結婚相談事業についてお尋ねします。南箕輪では村の社協の結婚相談事業が村の中では結婚相談としての見える事業かなと、そういう中で村の社協の結婚相談員の方も日々努力されている中で、相談に来られる、要は結婚相手を探したいという方も利用されているわけですが、その単独の村の相談所としてはもちろん努力されていることはわかっているんですけど、やはり地域性もあってこの南箕輪の結婚相談所に村内の人よりも村外の方のほうが実際多く相談に来られている実情があります。そういう中でまた村のその相談所だけのパイ

では、やはりその男女の、男性の方が多くて女性が少ないとか、あとその絶対数がやはり少ないということで、相談者が互いに自分にふさわしい人に出会うには村の相談所だけではとても難しく、また、現在上伊那結婚相談促進連絡会という形でその各村の相談所や町、またJAなどほかの社協や組織との連携があるんですけど、細かいこと言いませんけれど、その連携につきましては村の相談の方がほかの辰野から中川までの相談所の人たち、登録されている方々に出会うにも余りに情報が少なくてほとんどやっぱり出会えないと、出会いたいという申し込みをしても情報が少ないがためにお互い出会うことにまでつながらないという実情があります。そういう中で村、この南箕輪としてもほかの町と連携を推進、その後押しをしていただきたいと思います、質問にいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 結婚相談事業についての御質問でございます。

結婚相談につきましては以前は村で行っておりましたが、現在は社会福祉協議会で社協の事業として実施をしておるところであります。村社協の結婚相談事業における平成24年3月現在で登録者数72名となっております。うち男性が49名、女性が23名となっております。御指摘もありましたけれど、事業の性格上、地元には相談しにくいという傾向があるようでございまして、他市町村の方の登録が多いということでもあります。これは上伊那郡下の伊那市を除く他の市町村も同様ということでもあります。なお、伊那市につきましては市で専任職員を配置して市の住民を対象に事業を行っているということでもあります。上伊那郡下の結婚相談事業につきましては、伊那市を除く7市町村の事業組織にJA上伊那結婚相談委員会を入れた8組織が連携し、協力しながら実施をしております。しかしながらこの面も御指摘をいただきましたけれど、毎月限られた人数の情報を持ち寄って対応しているため、結びつけることがなかなか難しいということでもあります。全市町村が持っている各データを十分に生かした対応ができれば選択肢の幅もふえ、事業の効果も上がってくる、こんなことも期待できます。これは小坂議員の御指摘のとおりだというふうに思います。

先ほども申し上げましたが、相談登録者というのは他市町村の方が多く、また女性の登録者が少ないという状況であります。この現状を踏まえますと、相談しやすい体制、女性が参加しやすい体制、そしてより広範な出会いの場づくり等が大切ではないかと思えます。他の地域でも行われているところがあるようでもありますので、上伊那との広域的なそういったセンター的なものも設けることも1つの選択肢ではないかなというふうには思います。現状組織を生かして広域的に対応できるよう検討していくことも大切ではないかというふうに思っております。いずれにいたしましても、これは本村のみでできる話ではありませんので、そんなことも行政として後押しをできればというふうに考えておりますので、またこの辺は社協と話をしてみたいというふうに思っております。

ここ2年間の実績だけ申し上げます。平成22年度では見合いが6件で成婚が1件、交際中が2件だそうであります。平成23年度につきましてはお見合いが12件、成婚はありませんでした。交際中は2件ということでもあります。2年間で1件が成立したという、こういうことであり、交際中4件ということでもありますので、うまくいってくれることを願っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、小坂泰夫議員

4番（小坂 泰夫） 村長も現状をどのように捉えてくださっているかっていうのは大体私が思っておるとおりに捉えていただいているようですので、本当私自身もこの結婚相談事業っていうのは上伊那郡の広域事業にすべきじゃないかというふうに思って今回も提言しようと思っておりました。村長にぜひお願いしたいんですけど、村長のほうがさっき大分結婚相談の細かい情報をここでおっしゃってくださいましたので、私もあえて控えておったんですけど、そこでぜひお願いしたいのが、その上伊那のその市町村プラスJAさんの情報交換は本当に1行で年齢、職業とか5つか6つの条件が1行書いてあるだけのもので、他市町村の写真も何もないんですけど、そういう人をこの1行の人に会いたいというような要望を出して、それでそこで自分の情報を相手に送られるんですけど、相手がどういう状況がわからないまま断られて戻ってくるということがほとんどという、そういう本当に大変な状態であります。

民間でしたら今結婚相談の民間会社もたくさんありまして、またいろんな情報交換、ネットを使った出会いの場を多くつくるところもあるんですけど、実際には数十万円、民間私を知る限り20万円は普通にかかる登録となってまして、民間を皆さん利用してくださいってというのは私もそうは思えません。この事業がやはり公的などで行うことはすばらしいとか、そうしていくべきことだと思いますし、現代社会は皆さんともすれば恋愛至上で、見合いや紹介っていうのは余り周りが押しつけないというような風潮があるかと思うんですけど、実際にはやはり今本当大変な時代でありますので、結婚したいと思っても、見合いや紹介の力を借りないと、また出会いが難しい現状であります。村長が先ほどのほかの議員の答弁の中で、南箕輪の今後の発展のためには勤労世帯、働く世帯がふえていかなければならないとおっしゃりました。働く世帯をふやすため、ここにもありますけれど、村の村勢要覧を見ますと、村では平均月に6件結婚されておられるそうで、子どもは月に12人、約ですけど12人生まれていると。6件結婚して12人子どもが生まれると、そういうような状況で今後少子化も言われてますし、また結婚もしにくい時代であります。どうか村が、村だけでなく広域的に後押しをして、この結婚できる、多くの方が相手を見つけられることを南箕輪としてもしていただきたいので、先ほどの特に情報交換のその現状が余りにもひどいので、そこら辺をもう少し改善するというを特に願って、村長、その点お答えいただければと思います。よろしく願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 上伊那には先ほど申し上げましたように、伊那市を除いた7市町村のそういった組織、JA上伊那を入れて8組織が連携、協力をしているという、これは私も初めて知ったところであります。同時に、その内容がその程度といいますか、そういった簡単な部分であるということも今小坂議員の質問で知ったところでございますので、もう少し内容を充実することはこれは必要かなというふうには思います。と同時に、それぞれ連携をしてセンター的なものができれば一番理想というふうには思います。これは村で行っている事業ではございませんので、社協にそんな話をさせていただきながら、村も後押しをしてまいりますので、そういった御理解をお願いをしたいと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、小坂泰夫議員

4 番（小坂 泰夫） 結婚相談の後押し、本当に相談に来られる方、本気で困って本気で相談に来られるのですから、ぜひ出会いの場をふやしていただく、そういった結婚相談の後押し含めほか村長先ほどおっしゃりましたさまざままだやりたい、やるべき事業をぜひ来年の改選以降も唐木一直村長が頑張っていていただくことを私は祈念いたしまして質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（原 悟郎） これで、小坂泰夫議員の質問は終わります。

なお、2名の議員の質問が残っておりますが、あす13日の午前9時から一般質問を続けることといたしまして、本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

事務局長（堀 正弘） 御起立願います。〔一同起立〕 礼。〔一同礼〕

お疲れさまでした。

散会 午後 4時47分

議 事 日 程 (第 3 号)

平成 2 4 年 9 月 1 3 日 (木曜日) 午前 9 時 0 0 分 開議

第 1 一般質問 (受付順位第 8 番から)

7 番 山 口 守 夫

1 番 百 瀬 輝 和

○出席議員（10名）

| | | | | | |
|----|-----|----|-----|----|-----|
| 1番 | 久保村 | 義輝 | 6番 | 丸山 | 豊 |
| 2番 | 百瀬 | 輝和 | 7番 | 山口 | 守夫 |
| 3番 | 山崎 | 文直 | 8番 | 都志 | 今朝一 |
| 4番 | 小坂 | 泰夫 | 9番 | 唐澤 | 由江 |
| 5番 | 加藤 | 泰久 | 10番 | 原 | 悟郎 |

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

| | | | | | |
|--------|----|-----|---------|----|-----|
| 村長 | 唐木 | 一直 | 子育て支援課長 | 有賀 | 由起子 |
| 副村長 | 加藤 | 久樹 | 産業課長 | 原 | 茂樹 |
| 教育長 | 征矢 | 鑑 | 建設水道課長 | 藤田 | 貞文 |
| 総務課長 | 松澤 | 伸夫 | 教育次長 | 田中 | 聡 |
| 会計管理者 | 中尾 | 由美子 | 代表監査委員 | 有賀 | 松雄 |
| 財務課長 | 山崎 | 久雄 | 教育委員長 | 清水 | 篤彦 |
| 住民福祉課長 | 清水 | 麻男 | | | |

○職務のため出席した者

| | | |
|---------|----|----|
| 議会事務局長 | 堀 | 正弘 |
| 議会事務局次長 | 松澤 | 厚子 |

会議のてんまつ

平成24年9月13日

午前9時00分 開議

事務局長（堀 正弘） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」着席〕

議長（原 悟郎） 御苦労さまです。

ただいま出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

昨日に引き続き一般質問を行います。

届け出順に発言を許可いたします。それぞれの確な質問、答弁をお願いいたします。

それでは、7番、山口守夫議員。

7番（山口 守夫） 議席番号7番、山口でございます。質問の前に、征矢教育長におかれては2期目の就任ということで大変おめでとうございます。また、いろんな形の中で御苦労があるかと思いますが、よろしく願いをいたします。

さて、私はことし大きな社会問題化し、波紋を投げかけているのが現在の学校現場、また教育委員会においてさまざまな出来事が起き、マイナー面でのスポットライトが当たっているということでもあります。県下においては教職員によるわいせつ行為があり、そして逮捕者も出ております。松本のある中学校では、教員が行った試験で教員が答案書を書きかえる問題がありました。木曾の教育委員会の職員による町の補助金の着服事件もあり、そして同一犯による放火事件もありました。滋賀県では、大津市の生徒の自殺事件がありました。これがいじめであるか、いじめである原因ではないかと言われております。この問題で責任である大津市教育委員会は深刻ないじめ情報を得ていながら公表せず、調査も尽くさなかったと批判が集まっているのに、多忙を理由に会見も少なく、全国から教育委員会制度そのものを疑問視する声が相次ぐ事態になるまで発展しております。これを機に、全国で学校生徒によるいじめ問題が波紋を投げかけております。長野県知事も7月27日県下の小・中・高のいじめに関するの実態調査に乗り出すと発表されました。文科省は8月1日に全国教育委員会などに対し、いじめ件数や取り組み状況について小・中・高を対象に、集団による無視、あるいは金品のたかりなどについて緊急アンケートを実施すると発表されております。その他こんなことも起きております。教職員の質の向上を図るために、先生の評価制度があります。全国で1万7,000人を評価基準によって評価を実施したところ、その結果が全員横並びの状態であったと言われております。何か不思議なものを感じるものであります。こうした現状を踏まえ、村の教育情勢の幾つかの点について教育委員会のお考えをお聞きするものであります。

まず、最初は学力調査についてであります。ことし4月17日、全国学力テストが実施され、8月9日に調査結果が発表されました。昨年は震災の関係もあり行わず、ことしは第5回になるそうです。およそ3割の児童生徒を抽出し行われております。当校の学校も参加され、実力を試されたとのことでした。その結果をどう評価されているかであります。詳細については文科省の指示もあり発表は控えさせていただきますということでした。マスコミ報道による結果を見ますと、トップは5回連続して秋田県でした。長野県は25番目の実力で約真ん

中の実力であります。こうした結果を比較してみたときに、南箕輪の小・中・高の実力について、中学校は全国より上であり、県下よりわずかに下回った、南箕輪小学校は平均点であり、南部小は上回ったとの答弁でありました。私はここでお聞きしたいのは、順番がどうこうでなく学力以外の調査もされたと思います、そうしたものを踏まえてすぐれているもの、劣っているものについてはどう評価したのか、またこの調査で得たものが何かについてお伺いをいたします。この調査結果をもとに分析し今後の指導体制に生かしていられると思いますが、細部については検討していくということでしたが、現在考えられる時点ではどのようなことに重点を置いて指導していくのかについてお伺いをいたします。また、今後来年度以降教育委員会としたら全国学力調査に指定校にされなくとも参加していくのか、あるいはこの調査は余り有効ではなかったと判断されるのかについてお伺いし、最初の質問といたします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） ただいま山口議員からありました御質問について、議員さんから5項目の質問が出されております。そのことについて、1番の学力関係、それと5の道徳教育関係につきましては教育長のほうでお答えさせていただきます。それ以外につきましては私のほうでお答えいたしますのでよろしくお伺いいたします。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） 山口議員の質問にお答えします。

議員御指摘のように、今まで4回行われたわけでありまして、1回目は参加していません。2回目から参加ということになっておりますが、きのうも少しお話ししましたように、実は過去の経過をたどってみますと、30%くらいの抽出ということで学力が公表になっているかと思えます。ことしはですね、珍しく3校がみんな抽出校になっておりまして、抽出校でないところでは採点をしたり、あるいは業者に採点をお願いしたりということでお金がかかるわけでありまして、来年度につきましては現在文科省から来てる通知によれば、4月24日理科を除きまして従来のように国語と数学についての学力検査であると、しかも今度は悉皆といひまして全中学が対象、全小学校が対象になります。したがって、今までのような抽出30%という枠がとれたと、こういうことでもあります。

それから、現在出ているところの結果につきましての調査と対応をどうするかと、こういう御質問でございますが、中学も小学校も朝ドリルを10分ないし15分ということでやっております、そのドリルがかなり子どもたちの学力の向上に大きく寄与しているのではないかと、こんなふうに考えております。ただ、子どもたち毎朝マラソンをやる学校もありますし、それからまたドリルをやる、それから学活があって授業に入ると、こういうような日程の中ではかなり重荷になる部分もあると思われまして、学校のほうへは余り子どもたちに負担がかかり過ぎないようというふうな指導はしております。

以上、簡単ではございますが答弁とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 7番、山口守夫議員。

7番（山口 守夫） 実は、私もこの報道というのはマスコミからのなのですが、この内容の中でですね、茨城県が前回までは28位であったと、今回調査したら8位に順位を上げたという、非常に成績がよかったという、こういう記事がありました。その内容を見ますとその校長先生とか教育委員会の話がですね、小学校1、2年生は35人学級になったと、そ

ういうことによって非常に細かい指導体制ができたということが一つの原因ではないかというようにも上がってます。それから、やっぱり4年生と5年生に関しては、夏休みの間に最大5日間の補習授業を取り組んだと、こういうことも実施されたということです。こういうことがですね、非常に学力向上になったというような、こういうことをですね、南箕輪の教育委員会としてはどのように捉えていますか。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） きのうも申し上げましたが、短期間のつけ焼刃になるような学習はいかがかなと、こんなふうには私と考えておまして、長期的な展望に立って学力のみならず、学力という点をどういうふうにしたらいいのか、いろいろ考えが違っているところもございまして、体力をつける、あるいは集団生活になじむ、あるいははじめがない、そういったものまで含めて学力と、こんなふうには考えていいのではないかとこんなふうに思っております。細かなところ言えば、学校の先生方夏休みも返上して分析に一部取りかかったり、あるいは南信教育事務所を中心にしまして、全体的なその学力テストの考察を今始めようとしてるところであります。一部始まっているわけですが、そんなところの結論が12月ぐらいには出ますので、そこら辺のところを中心にまた学校の先生方それぞれに研究していただき、そして課題を見つけて授業のほうへ反映していかせたいと、こんなふうには考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、山口守夫議員。

7番（山口 守夫） 昨日ですね、やっぱり同僚議員からいろんな形で質問があったものですから、私もちょっと通告といいますか多少変わっているかと思えますけど、私は先ほどですね、この調査をした形の中で、学力以外のすぐれてる点とか劣ってる点、あるいは得た点ということでちょっと質問させていただきました。この辺の答弁がないかと思えますが、その辺お願いします。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） 特徴としては、3校ともその家庭学習の時間が少ないというお話はきのうしたところでありますが、総合的な学習についての興味、それから総合的な学習についての子どもたちの取り組み状況については、全国でもかなり上位のほうの数値を示しております。そういう意味でいきますと総合的な学習、これが学校やそれから村の置かれている現状やつまり立地条件ですね、そんなようなところで大きく寄与しているのではないかとこんなふうには考えております。

以上です。

「劣っているとか、あるいは得たことについては」という声あり

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） まだそこまでの細かな分析を私見ておりませんので、今学校の先生方研究中ですので、それが出たところでまたお知らせをしたいと思えます。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、山口守夫議員。

7番（山口 守夫） 次に、運動能力向上対策評価の質問に移ります。

私は3月の議会の一般質問で児童生徒の運動能力について質問を行いました。そのときの

答弁は平成23年度南箕輪小学校2、4、6年と、南部小、それから中学全学年で調査を行い、男子は握力、上体起こしで、女子は握力、上体起こし、反復横飛びで平均を下回ったと、中学校生徒も上体起こし、反復横飛びで平均を下回り、課題を残す結果であったと、こういう答弁がありました。それを踏まえて、学校とも、3校とも体力向上に具体的な目標を掲げ取り組んでいると。南箕輪小学校はマラソン、縄跳びの実施、南部小は毎朝校庭でのマラソン、中学校では経ヶ岳競歩に向けた体力強化を行っているということでした。特に南部小は平成24年度、ことしですが、全国の学力運動能力、運動習慣の調査抽出校になっているということでした。よい結果が出ることを期待しております。

そこでお伺いしたいのは、昨年から体力強化に取り組んでこられて、その目標とする効果はあらわれているのか、その評価についてお伺いをし、この質問といたします。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 議員さんからは、議員さんのほうからお話がありましたように、3月の議会で体力についての御質問をいただき、答弁をさせていただいたところでございます。6カ月後ということでもありますので、満足のいく答えになるのかとは思いますが、お答えさせていただきます。

本年度の体力テストにつきましては、3校とも実施しているわけですが、その結果ですけれども、手元に届いておるのが南箕輪小学校の2年生のみでございます。南箕輪小学校は2、4、6年生が実施しておりますけれども、まだ届いておりません。というのは、現在進行形の形ということと、また集計等を業者に委託した形になっておりますので、それが届いてないと、集計が。考察等も含めて届いていないという形になっておりますので、現在の2年生のみについてお答えさせていただきます。

男女とも全国平均と比較してほぼ同じバランスであるという形でよいと思われませんが、全国とまた県と比べて劣っているのが男子の立ち幅跳びで、5.66センチ全国より劣っております。それ以外につきましては、まことに申しわけありませんが、集計が済み次第またお話しさせていただければと考えております。

現在小・中学校では、かがやけ信州っ子体力アップ事業という形で子どもの体力向上のそれに向けた施策である体力向上プラン2012で取り組んでおります。これは1校1運動事業という形で、昨年度から具体的な目標を挙げて取り組んでいるわけです。議員さんもお話されましたように、南箕輪小学校ではマラソンと、それと縄跳び旬間を入れてるとか、それとボールとか、大縄跳びを各クラスへ配布している。できるだけ休み時間等々につきましては子どもたちが校庭、または体育館で運動できたり遊べるような機会を多くとろうという形で行ってきております。また、体育の時間を通して筋力を高める運動を少しずつ取り入れて、全ての時間を入れる時間を入れるわけにはいきませんので少しずつ入れてるということであり、また、南部小学校では1周500メートルの構地内コースを毎朝学年に応じてマラソンを行っておりますし、中学校では先般5月ですか、行われました経ヶ岳競歩大会に向けた体力強化というような形で取り組んでおります。また中学校の場合には部活動等がありますので、それも体力向上には大分役立っているのではないかなというふうに思います。

なお、ことし取り組んだからすぐ効果が上がるというものではございませんので、継続することによってなお改善が図れる、向上することができればいいかなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（原 悟郎） 7番、山口守夫議員。

7番（山口 守夫） 先ほど学力の点についても質問させていただきまして、今回体力ということで質問させていただきました。実は、今回全国的に見たときに、秋田県とか福井県というのは学力も1、2位というような状況であります。そして、その体力に関しても上位に来てるといようなことが言われております。やっぱり体力と学力というのは相互関係にあるんじゃないかなと思っております。そういう形の中でただ学力だけというんじゃないで、こういう体力のあれっていうのは、今まだ調査結果が2年生しか出てないというようなことなものですからわからないかと思えますけど、この辺のとのバランスがどのようにとれているかっていうのを一つお聞きしたかったわけです。ですから、その辺のところがわかり次第またやっていただきたいなと思っておりますし、また今言ったような形の中で学力と体力、これについてのバランスの学校が指導っていうのはどのようにとるか、また今わかれば、わからなかったら今後の中で取り入れてほしいなと思っておりますのでお願いします。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 学校では、知、徳、体とその3つを重点にしてどこの学校もやっております。その中で1つだけっていうわけにはなかなかいきませんので、そこら辺をバランスをとれる方向で考えておりますが、現在のところまだそこまでいっておりませんので、再度考えて進めていきたいと、そのように思っております。

議長（原 悟郎） 7番、山口守夫議員。

7番（山口 守夫） 次に移ります。

ことし県下の教職員によるわいせつ行為により既に5人の教員が逮捕されるという事件が起きております。県の教育長は、在職時の行為により逮捕されたことはまことに遺憾、市町村教育機関とともに事実を確認し適切に対処していきますとコメントを出し、再発防止に努めております。こうした行為は教える立場になる現場の先生が最も戒めなければならないことなのに、県内の学校では歯どめがかからない状態ではないかと思えます。南箕輪の学校ではこのようなモラルのない教職員はいないと思えますが、こうした事件を教訓にしてモラルの向上に努めなければならないと考えます。教育委員会、また学校としてどのような対策を打たれているのかお伺いし、質問いたします。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 教職員による生徒に対するわいせつ行為が後を絶たないと、村の教育委員会として防止策はという質問ですが、それについてお答えをいたします。

南箕輪村にお勤めいただいている教職員につきましては、教育委員会では信頼を持っております。よって児童生徒等に対するわいせつ行為等はないと考えております。

県下でこのような行為、事件が起きているということに対しては、教育現場に携わった一人として大変恥ずかしく思っております。とともに憤りを感じずにはおられません。本人の問題であり、個人の資質に関する問題かと思えますけれども、それは教職員のモラルの低下であろうと、また仕事とか多忙によるストレス、職場人間関係によるストレスといったようなことも考えられるのではないかなというふうに思っております。個人、個人がしっかり自分のこととして自覚し、このようにしていくことが一番大切ではございますが、現在多様化する児童生徒の対応に追われているということ、それでストレスをためていく教職員の悩み等

があるのではないかなと思います。これらを解消していくために幾つかのことが考えられると思いますが、例えば、校内へメンタルヘルスや相談体制の充実といったことも必要ではなかろうかなと考えております。

7月に南箕輪小で行われました村内3校の全職員を対象とした研究、教育研究会が行われました。この中で、私のほうから挨拶の中で教職員の不祥事等の事件に触れまして綱紀粛正について訴えております。また、学校では機会あるごとに校長から教職員に伝えて意思の統一を図っておりますし、今回初めて教職員が3ないし4人の少人数グループで教職員の不祥事についてといったことをテーマに意見交換も行っています。今後も教育委員会、それと小・中学校が一丸となって教職員のプロ意識の向上を図り、不祥事撲滅に向けて取り組んでまいりたいとそのように考えております。

以上でございます。

議長（原 悟郎） 7番、山口守夫議員。

7番（山口 守夫） 次に移ります。いじめに関する質問であります。

大津市の学校で中学2年生の自殺事件がありました。熊本県八代市ではいじめによる自殺があったと報じられております。先日札幌市の中学1年生の自殺事件があり、いじめを受けていたというメモがあったと言われております。大津市の学校の事件では、この真相を知り再発防止につなげたいと、自殺した親から市また教育委員会に対して訴訟が行われ、警察による強制捜査が行われております。これを機にいじめが全国的な社会問題に発展しております。大津市中学校の事件で見えてきたのが、学校内でのいじめであり、学校または教育委員会の隠蔽体質であります。私はこの事件に関する一件は新聞等のマスコミからですが、大津市教育委員会、学校の最初の対応は、これに気づかなかつた、いじめではなかつた、争いけんかだと言い切り裁判で争う姿勢でした。そして、事件が明るみになるにつれ、生徒へのアンケート調査をしていながらそれを無視していたりしていたことが次々に明らかになってきて、いじめであったと認めるようになりました。教育委員会の隠蔽体質に腹を立てた大学生が教育長に暴力をふるう事件もありました。また、このいじめの加害者の生徒の一人が他の学校に転校し、その学校でも傷害事件を起こしていたようです。この事件の結末はどのようなかわかりませんが、最近いじめによることで被害者から警察に訴えられることが相次いでいるとのことです。文科省はいじめ問題に対する総合的なまとめを行ったとのことで、命にかかわる恐れがある案件を国に報告させ、教育委員会を指導するなど現場任せにせず国が指導する姿勢を打ち出し、学校や教育委員会が情報を隠すとの批判もあるので、的確に対応した学校や教員を評価するよう教育委員会に求めたものでした。

ここで伺いたいのは、大津市の事件になっているいじめに対しての教育委員会としてのどのような見解をしているか、また校内の学校でいじめが起きたらどのように挑むのかをお伺いします。昨日も答弁がありましたが、大事なところありますので改めて答弁をお願いします。冒頭に述べましたが、県の阿部知事がいじめ根絶に向け緊急対応策を発表、関係者が県下全公立校を訪問、いじめに関して実態調査に乗り出すとのことです。これも昨日の答弁ですが、教育指導士による立ち入りがあったとのことでした。文科省は全国教育委員会などに対していじめ件数や取り組み状況について緊急アンケートの実施を行うと発表しました。こうしたことを踏まえ、南箕輪村の学校でいじめはあるのかということでしたが、文科省のいじめの定義によるいじめは南小で1件、南中で2件、南部小はゼロだという回答でし

た。そのうち南小と南中のそれぞれ1件は解決済みでありという答弁だと思います。この点についてもし違っていたら答弁をお願いします。そして、文科省への報告、また県の実態調査にどのように回答したか、わかるといいますか発表できる範囲で回答をお願いし質問いたします。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 全国で児童生徒のいじめが相次ぎ発覚してる社会問題につきましての御質問でありました。それについて南箕輪の教育委員会、学校ではどのようにしてるかということであろうかと思えます。

昨日もお話ししましたように、このいじめ問題に対する対策等につきましては加藤泰久議員の質問にお答えを申し上げました。各校の職員室とか保健室にいじめに対する相談窓口を設けております。また中学校では相談室、また村の相談員もおりますので、その方々にはいつでも相談できる体制を整えております。

またアンケート、必要に応じてアンケート、個別面談の実施、Q-U検査、きのうも申しましたけれどもその実施とか生活記録等による児童生徒の状況把握を行っております。Q-Uというのはですね、きのうちょっと少し話しましたが、春と秋やってるわけですが、早稲田大学の河村茂雄教授が1996年に、平成8年に開発した心理テストでございます。クエッションナリーユーティリティーズ（Questionnaire-Utilities）ということで、初めのQとUをとりましてQ-U、漢字で書くとクラス、級という字と友達と、これで級友というふうに言ってるものでございます。これではどんなことに用いられるかということになりますと、児童生徒を理解するためによく見てよく聞いてよく調べると、それと何がわかるかというような形になると安心できる場所があるのか学校で、学級集団のルールが定着されているのか、あと早急に個別支援するべき子どもがいるのかどうなのかといったようなことをこれである程度は調べることができるのではないかなと思っております。そういうことを受けまして、児童生徒集団を把握してる担任または学年の先生や生徒指導主事の先生方を中心に、児童生徒の服装や表情、態度、行動、持ち物、こういったものを注視して、わずかな変化も見逃さずに早期発見、早期対応に心がけ、できるだけ情報交換を密にしながら共有化していきたいとそのように思っております。

学校からの報告については、議員さんがおっしゃられたとおり、昨日もお話ししたとおりでございます。対策、対応として今言いましたように情報交換を十分に行っていじめのサインを見逃さないようにするという、学活とか道德の授業、学習を通していじめはもう絶対許さないということを指導していく、また生徒同士でいじめの対応を話し合うこと、それとかアンケート、個別面談、あと今言いましたQ-Uですね、こういうような検査、それと生活記録、こういうようなもので児童生徒の状況把握を行っていききたいと、そのように考えております。なお、どのようなことを指導したのか、主事さんが来たときでしたっけね。

「ええ、報告」という声あり

教育委員長（清水 篤彦） いじめの内容と困っているようなこと、それとか現状と見直し、こういうものについて上がってきた、または学校としてこのような生徒がいるのではないかなと思ってる、職員の先生方の中で感じている生徒、それと調べたところから出てきた生徒、こういうことについて、または学年会、生徒指導の関係の会議で上がってきた生徒について不登校も含めまして報告をしてきたところでございます。なお、南部小につきましてはまだ

今月中に、南箕輪小学校につきましては来月にそういう会を持つことになっております。

以上でございます。

議長（原 悟郎） 7番、山口守夫議員。

7番（山口 守夫） いろいろと対応策をとられて、それなりの形の中で防止に向けてやられてるかと思いますが、今ネットいじめといいますか、コンピューターの関係でいじめというようなこともよく言われてます。なかなかこれ発見できないというような情報もありますが、これ今みたいな形の中でこの辺のとはそういう形の中である程度発見できるかどうか。それからですね、まず、こういういじめは学校だけの問題じゃなくして家庭、あるいはその辺の地域というような形が一体にならないとなかなかなくなるということ言われてます。そういうことで先日諏訪市がですね、いじめに対するチェックリストをつくって13項目だかのあって、家庭とかそういうとこに配布して、それでその子どもの状況を判断したというような、こんなこともありました。こういう形のもはですね、いろんな形の中で村としたら、そういう要するに家庭、それから地域を巻き込んだ形の中でのいじめ対策は考えられないかお伺いします。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） ネットまたはコンピューターによるそういうサイトがあるということは承知はしておりますけれど、まだそこまで私どものほうも見ておりませんので、さらに研究を進めてまいりたい、そのように思っておりますし、家庭への啓蒙等も含めてさらに学校、教育委員会が一体となって研究を進めて、できる範囲で進めていきたいと、そのように思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、山口守夫議員。

7番（山口 守夫） いずれにしろ、いじめとかそういう、いわゆるそれが発展して自殺とかこういう形のものっていうのは絶対ないことがいいことなのですが、万が一村の中でこういうものが発見され、あるいは事件化されたときにですね、今よく言われるのが第三者委員会ということにその調査を委ねるといことが言われてます。南箕輪の場合、もしそういう場合はどうですか。第三者委員会を立ち上げてそういうことをやっていくような考えはありますか。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） いろいろなことが考えられると思います。学校対応、教育委員会と学校対応、それとかまたPTAも含めた対応、そういうようなことが考えられると思いますのでいろんなケースが、ケースにはその時々ケース・バイ・ケースで考えていきたいと、対応していきたいと考えております。

議長（原 悟郎） 7番、山口守夫議員。

7番（山口 守夫） 特にいじめに関しては、いわゆる教育委員会としてですね、教育委員長、それから教育長、もしこんなことで言葉があつたら言ってほしいのですが、要するにいじめのある学校に対して教員に対してはどのような言葉をかけるか。それからいじめられている子どもさんにはどのような言葉をかけるか。また、特に言われてるのがいじめている子どもにできるだけこういろんな形の中で話を聞くっていうことが大事だということで、いじめてる子どもに対してはどのように言葉をかけるか、こういう言葉を持ってましたらひ

とつお願いします。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） なかなか難しいことございまして、その場その場での対応以外はないかなと、そのように思っております。教員また保護者、子どもに対してのいろんな言葉がけもあろうかと思っておりますので、またその場その場で考えていく必要があろうかと考えております。

以上でございます。

議長（原 悟郎） 7番、山口守夫議員。

7番（山口 守夫） この件といいますか、要するに今私問題になっているのがいじめもあるんだけど教育委員会の隠蔽体質というようなことも言われております。ちょっとこれ村長にもお聞きしたいのですが、実は教育委員会と村政というのは別の形の中でなっていて、村としたら金は出すけど口は出さないというのがこの今の行政で法的にそんなになつてるといふことなのですが、今いわゆる各首長があちこちで言われているのが、多くの要するに市町のリーダーがリーダーシップをもっと強めてこうした事件の責任の所在をはっきりすべきだと訴えてるわけですね。これに対して村長はどのような考えをお持ちでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 教育委員会と行政、村との関係であります。本村の場合は私は極めて良好にうまくいっているというふうに考えております。いろんな相談も教育委員会からあるところでもありますので、そういった連絡、協調の点ではかなりうまくいっているというふうに理解をしておるところであります。学校現場で起こったこと等々につきましても報告があるところでもありますので、私のほうからは適切な処理をという、そういうお願いもしておるところであります。

また、隠蔽体質という話もありました。これは教育委員会ばかりでなくて行政、我々にも言えることであります。起こったことは明らかにしていく、正直に話をしていく、こういったことが必要でありますので、そういったことはこれからもやっていきたいというふうに思っております。

金は出すけれども口は出さないという、こういうことではございません。金も出しますし、いろんな問題、一緒に考えて今やっておりますので、極めて良好にしているということで御理解をお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、山口守夫議員。

7番（山口 守夫） 次に移ります。道徳教育についてであります。

現在の大人社会のモラルの欠如はいろいろな形で世の中に問題を投げかけております。こうした状況は子どもたちのいじめ、非行といった課題が生まれる一面もあるのではないかと考えられます。大人に今さら道徳教育をといてもなかなか簡単なことではありません。せめて未来に託す子どもたちにはと思うものです。そうしたことから学校の道徳教育は大事な位置づけなり、子どもたちには道徳教育を通し将来に希望の持てる世の中に、そしていじめのない学校生活にしたいものです。先生と子どもの心通わせる授業だと思いますので、道徳授業に大いに期待をするものであります。文科省の新しい学習要綱は小学校は平成23年度から、中学校はことし平成24年度から、高等学校は平成25年度から実施されるということが、生き

る力を育成する目標にし、道徳教育や体育などの充実により豊かな心や健やかな体を育てることになっております。現在、道徳教育の現状であります、一般的に言われているのが週5日制になり祝日も多くなったことにより授業日数が減少し道徳授業の確保が難しくなっている。道徳の時間が安易に他に流され、道徳授業がないがしろにされているのではないと言われております。そこでお伺いしたいのが、村内学校の道徳授業の実態であります。文科省は年35時間をとるようにとされていますが、本校学校の道徳の授業時間はどのくらいとられているのかをお伺いし、また教育委員会として特に力を入れていることは何か、その学校の先生に期待することは何かについてお伺いし、この項目の質問といたします。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） ただいまの御質問にこんなふうにお答えさせていただきます。

人間にとって一番大事なものは何かと、義務教育の9年間の中で身につけていかなければいけないものは何かと、このような観点からこう見たときに、やはり豊かな人間性ということの育成でありますけれど、自然に対する脅威あるいは利用、それから花を見て感動する心、あるいは基本的な倫理観を育てるということ、あるいは社会正義をどう身につけるかと、等々のことが課題になってくるだろうと思っております。文科省から出されてます学習指導要領の中には小学校の1年、2年、小学校の3年、4年、小学校の5年、6年、それから中学生と、それぞれに項目を4つずつ設けておまして、その中の1項目、2項目をある一定の学年のところでこないしていきなさいと、こんな指示も持ちながら年間35時間は確保していきなさいということでありまして、例えば、南箕輪小学校の場合には昨年ですね、36.4時間をとれております。基準値に達しているかと思うわけですが、中身について果たしてこちらの期待するようなものができているかどうかについては少しまた校長さんたちと話をしながら確かめていきたいと、こんなふうに思っております。

それぞれの3校ですが、道徳教育の計画をつくっておまして、また毎年重点目標、これも掲げまして、学習指導要領にのっとった学校目標や学年目標を立てて授業に臨んでおるところでございます。南箕輪小学校では、本年度の重点目標を、あなたや私への思いやりの心を育てよう、南部小学校では、心をつなぐ挨拶をしよう、これを掲げております。なお、中学校におきましては、教育目標に近いものでありますけれど、東京学芸大学の学長であった高坂正顕先生が昭和41年に中学へ来まして、いろいろと白鳥校長が当時大分力を入れておましてこんなことを校長室に掲げてあります。「人には優しく暖かく、自らは厳しく正しく、健やかにたくましく」、まさに道徳教育の真髄を言い得ている言葉ではないかと思っておりますが、これを校長室に掲げ、そして学校の要覧の中にこれを折り込み、そしてさらには事あるごとに校長は生徒に対して講話をするわけでありまして、こういったものが中に入り込むような形の講話をして、子どもたちに心の奥底までしみ込むような、そういう授業を展開しております。

最後であります、道徳教育に期待すること、今申し上げたとおりであります、子ども一人一人が豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を深めていくこと、道徳的価値を理解し、人間理解や他者理解を深めていくこと、未来に対し夢や希望を持てるようにすること等々が考えられます。加えまして、学校だけではこれは達成できません。家庭教育、家庭の中、あるいは地域社会との連携の中でこういうものを浸透させていければありがたいかなと、こんな気持ちであります。

以上であります。

議長（原 悟郎） 7番、山口守夫議員。時間が来ておりますので。

7番（山口 守夫） 以上で終わります。

議長（原 悟郎） これで、7番、山口守夫議員の質問は終わります。

続きまして、1番、百瀬輝和議員。

1番（百瀬 輝和） 議席番号1番、百瀬輝和。

議会の見える化の取り組みで今回議会のテレビ放送を、試験放送をさせていただいております。このテレビ放送が多くの村民の方に見ていただけることを望み、質問をさせていただきます。

防災、減災について伺います。先日内閣府で、南海トラフ巨大地震が発生した場合犠牲者は最大で32万人を超えるという推計を発表しました。震災だけでなく台風や大雨による水害、土砂災害、強風による災害も起こる、日本は自然災害大国なのです。9月2日には南箕輪村も2,700名以上が参加して防災訓練を行いました。また、9月の広報南箕輪には防災訓練の特集を掲載し、啓発にも取り組み、村民の防災への意識が高まってきていると思います。昨日の12日はJ-ALEARTの試験放送が行われ、防災、減災へのシステムも充実してきております。今回の訓練では伝達を重視して行われたと聞いていますが、デジタル無線を使った各自主防災からの伝達が余りスムーズに行われなかったと伺いました。また、緊急放送が聞き取れなかったという声も聞いております。今回の訓練で初めて被災者支援システムを田畑地区の自主防災で試験運用されましたが、これからの取り組みと課題について、またそのことをいつまでに行うのか村長に伺います。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 1番、百瀬輝和議員の御質問にお答えをいたします。

防災、減災についての御質問であります。まさに日本は自然災害列島であります。昨年からことしにかけても大きな災害が発生をし、この対策というのは極めて重要となってきております。完全に災害を防ぐということは、これはできません。いかに小さくしていくか、起こったときにどう対応していくか、減災対策含めて重要となってくるところであります。そういう中で毎年防災訓練を実施をしておるところでございます。ことしの防災訓練では最終的なまとめの結果として3,276人参加をさせていただいたところであります。初めてことし3,000人を超えました。この参加者というのは毎年多くなってきております。そういうことを考えれば村の防災に対する、村民の防災に対する意識というのは年々高くなってきているというふうに思っておるところでございます。ことしの防災訓練で地域からの連絡、これはデジタル無線設置となりましたので、半固定型のものをつかひまして実施をしたところであります。きのうもそんな御質問もありましたけれども、なかなか操作になれるまでに時間がかかるというこんな面もありまして、必ずしもスムーズにいったかどうかというこの点につきましては疑問も残るところであります。そういったことをこれからの反省点として捉えながら機械の操作になれていただく、こういうこともやっていきたいというふうに考えておるところであります。

それから、スピーカーが聞こえないという、こういうことであります。スピーカーは屋外子局でありますので外へ出て聞いていただく、このことが基本となります。全てを網羅する

というのは大変これは難しい、ハウリングの問題等々もあります。現在調査をさせていただいているところであります。小さなといいますか、今大きなラップ式のスピーカーとなっております。それに加えて小さなものもつけばどの程度の改善できるのかなというような、そんなことも考えていかなければならないというふうに思っておるところでございます。したがって、それぞれの地区に今お願いをしておりますので、それらを踏まえて改善はしていきたいというふうに考えておるところであります。

また、同時に今回の防災訓練で初めてこの被災者支援システムの運用を行ってみました。このシステムにつきましては、百瀬議員から御質問もいただき、整備をするということで答弁をさせていただいたシステムであります。私も心配になりましたので、田畑地区に出向きましてその様子を見たところでございます。やはり名簿の確認や登録、時間がかかっておりました。このことは先進地の事例等をお聞きする中でそういうこともあり得るということはおわかっておりました。その対応策といたしまして、村独自ではこのバーコードリーダー読み取り機械機能を開発して機能アップもしたところでもあります。しかし、そうしてもやはり時間がかかるというこういう問題点が明らかになってきたところでもありますので、これからさまざまな対応を考えてまいりたい、こういうふうに思っておるところでございます。

と同時に、きのうもお話しましたが、やはり避難所運営は自主防災でやっていただきたいということは前々から申し上げてきておるところでございます。したがって、自主防災組織として避難者の確認、このことは極めて重要なこととなりますので、避難者みずからが記名をしていただくようなそういったことも考えていく必要がありますので、来年度からはそんな点も重視をしながらやって防災訓練していきたいというふうに思っております。今までは避難者の人数だけの確認、報告でありましたけれども、やはりそれでは完全ではございませんので、避難者の確認ということを重要視をしてみたいというふうに思っております。

このシステム、できるだけ早く完成をしたいというふうに思っておりますが、今住民情報だけということになっております。家屋情報だとかいろいろな情報をまだ付加をしていかなければなりません。完全にするためにはもう少し時間をいただきたい。時期を明らかにという話がありましたけれども、これは村の職員体制等々の問題もありまして、必ずしも明確に答弁することはできませんので、もうしばらくは時間をいただきたいということで御理解をいただきたいというふうに思います。いずれにいたしましても、少しずつ完璧なものにしてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

議長（原 悟郎） 1番、百瀬輝和議員。

1番（百瀬 輝和） 被災者支援システムについては今回は中核部分の被災者台帳を運用されて使われたと思います。村長の言われたようにほかにサブシステムが幾つもありますから、その機能を早く使うことによって、例えば災害が起きたときに被害を最小限にとどめることができる、予防することができるシステムだということで、ぜひとも早急に取り組んでいただきたいと思います。

また、今回の避難訓練に参加された方から、先ほどいった緊急放送が聞こえなかった、また実際に避難したときに、避難所のプライバシーの確保はどうなっているのか、またペット、きのうもちょっと話がありましたけど、900頭近い犬が村で飼われているということなので、

今家族と一緒にという考えで飼われている方が多いと思います。そのペットと一緒に避難したときに、ペットの避難所での扱いはどうなっているのかなどのお声を聞きました。それについて村長に伺いと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 避難所のプライバシーの問題であります。これは本当に重要なことだというふうに認識をしておるところでありますけれども、ただ、プライバシー守っていくには本当に難しいことだなというふうには感じておるところであります。そんな面を含めまして、来年は一泊泊まりの防災訓練、これもちょっと計画もしてみたいと思っておるところであります。そんな投げかけをことしの自主防災連絡会でさせていただきました。その辺でいろんな状況把握をしてみたいと思っております。また、避難所の充実というようなことで、間仕切り等も必要になりますので、今年度当初予算でこの面につきまちは措置をさせていただいたところあります。そういったことで徐々にでありますけれども、そんな取り組みも始めているところがございます。来年のそういった取り組みを見まして、必要最低限なことはしていかなければならないというふうに考えておるところであります。

避難所のペットの受け入れの問題であります。今までの事例お聞きしますと被災者の方というのはこの避難所の生活が長くなりますとかなり精神的にストレスを感じてくるという、これをどう和らげていくかという、このことも大切であります。同時に今ペットというのは飼い主にとっては本当に家族同様というような、こんなことになっておるところであります。しかし、一方では、犬も、いやペットは嫌だという、そういう人もいるわけであります。その皆さんと一緒に避難所生活を送っていただかなければならない、こういったことも起こり得ることでありますので、その辺は慎重に対応していかなければならないだろうというふうに思います。ペットの扱い、避難所へ、中へという、こういうわけにはまいらないだろうというふうに私は思っております。それらを踏まえてどういう扱いにしていくか、この辺もこれからの検討課題とさせていただきたいというふうに思います。大変これは難しい問題でありますけれども、いずれにいたしましてもペットを連れてきて避難するという、こういう方も多くなってくると思いますので、その居場所というのも確保していかなければならない、このことは当然でありますので、また、地区自主防災会の皆さんにも投げかけながら検討をさせていただきます。

以上です。

議長（原 悟郎） 1番、百瀬輝和議員。

1番（百瀬 輝和） よろしくお願ひしたいと思ひます。女性の声、避難所については女性の声、母親の声をしっかりと取り入れていただきたいと思ひます。また、ペットについてもまた後でちょっとペットの関係もお話しますので、愛護団体の方と話をされて進めるとか、きのうも同僚議員が言ひましたが、私も昨年言ひたドッグランの関係の施設をつくって、そこが避難所になるとかいうような方法も考えられるかなと思ひますので、検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、共助の取り組みについて。済みません、議長、これ後の4番目のみんなでつくろう住みよい南箕輪のところとちょっと関連するものですから、そこで質問させていただいてよろしいですか。

議長（原 悟郎） はい。

1 番（百瀬 輝和） じゃ次の防災アドバイザーの関係を質問したいと思います。

各自主防災組織で差があることは以前もお話ししましたが、特に急いで取り組まなければいけないこと、それは先ほども言われた地域名簿の関係だとか、支え合いマップのマップづくりがやはり先に取り組んでいかなければいけないことなのかなと考えます。先進地域についてはそれができているようですが、ほとんどの自主防災会ができていないのが現状です。そのために9月から取り入れる防災アドバイザーについてなのですが、今後の進め方についてお伺いしたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 防災アドバイザー制度につきましては、全協の折にも御説明申し上げたところでございます。今、百瀬議員の質問にもありましたけれども、本当に地区の自主防の充実をどう図っていくか、このことが一番重要なこととなってまいります。前々から申し上げておりますように、大災害になればなるほど災害対策本部で全てをやるというわけにはまいりません。本当に自主防中心としての対応というのをお願いをしていかなければならないところであります。そのためには自主防の自立、欠かせないわけでございます。そういった自主防の強化、こういったことを担っていただければいいのかなというふうにお考えしております。

今、支え合いマップの話も出されました。進んでおるところは既に支え合いマップ、完成をしておる自主防もあるわけでありまして。これからまた手をつけるというところもあるわけでありまして。そういった指導や助言、こんなことをしていただくことが一番いいのかなというふうには思っております。今、人選を進めておるところでございます。消防関係や自主防を専門的につくっていただいた方等々を中心としながら人選を行っているところであります。できるだけ早い時期に設置をし、各地域の自主防と連絡をとりながら進めてまいりたいというふうに思います。繰り返しになりますが、地域住民支え合いマップ、こういった指導、助言をいただく、このことを最重点目標にしながらいろんな分野でのまた御意見や御提言もいただく、こんな会にしてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 1 番、百瀬輝和議員。

1 番（百瀬 輝和） ぜひとも早目に進めていただきたいと思っております。また、防災アドバイザーに任命された方は大変な任務だと思っておりますが、使命を持ってよろしくお伺いしたいと思います。

次に、発達障害者支援について伺います。10月1日よりたけのこ園が開園します。支援の基本はライフステージ、就学前の乳幼児期、就学中の学童期、就学後の青・壮年期を通じた支援が大切です。発達障害支援法では早期発見、早期の発達支援、学校での支援、就労支援、地域での生活支援、発達障害者の家族に対する支援の必要性がうたわれています。村の支援体制について村長に伺います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 発達障害支援関係につきましての御質問でございます。

きのうも質問に出ておりましたけれども、本当にこの発達障害傾向にある子どもがふえてきておる、このことも事実であります。本村の場合には150人から160人の出生者数がありますけれども、村の把握しているといえますか、保健師含めての話の中では約1割に当たる皆

さんがグレーゾーンというようになっておるとい、こういう報告を受けておるところであります。そんなこともありまして、この10月1日からたけのこ園を開所していくということにいたしました。村では出生後につきましては保健師がかかわり、子どもの経過観察等を行いながらステップ教室あるいは保育園での巡回相談、療育事業につきましては保育園で現在も実施をしておるところであります。また、小学校就学前には教育委員会や学校、子育て相談員や保育士が就学相談を行いながら適正な就学に向けての検討を行っております。学校から社会への自立に向けては養護学校や上伊那圏域障害者総合支援センターきらりあ等にかかわっていただきながら必要なサービス提供や就労支援等を行っております。

しかし、まだまだ十分な状況というふうには捉えていないところでもあります。この辺を本当に生涯を通じて見守っていく必要があるなという、こういうふうには感じておるところでありますので、そういった面が構築できていけばいいというふうに思います。していかなければならないというふうには思っておりますので、そういった構築に向けて努力をしてみたいと思います。いずれにいたしましても、発達障害というのは早期発見、早期支援、こういうことも重要となってまいりますので、10月から開園するたけのこ園を含めましていろんな面を検討していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 1番、百瀬輝和議員。

1番（百瀬 輝和） 大変難しい取り組みだと思っておりますが、よろしく村のほうで検討していただいております。

村長も先ほど言われた早期発見、早期支援が大切です。そのためにM-CHAT、PARSが有効だと聞いています。またライフステージを通じて途切れることなく情報の共有や引き継ぎが行われるために、個別支援ノート、サポートブックって仮称なのですが、整備、活用が必要だと考えますが、村長、これを取り入れてみてはどうでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 先ほども申し上げましたけれども、発達障害含めて障がい者とのかかわりににつきましては、ライフステージに応じた適切な助言、指導、相談、これが必要であるというふうに思っております。そのためには医療や保健や福祉や教育、労働等の各機関がそれぞれ適切な支援を行っていく一貫性を持った支援、このことが必要となるというふうに思います。情報の共有化を図っていくことが大切であります。そういうことを考えますとこの個別支援ノート等の導入というのは情報共有という面から言えば必要かなというふうには思っております。そんなことで個別支援ノートにつきましてはそういう必要性を感じておるところであります。それから質問の中にはM-CHATの質問もございまして。これは後で質問なされますか。今。

「今」という声あり

村長（唐木 一直） 今で結構でございますか、はい。

この制度につきましては、イギリスで開発された制度でありまして、23項目のチェックリストだということでもあります。このM-CHATにつきましては県で推進する方向、これから推進する方向というふうにお聞きをしておるところであります。保健師の研修会も予定をされているということでもありますので、それらの動向を見ながら検討してまいりたいというふうに思います。いずれにいたしましても、個別支援ノートだとかそういったM-CHAT

というのは必要性は感じておるところであります。評定の尺度という、こういう点からも必要なというふうに思っておりますので、県の動向にもよりますけれども、県が導入する方向ということでありますので、村もそれに伴いまして有効な支援方法として導入をしていけたらというふうには思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 1番、百瀬輝和議員。

1 番（百瀬 輝和） よろしくお願ひしたいと思います。

県でも今年度から13名の専門家が発達障害者支援のあり方検討会を発足し、自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障害を有する障がい児に対して、乳幼児期から青年期まで全てライフステージや保健、医療、福祉、教育、労働等の分野で途切れない一貫した支援のあり方を検討しています。一步一步前へ進むことを期待したいと思います。

発達障害は生まれつきの脳機能のアンバランスさによるもので、育て方が悪いとか心の病、愛情不足、大人になってから発症したということはありません。このことは科学的に確認されております。誤解だそうです。そこで村でできることは村民がしっかりそのことを理解すること、偏見のない環境づくりが大切です。村で安心して子どもを生んで子育てができる、どんな命でも受けとめられる環境づくりが大切だと考えます。偏見の解消と理解の促進をさせる活動が大切だと考えます。村長、いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 発達障害につきましては、より大勢の皆さんの理解を求めていく、理解をしていただくという、こういう取り組みは極めて大切となってまいります。村でも10月1日、このたけのこ園の開園に向けまして広報では一般公開あるいは研修会、講演会なども実施をしたところであります。また、発達障害につきましては、最近ではテレビやいろんな報道でも取り上げられて関心が高くなってきております。しかし、なかなか理解が進んでいるという、こういう状況にはないわけでありまして、10月1日のたけのこ園の開園に向けましてもなかなか理解されていかないという、こういう悩みもあるところであります。同じ家族や地域、こういう皆さんに理解していただくことが一番必要なのかなというふうに思っておりますので、いろんな機会、広報やあるいは講演会やこれからもそういったことをしながら取り組んでまいりたいというふうに思います。地域全体で理解し合えるような、そういった社会にしていくことが大切であります。難しいことではありますが、一步一步そういった環境づくりをしていきたいというふうに思います。そんなことで御理解をお願いいたします。

また、たけのこ園の開園も間近に迫っております。本当に通園してよかったなというような施設にしていかなければなりませんので、また、さまざまな御意見もお聞かせをいただきたいというふうに思います。この発達障害、原因、なぜという部分、なかなか難しいようであります。今国ではエコチル調査というのを始めました。上伊那地域もその対象となっております。これは環境との関係の調査であり、多くの母親や子ども、生まれてから13年間かかわっての調査ということでもあります。ただ、結果が出るまでには20年かかると言われておりますので、そんな息の長い取り組みも始まりました。そういったことによりこの発達障害ということが理解をされていくのではないかと、またそういうことも期待をして

おります。村でもできる限り努力をしてみたいと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 1 番、百瀬輝和議員。

1 番（百瀬 輝和） 社会全体が、特に村民が偏見や誤解をなくす啓発活動をよろしくお願いしたいと思います。

次に、犬、猫等のペット対策について伺います。一般に言われる野良猫、地域猫の対策について村としての取り組みを伺います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 地域猫の御質問であります。この野良猫に関する苦情というものは確かに役場にも年に数件は寄せられておるところであります。近所の部分で餌づけをしているという、こういう苦情が圧倒的に多いわけであります。そうすることによって猫がふえていくという、飼い主のない猫の寿命というのは三、四年ぐらいだというふうに言われておりますけれども、猫は年に3回から4回出産すると言われておりますので、かなりふえていくというこういう状況になっております。そういった苦情もありますので、本当に何とかしなければならぬなという思いはありますけれども、なかなかこれは難しい問題であります。餌づけをしないようにそういった皆さんにお願いをしておるところでありますので、そんな点は御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 1 番、百瀬輝和議員。

1 番（百瀬 輝和） 難しい問題だと思っております。村では対策的には今していないというような答弁だったと思っておりますが、ペットとしては犬、猫が多いと思っております。飼い主のルールが守られないことにより周りが迷惑を受けているケースが多いと見受けられます。保健所、役場に苦情も来ていると伺っています。環境省の動物の愛護及び管理に関する法律では、飼い主の責任、飼い主に守ってほしい5カ条などがあります。飼養のルールを知らずに飼っている飼い主も多いと思っております。そこで村でペット条例を制定して飼い主に周知させてはどうでしょうか。普及啓発のために毎年、今年なのですが、9月の20日から26日を動物愛護週間としてます。県では動物愛護管理推進計画を作成しています。これは平成20年から平成29年までの10年間の計画で適切な飼養管理の推進です。心ない飼い主のために遺棄される犬や猫を減らしていく計画です。平成23年長野県で犬の保護頭数は1,079匹、返還頭数が714匹、犬猫の致死処分頭数が犬は198匹、猫が1,783匹です。飼い主のモラルが問われる数字だと思っております。条例を制定してみませんか。村長、どうでしょう。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） ペット条例の制定の件でございます。まさにこれは飼い主のモラルの問題、これが一番大きいところでありまして、先ほど申し上げましたが、この野良猫の問題というのは本当に弱ったなという状況でございます。最近では熊本市でこの動物愛護管理に関する条例が制定されたようではありますが、実際の影響力ほとんどないという、こんな状況のようであります。村でも条例を制定することはできますけれども、それよりも先にもっと、最後まで責任を持っていただくような、そんな広報や訴えをしていきたいというふうに思っております。原因者へ直接対応し改善する等々の対応をとっていくことが先決かなというふうに思っておりますので、もうしばらくこれは制定には時間をいただきたいというふ

うに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 1 番、百瀬輝和議員。

1 番（百瀬 輝和） 啓発活動が大切だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

県動物愛護会上伊那支部では犬猫の去勢手術の費用に補助を出しております。それは飼ひ犬、飼ひ猫に限って1匹3,000円、70匹までだそうです。いわゆる野良猫、地域猫については出していません。そこで何か補助金がないか調べました。これあったんですね。1匹に3,000円出してくれる、動物愛護団体のハッピーテールという、これ箕輪町にある団体なのですが、避妊去勢手術の補助金を出しております。何もなければ村で取り組んでほしいというところなのですが、ありましたのでここは角度を変えて提案します。代表の方とお話ししたところ、余り知られていなくて利用件数も少ないと、そこで村として取り組んでいくべきことはということで、こういうチラシがあるということでメールで送っていただきました。このことを村民に周知させることが大切だと思います。村長、いかがですか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 対応として、私もこのハッピーテールこういった団体あることは知りませんでした。ここでそういった補助金、避妊手術に要する補助金も出しておるといふ、こういうことでありますので、村民の皆さんにPR、周知はしていきたいというふうに思っております、してまいります。

野良猫につきましては、なかなかこれは難しい面もございます。地域猫を捕獲して避妊手術をするということはこれはなかなか難しい問題であります。その辺はまた動物愛護団体等の御意見もお聞きをしながらと思っておりますのでよろしくお願ひします。

以上です。

議長（原 悟郎） 1 番、百瀬輝和議員。

1 番（百瀬 輝和） ハッピーテールさんで伺ったところ、困っている方は来ていただけるということなのでよろしくお願ひしたいと思ひます。地域で困っている方、すぐに知らせていただきたい。また各地区にも回覧板で回せるような形で資料を提供していただきたいと思ひます。

また、本当にタイミングよくきのうの夜なのですがハッピーテールさんからちょっとメールが入ってまして、ぜひ村にお願ひしてくださいというメールです。これは毎年春に狂犬病予防のワクチンを注射されているみたいですが、その場所で鑑札、注射済み票をすぐつけてもらうように声かけをしていただきたいというメールが入ってきました。なかなかつけられない方がいて、南箕輪村でもなんか多くの犬が管理場に抑留されてきていますというようなメールが入っていましたので、立ち会われる村職員の方はそういう声かけをよろしくお願ひしたいというメールでした。よろしくお願ひします。

次に、みんなでつくりたい南箕輪村実現のために伺います。先ほどの共助の取り組みになりますが、東日本大震災後の内閣府調査では、「震災後強く意識するようになったことは何か」との質問に、「家族や親せきのつながり」との回答が76.2%と最も多く、「地域でのつながり」が59.6%で続き、共助の大切さが浮き彫りになりました。知っているというだけで災害時には信頼や安心につながり、共助の基盤になります。一方で無縁社会という言

葉に象徴されるように人間関係が希薄になっているのも現実です。高齢者世帯、単身赴任者、ひとり暮らしをする社会人や学生など地域から孤立してしまいがち、かといって積極的に地域とのかかわりを求める人は少なく、皮肉にも災害をきっかけに人間関係ができたという例も少なくないそうです。

そこで地域活動に信頼関係を深めていく活動、日常の生活の中に人と人とのつながりを深め、安心安全の地域を目指す取り組みが大切だと考えます。地域の人と人とのかかわりの機会づくり、何でも役場に頼めばやってくれるのではなく、地域でできることは地域で取り組んでいくようお願いしていく。例えば道の土手の草刈り、アレチウリの駆除にもなります。ごみ拾い、村では年に1回ごみゼロの活動をしています。その活動を地域ごと年間通して行ってもらおう。地域の水路の管理もお願いし、ゲリラ豪雨や大雨などの水路の詰まり、あふれることのないように、地域またそこにいる企業で管理していただく。村職員は地域、企業でできない箇所を管理していけばどうでしょうか。その活動の取り組みの中で組外の方やアパートの方たちにも声かけをして参加してもらおう、そこに地域のきずな、かかわりが生まれ、いざ災害が発生したときも隣近所の助け合い、共助ができると思います。自分の住んでいる地域、人を守っていく心が生まれます。安心して暮らせる環境が構築されます。地域力、企業力をお願いしていく大切な活動だと考えます。村長が進める自立、協働の村づくりではないでしょうか。仮称ですが、地域きずな運動、地域つながり運動を進めたら、村長いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） みんなでつくろう住みよい南箕輪、これは基本構想の大きな柱であります。今、百瀬議員御質問のように、そういった地域社会になればこれは本当に理想であります。しかし、なかなか困難、難しい面もあるということも御理解をいただきたいというふうに思います。

今、南箕輪村でもさまざまな地域活動が行われておるところであります。そういった下地もできてきております。一番いい例はこの地域力、地域の企業やそこに住んでいる学生やそういった皆さんを巻き込んで活動している団体もあります。きれいなアクセス道路にしよう会、これは地元企業の皆さんも巻き込んで、また信大の学生さんも巻き込んであのアクセス道路をきれいに守っていただいております。これは本当に指導者の問題も大きいところでもあります。本気になって取り組んでいただける、核になっていただけるそんな指導者がいれば、まさにそういった取り組みもできるというふうに思っておりますし、この団体がよい例であります。そんな団体が幾つもできればいいなというふうに思うところでもあります。

人と人とのかかわり、これは大事なことでありますし、地域でいろんなかかわりを持っていただく、あるいは自分たちの地域は自分たちで何とかしていくという、こういうことは極めて大切なことであります。そんなお願いもしながら昨年は各隣組までいろんな御意見もお聞きをしに入ったところでもあります。なかなかそういった御意見をお聞きすると行政で行政でという、こういう機運が高いわけでもあります。そこを何とかしていかなければ南箕輪村の共助というものは難しいなというふうに感じておるところであります。その下地をどうつくっていくのか、これが行政としての仕事だろうというふうに思います。下地づくり、これを模索をしていかなければなりませんので、またさまざまな御意見をお聞かせをいただければ

というふうに思います。

本当にこれ地域の皆さんが真剣に考えていただかなければできていかないという、こういう側面を持っております。先ほども申し上げましたけれども、核となるリーダーという皆さん、この皆さんを発掘していくといいますか、そういった皆さんを育てていくといいますか、そういったことも大切なというふうに考えておるところでございます。そういったことができれば本当に安心して暮らせる心豊かな地域社会になるのではないかとこのように思います。しかし、なかなかできていかないという悩みもあるところであります。今日常生活が大変忙しくなっております。できるだけかわりを持ちたくないという、そういう皆さんも多くなっております。そういった皆さんをどうこういった活動に巻き込んでいくことができるのかということは、これからは引き続き模索をさせていただきたいと思っております。また、これは地域の皆さんと一緒に考えていかなければならない問題でありますので、きのうも高齢者を支える組織、どう構築していったらいいのか、あるいはごみ出しがというようなそういった御質問もいただいたところでありますので、ぜひ議員さんも中心としながらそういった地域つくるように努力をしていただきたいと思いますという、これは私からもお願いでございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 1番、百瀬輝和議員。

1番（百瀬 輝和） 難しい取り組みかもしれないのですが、南箕輪の方たち、大芝高原まつりを見てもパワーがあります。これからやるイルミネーションについてもパワーがあります。できないことはないと思っておりますので、どうその地域の方たちに発信していくかだと思っております。よろしくお願いいたしますと思っております。

続きまして、ふるさと大使の件について伺います。

8月25日、大芝高原まつりですばらしい4名の方に委嘱されました。ふるさと大使の皆様にはしっかり働いていただくために村のことをこちらから発信していかなければいけないと思っております。また、熱い思いがある3カ月間が大切な期間だと考えます。ふるさと大使と村民が一緒になって企画をして何かに取り組んでいく、そんなことができたらいいなと私は思います。例えば文化交流なのか、大使の方たちは一流の方たちです、一流に触れる企画など考えたらどうかと思っております。今後の活動予定があれば教えていただきたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 御承知のとおりふるさと大使4名の皆さん御委嘱を申し上げたところであります。歓迎レセプションも行い、議員の皆さんにも出ていただいたところでございますし、大芝高原まつりで委嘱をさせていただきました。歓迎レセプションの中で、私は初めての事業でありますのでできることから一歩一歩というお願いもしたところでございます。余り最初から早急な期待を申し上げるということではなくて、できる範囲から始めていただきたいと思いますというお話をしたところでございます。本当に一流の皆さんをお願いをいたしましたので、今後どうやっていったらいいのかなという、こういうことで対応をしていかなければというふうに思っております。まずは過度にならないように村のPR、このことをお願いしたところでございます。

せんだっていろんな御意見をいただきました。名刺をいただいたけれどもきれいな名刺だということで、この裏にいろんなことを、南箕輪の特徴や自慢できることを書いてもらい

たいという、こういうお願いがありました。今、その準備をしておるところでございます。また、先日は村の歴史といいますか、村史を送らせていただきました。村をできるだけ知っていただきたいという、こういう思いで送ったところでございます。そんなことで本当に大使の皆さんもやる気になっていただいているところでございます。そういうことで何ができるのかという、こういうお話もあるところでもありますので、また大使の皆さんとも意見交換をしながら進めてまいりたいと思います。当面は村のPR、これによって交流人口がふえればいいなというふうに思っております。同時に大変厳しい社会情勢の中ではありますけれども、企業関係の取引だとか、企業誘致だとかそんなものにもつながっていけばいいなという思いもあるところでもあります。しかし、始めたばかりの事業でありますので、長い目で捉えていただきたいというふうに思います。観光や文化面、こういったことも重要であります。挨拶の中でも私触れさせていただきましたけれども、南箕輪村は本当にこの観光面だとか交流面、文化面というのがもう少し力を入れていかなければならないのかなという思いもあるところでもありますので、その辺の御意見もお伺いをしたいと思っております。せっかく大使として委嘱申し上げましたので、本当に委嘱してよかったな、そういった制度を設けてよかったなというふうになるように努力をしておりますので、長い目でお願いをしたいと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 1番、百瀬輝和議員。

1番（百瀬 輝和） せっかくすばらしい4名の大使の方たちなので、村民からちょっと離れた立ち位置じゃなくて、やはり村民と一緒に何かができる、進めることができるということも考えていただけたらと思います。本当に南箕輪村民がその4名の大使の方たち、ふるさと大使になっていただけてよかったなと思えるような企画をひとつお願いしたいと思います。

「大衆とともに語り、大衆とともに戦い、大衆のために戦い、大衆の中に入りきって、大衆の中に死んでいく」、これは昭和37年9月13日、50年前のきょうです、第1回の全国大会の席上発表された公明党の立党精神です。私もこの精神を貫き、大衆の中の政治家として村民のために全力で取り組んでまいります。これで質問を終わります。

議長（原 悟郎） これで1番、百瀬輝和議員の質問は終わります。

初めてのテレビ収録が入りましてやや緊張しお疲れのことかと思いますが、これで通告のありました全議員の一般質問を終わります。大変御苦労さまでした。

なお、あす14日の会議は、議事の都合により、特に午後3時に繰り下げて開くことにします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

事務局長（堀 正弘） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕

議長（原 悟郎） お疲れさまでした。

事務局長（堀 正弘） お疲れさまでした。

散会 午前10時42分

議 事 日 程 (第 4 号)

平成 2 4 年 9 月 1 4 日 (金曜日) 午後 3 時 0 0 分 開議

- 第 1 請願・陳情の採決 (審査結果の委員長報告)
- 第 2 発議第 1 号～発議第 3 号 提案～採決
- 第 3 議案第 1 号～議案第 4 号 討論～採決
- 第 4 議案第 5 号～議案第 10 号 (委員会の審査報告) 委員長報告・質疑
- 第 5 議案第 5 号～議案第 10 号・議案第 12 号～議案第 16 号 討論～採決
- 第 6 継続調査事項の採決

○出席議員（10名）

| | | | | | |
|----|-----|----|-----|----|-----|
| 1番 | 久保村 | 義輝 | 6番 | 丸山 | 豊 |
| 2番 | 百瀬 | 輝和 | 7番 | 山口 | 守夫 |
| 3番 | 山崎 | 文直 | 8番 | 都志 | 今朝一 |
| 4番 | 小坂 | 泰夫 | 9番 | 唐澤 | 由江 |
| 5番 | 加藤 | 泰久 | 10番 | 原 | 悟郎 |

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

| | | | | | |
|--------|----|-----|---------|----|-----|
| 村長 | 唐木 | 一直 | 子育て支援課長 | 有賀 | 由起子 |
| 副村長 | 加藤 | 久樹 | 産業課長 | 原 | 茂樹 |
| 教育長 | 征矢 | 鑑 | 建設水道課長 | 藤田 | 貞文 |
| 総務課長 | 松澤 | 伸夫 | 教育次長 | 田中 | 聡 |
| 会計管理者 | 中尾 | 由美子 | 代表監査委員 | 有賀 | 松雄 |
| 財務課長 | 山崎 | 久雄 | 教育委員長 | 清水 | 篤彦 |
| 住民福祉課長 | 清水 | 麻男 | | | |

○職務のため出席した者

| | | |
|---------|----|----|
| 議会事務局長 | 堀 | 正弘 |
| 議会事務局次長 | 松澤 | 厚子 |

会議のてんまつ

平成24年9月14日

午後3時00分 開議

事務局長（堀 正弘） 御起立願います。〔一同起立〕こんにちは。〔一同「こんにちは」着席〕

議長（原 悟郎） 御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日、意見書案が提出されました。それに伴い議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長。

議会運営委員長（久保村義輝） 議会運営委員長報告をいたします。

本日、意見書案が提出されことに伴い、先ほど議会運営委員会を開催し、次のとおり決定したので報告します。

意見書案3件が提出されておりますので、本日の会議日程とします。

以上で議会運営委員長報告を終わります。

議長（原 悟郎） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり意見書案3件を本日の会議日程とします。

これから請願・陳情を採決いたします。

請願・陳情の審査に関し常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

総務文教常任委員長（小坂 泰夫） 総務文教常任委員長より、本委員会に付託の請願・陳情を審査した結果、お手元の報告書の下記のとおり決定いたしましたので、会議規則第91条の規定により報告いたします。

なお、報告の順序につきましては、特に請願第4号と陳情第4号が両方オスプレイの関連で内容が酷似しておりまして、また後ほど提出しようと思っております意見書も一本化したかと思っておりますので、そういう関係で報告の順は請願第4号、陳情第4号を先に報告しまして、その後陳情第3号の報告をさせていただきたいと思っております。

では初めに、請願第4号「オスプレイの在沖米軍普天間基地配備と長野県上空を含む国内低空飛行訓練の中止を求める意見書の採択を求める請願」につきまして、審査の結果は、全員による採択でございました。

この審議につきましては、9月3日総務課長の同席、説明のもと審査を行いました。先ほど申しましたとおり、全員が採択ですが、まず、この請願につきましては、請願の資料の請願趣旨、中段にまずありますオスプレイに関するもので、オスプレイに関してアメリカ海兵隊が発表した報告書は、操縦ミスとマニュアル違反によるもので機体には問題なしとしておりますが、オスプレイの安全性を担保するものでありません、逆に操縦の難しさが大事故に直結する危険性を浮き彫りにしたとも言えます、というようなオスプレイの危険性について詳しく数多くの事事故例をこの請願の中でうたっておられます。それで、その請願の趣旨の文末にあります2ページ目の最後ですけれど、住民の安全を守るためオスプレイの在沖米軍普天間基地への配備と長野県上空を含む国内低空飛行訓練を中止されるものを強く求めるものだということでありました。この審査につきましては、連日報道されておるとおりで

すけれど、国会でも現在、ついこの間まで疑問視、オスプレイの危険性については疑問視されたままの状態でありまして、我が村、村議会での検討というのは正直難しい問題だなという状態でありました。ただ、多くの資料を総務課長が取り寄せて説明してくれた結果、委員会としましては、日本政府の報告もまだ独自の安全報告なのかどうか分からない状態であることは事実ですし、また基地や配備地域の皆さん、知事の反対の声や思いがあることも事実であるということで、この請願の基地への配備や低空飛行訓練を中止されることに関しては全員が採択できるというものでありました。

続きまして、陳情第4号「危険な米軍輸送機オスプレイの配備・訓練中止を求める意見書提出を求める陳情書」につきまして、こちらも全員の採択でございます。

これも9月3日、総務課長同席のもと審議したわけですが、先ほどの請願第4号と内容は似ております。この陳情第4号のほうにもあります要請主旨にありますが、日本政府は県知事や市長らが反対しているにもかかわらず岩国基地への陸揚げを強行し、訓練を進めようとしている、また、全国知事会でもオスプレイの普天間飛行場配備と全国各地での低空飛行訓練に対して安全性の確認ができていない現状では受け入れることはできないとして、政府に慎重な対応を求める緊急決議を全会一致で採択していると、そういう実情がある中で、陳情の趣旨としましては、事故の検証も説明も十分でなく、安全性に懸念があるオスプレイの配備について反対してほしい、またオスプレイ低空飛行訓練を中止してほしい、こういった陳情の内容に関しては、我々委員会全員が採択できるだろうという判断をいたしました。

後ほどこの請願第4号と陳情第4号の審査結果あわせました意見書を1本化いたしまして提出をしたいと思っておりますので、皆様の御賛同をお願いいたします。

続きまして、陳情第3号「『住民の安全・安心を支える公務公共サービスの体制機能の充実を求める意見書』提出に関する陳情」の審査であります。

これにつきましては、まずこの陳情の内容でございますけれど、書類の陳情事項3つあるのですけれど、その2番目としまして、国の出先機関を原則廃止することや独立行政法人の見直しをすることを見直して、必要な国の出先機関や独立行政法人の体制機能の充実を図ってほしいと、そういった内容の陳情であります。当委員会、9月3日開きました、その中には、我が村では平成18年の豪雨災害時、例えば国土交通省の出先機関である天竜川上流河川事務所の存在が非常にありがたかったという経験がある、また現在も国道153バイパスの事業につきまして国の主体的な推進をしてほしい声などがある、こういった地域の現状があることに関してはこの陳情の内容も賛同できるわけですが、ただしほかの国の出先機関や独法に関してその機関の統合や事業の見直し等、まだまだ無駄を減らすこと、できることはあるのではないだろうかという判断をいたしまして、この陳情事項については丸ごと採択できるものではなく、しかし趣旨には賛同するというので、全員が趣旨採択という判断をいたしました。

以上で、総務文教常任委員会の請願・陳情の審査報告といたします。

議長（原 悟郎） これから委員長報告に対する請願第4号「オスプレイの在沖米軍普天間基地配備と長野県上空を含む国内低空飛行訓練の中止を求める意見書の採択を求める請願」の質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

請願第4号の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

これから請願第4号を採決いたします。この請願に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、請願第4号「オスプレイの在沖米軍普天間基地配備と長野県上空を含む国内低空飛行訓練の中止を求める意見書の採択を求める請願」は、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

委員長報告に対する陳情第3号「『住民の安全安心を支える公務・公共サービスの体制、機能の充実を求める意見書』提出に関する陳情」の質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

陳情第3号の討論を行います。討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

これから陳情第3号を採決いたします。この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、陳情第3号「『住民の安全安心を支える公務・公共サービスの体制、機能の充実を求める意見書』提出に関する陳情」は委員長の報告のとおり趣旨採択することに決定いたしました。

議長（原 悟郎） 委員長報告に対する陳情第4号「危険な米軍飛行機オスプレイの配備、訓練中止を求める意見書提出を求める陳情書」の質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

陳情第4号の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

陳情第4号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、陳情第4号「危険な米軍輸送機オスプレイの配備、訓練中止を求める意見書提出を求める陳情書」は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、経済厚生常任委員会付託の請願の審査に関し常任委員長の報告を求めます。

経済厚生常任委員長。

経済厚生常任委員長（加藤 泰久） 本委員会に付託の請願を審査した結果を報告いたします。会議規則第91条の規定により報告いたします。

請願第5号「一般国道153号線の指定区間編入を求める請願書」、これを審査の結果、採択といたします。審査内容につきましては、建設水道課長出席のもとに審査しましたが、国道153号線は名古屋市を起点として塩尻を終点とする道路であって、県を南北に貫く一般国道で大変重要な幹線道路でもあります。そして、その中で名古屋から飯田市鼎までが指定区間に入って国の整備のもとに管理が行われております。それから以北の塩尻に至るまでは、指定区間に入っておりません。それによって県の整備とか管理というようになっております。そこで飯田市以北塩尻までをこの153号線の指定区間に編入する、そういうことを求めるものであります。国の指定区間に編入することによって国の整備等が行われ、いろいろなことが促進されることということで、全員賛成ということで採択ということ形になりました。

以上で、報告といたします。

議長（原 悟郎） これから、委員長報告に対する請願第5号「国道153号の指定区間編入を求める請願書」の質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

請願第5号の討論を行います。

討論はございませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（原 悟郎） 6番、丸山豊議員、賛成ですか、反対ですか。

6番（丸山 豊） 賛成でございます。

議長（原 悟郎） はい。ちょっとお待ちください。反対の方、おりますか。

〔反対討論なし〕

議長（原 悟郎） 6番、丸山豊議員。

6番（丸山 豊） たまたま私がこの事業にも携わっていたということもありまして、一言述べさせていただきたいと思います。

153号の整備の重要性というのはもう請願書のとおりであろうと思います。それでいい材料として比較の材料がちょっとありますものですからちょっと紹介したいと思います。

伊南バイパスと伊那バイパス比べていただければと思います。伊南バイパスなんですけれども、現在大田切から、それから飯島町の本郷まで約9.2キロメートルが行われ、来年の3月に竣工の予定となっております。約、平成9年から来年までですので15年間で総額415億円が投資されたということで公表されております。年当たりにして約28億円ぐらいという数字であります。一方、伊那バイパスにつきましては、やっぱり同じ年の平成9年に箕輪バイパスが終わったところ、木下の信号機ですか、あそこからナイスロードの青島地籍まで約七、

五、六キロメートルだったと思いますけれども、全体で約215億円ぐらいだったと思います。そうしますと8億円ぐらいという数字になります。そうするとその差が約20億円あるということで、年額にいたして20億円の投資が行われたところの違いが出てくるわけなんです。強いて、今回この請願書にありますように指定区間になって国のほうで事業をやっていただければそれなりの効果があらわれてくるということで、ぜひ賛成、賛同をお願いしたいということで答弁に参加させていただきます。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに、討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） これで討論は終わります。

これから請願第5号を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、請願第5号「国道153号の指定区間編入を求める請願書」は、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

意見書案が提出されておりますので、会議日程とします。

発議第1号「安全性に懸念があるオスプレイの配備・訓練中止を求める意見書」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本案について趣旨説明を求めます。8番、都志今朝一議員。

8番（都志今朝一） 「安全性に懸念があるオスプレイの配備・訓練中止を求める意見書」についての趣旨説明を行います。意見書を朗読し趣旨説明といたします。

安全性に懸念があるオスプレイの配備・訓練中止を求める意見書

日本政府は、墜落事故が相次ぐ米海兵隊の輸送機MV22オスプレイの岩国基地への陸揚げを、国民の強い反対や山口県知事や岩国市長らが反対するにもかかわらず強行し、沖縄・普天間基地への配備と全国各地のあらゆる場所での訓練を進めようとしている。

オスプレイは、開発段階から何度も墜落事故を繰り返し、今年4月にもモロッコでの墜落事故で2名が死亡しているのに続いて、6月にもアメリカフロリダ州で墜落するなど、これまでに少なくとも36人が死亡しており、欠陥機であることが世界に知られている。

この問題では、全国知事会でもオスプレイの普天間飛行場配備と全国各地での低空飛行訓練に対して、「安全性の確認ができていない現状では受け入れることはできない」などとして、政府に慎重な対応を求める緊急会議が全会一致で採択された。

県内上空や、隣接する県（新潟県・富山県・岐阜県・群馬県）でも訓練ルート（ブルールート）となっていることから、県民の中に多くの不安の声が上がっている。

よって、国におかれては下記の措置を講じられるよう強く要請する。

記

1 事故の検証も説明も十分でなく、安全性に懸念があるオスプレイの配備について反対

すること。

2 オスプレイの低空飛行訓練を中止させること。

以上、詳細につきましては、意見書をよく理解していただき、この意見書に賛同していただくことをお願いいたします。

以上をもちまして趣旨説明といたします。

議長（原 悟郎） これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

これから発議第1号の討論を行います。

討論はございませんか。

はい、久保村義輝議員。賛成ですか、反対ですか。

2 番（久保村義輝） 賛成です。

議長（原 悟郎） 反対討論はございませんか。

〔反対討論なし〕

議長（原 悟郎） それでは、2番、久保村義輝議員。

2 番（久保村義輝） オスプレイは本当に危険な欠陥機だというふうに言われております。それがこの自然豊かな長野県までも訓練ルートになっている。そして、空から国民の上のいつどこから落ちるかもわからない、大変多くの航空燃料も背負っているオスプレイが落ちることによって国民はいつも冷や冷やししなければならない、こんな危険なものは一切日本に揚げてはならない、こういう立場からこの意見書に賛成をいたします。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） これで討論は終わります。

これから発議第1号を採決いたします。

発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、発議第1号「安全性に懸念があるオスプレイの配備、訓練中止を求める意見書」は、原案のとおり可決されました。

発議第2号「国道153号の指定区間編入を求める意見書」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本案について趣旨説明を求めます。3番、山崎文直議員。

3 番（山崎 文直） 発議第2号の「国道153号の指定区間編入を求める意見書」の趣旨説明をいたします。

一般国道153号の指定区間編入を求める意見書

一般国道153号は、名古屋市を起点とし、塩尻市を終点とする道路で、本県の中南信地域を南北に貫き、中部地方の沿岸部と内陸の主要都市を広域的に結ぶ主要幹線道路である。

東海地震などの大規模災害時には、緊急輸送路であり、重要な路線となっている。

さらには、一般国道153号はリニア中央新幹線の間駅へのアクセス道路としても大きな役割を果たすこととなる。

については、国におかれては、中南信地域の実情を御賢察いただき、本道路の計画的かつ着実な道路整備を推進するため下記事項について強く要望する。

記

道路法に基づき、一般国道153号を指定区間に編入すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年9月14日、長野県上伊那郡南箕輪村議会議長 原 悟郎

以上です。

議長（原 悟郎） これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

発議第2号の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

これから発議第2号を採決いたします。

発議第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、発議第2号「国道153号の指定区間編入を求める意見書」は、原案のとおり可決されました。

発議第3号「地球温暖化対策に関する『地方財源を確保・充実する仕組み』の構築を求める意見書」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本案について趣旨説明を求めます。 2番、久保村義輝議員。

2番（久保村義輝） 「地球温暖化対策に関する『地方財源を確保・充実する仕組み』の構築を求める意見書」について、趣旨を説明いたします。

この意見書の中段にあります、このような中で地球温暖化対策のための税が平成24年10月に導入される一方、その使い道についてまだ検討を進めていると、こういう段階であります。このような中でこの集める税の一部を森林を有している自治体にしっかりと配分をし、山の手入れ、そしてCO₂を吸収する能力を高める、こういう立場で新たな税をふやせということではなく、既に決まった税の配分を自治体に求める、こういうものであります。

下の記の意見書文を読み上げます。

二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「地球温暖化対策のための税」の一定割合を、森林面積に応じて譲与する「地方財源を確保・充実する仕組み」を早急に構築すること。

こういう立場で意見書を提出します。よろしく願います。

議長（原 悟郎） これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

発議第3号の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

これから、発議第3号を採決いたします。

発議第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、発議第3号「地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書」は、原案のとおり可決されました。

これから議案に対する討論、採決を行います。

議案第1号「南箕輪村税条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第1号を採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第1号「南箕輪村税条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第2号「南箕輪村防災会議条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第2号「南箕輪村防災会議条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第3号「南箕輪村災害対策本部条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第3号を採決いたします。

議案第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第3号「南箕輪村災害対策本部条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第4号「南箕輪村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例」の討論を行います。
討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第4号を採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第4号「南箕輪村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第5号から議案第10号までは、総務文教常任委員会に付託されておりますので、ここで委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

総務文教常任委員長（小坂 泰夫） 総務文教常任委員長報告をいたします。

総務文教常任委員会に付託されました議案第5号から議案第10号までの6議案については、二つの常任委員会における連合審査にて審査を行いました。ここで審査の結果をお手元の報告書の下記のとおり決定いたしましたので、会議規則第74条の規定により報告いたします。

議案第5号「平成23年度南箕輪村一般会計歳入歳出決算の認定について」は、審査の結果認定すべきものと決しました。

議案第6号「平成23年度南箕輪村介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、審査の結果認定すべきものと決しました。

議案第7号「平成23年度南箕輪村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」は、審査の結果認定すべきものと決しました。

議案第8号「平成23年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」は、審査の結果認定すべきものと決しました。

議案第9号「平成23年度南箕輪村水道事業会計決算の認定について」は、審査の結果認定すべきものと決しました。

議案10号「平成23年度南箕輪村下水道事業会計決算の認定について」は、審査の結果認定すべきものと決しました。

なお、審査の過程において、各議員から出されました指摘事項を十分留意の上、今後自立意識の高揚を図り、健全な行財政運営に当たるよう、また特に滞納、収入未済や不納欠損は税等の公平性からきちんと取り組みがなされますよう要望いたします。

以上で、総務文教常任委員長報告を終わります。

議長（原 悟郎） これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

議案第5号「平成23年度南箕輪村一般会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第5号「平成24年度南箕輪村一般会計歳入歳出決算」については、認定することに決定いたしました。

議案第6号「平成23年度南箕輪村介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第6号「平成23年度南箕輪村介護保険事業特別会計歳入歳出決算」については、認定することに決定いたしました。

議案第7号「平成23年度南箕輪村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号を採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第7号「平成23年度南箕輪村国民健康保険特別会計歳入歳出決算」については、認定することに決定いたしました。

議案第8号「平成23年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号を採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第8号「平成23年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」については、認定することに決定いたしました。

議案第9号「平成23年度南箕輪村水道事業会計決算の認定について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第9号「平成23年度南箕輪村水道事業会計決算」については、認定することに決定いたしました。

議案10号「平成23年度南箕輪村下水道事業会計決算の認定について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案10号「平成23年度南箕輪村下水道事業会計決算」については、認定することに決定いたしました。

議案第12号「平成24年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決いたします。

議案第12号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第12号「平成24年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」は、原案どおり可決されました。

議案第13号「平成24年度南箕輪村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決いたします。

議案第13号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第13号「平成24年度南箕輪村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」は、原案どおり可決されました。

議案14号「平成24年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決いたします。

議案第14号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案14号「平成24年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

議案15号「平成24年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第2号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決いたします。

議案第15号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案15号「平成24年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

議案16号「財産の取得について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決いたします。

議案第16号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案16号「財産の取得について」は、原案のとおり可決されました。

以上で議案に対する討論・採決が終了いたしました。

ここで委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題といたします。

総務文教常任委員長、経済厚生常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第72条の規定により、お手元に配付のとおり所管事務の調査事項について閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 悟郎） 異議なしと認めます。

したがって、総務文教常任委員長、経済厚生常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

ここで村長のあいさつを求めます。唐木村長。

村 長（唐木 一直） 閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

9月定例議会、12日間の会期、お疲れさまでございました。

全議案、可決、認定をいただきありがとうございます。議案審議や一般質問でいただきました御意見や御提言は今後の行政執行に生かしてまいります。

平成23年度の決算の認定もいただきました。平成23年度はたけのこ園の建設事業や防災行政無線のデジタル化、住宅リフォーム制度の実施等多くの事業が実施でき、将来に向かっての基礎を築きつつ健全財政の維持も図ることができました。また人口も200人の余増化をし、着実な発展となっております。これも議員各位の御協力のおかげであります。感謝を申し上げます。

国政は、民主党、自民党ともに党首選が始まっており、衆議院の解散総選挙がいつになるのか慌ただしくなっております。党利党略だけでなく、国のため、国民のため、日本の将来のための議論をし、決めるべきものは決め、前に進む国の政治を願うものであります。景気経済状況も厳しさが続いており心配であります。少しでも景気が上向くことを期待しております。また、地域の企業もこの不況を克服し頑張っていたいただきたいと思っております。

さて、平成24年度も6カ月が過ぎようとしております。この間、計画しました事務事業はほぼ順調に推進ができております。これからも着実な推進に努めてまいります。

また、きょうは午前中副村長、教育長と手分けをしながら高齢者の敬老訪問を行い、お祝い品等をお届けし、すばらしい南箕輪村を築いていただきました先輩の皆様方に感謝を申し上げます。お元気な方も多く、この皆様方が地域の中でこれからも元気で心豊かに暮らせる村づくりをしていかなければならないことを強く感じたところであります。今後も可能な限り充実に努めてまいります。

また、今議会は一般質問で初めて録画ではありますがケーブルテレビでの放映がなされず。着実に議会改革が進んできており、村民の皆さんの議会や村政に対する関心の高まりを

期待をするところでもあります。

これから台風シーズンに入っただけありますが、台風の影響なく実りの秋が進んでいくことを願い、また慎重な御審議をいただきましたことに重ねてお礼を申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（原 悟郎） 12日間大変お疲れさまでした。これから何かと行事、会議等が続きます御多用のことと思いますが、健康には十分留意され、責任ある議会活動に取り組んでいただくことを御祈念申し上げ、これをもって平成24年第3回南箕輪村議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

事務局長（堀 正弘） 御起立願います。〔一同起立〕 礼。〔一同礼〕

議長（原 悟郎） お疲れさまでした。

事務局長（堀 正弘） お疲れさまでした。

閉会 午後 3時52分

会議の経過の記載に相違なきことを証するためにここに署名する。

南箕輪村議会議長

南箕輪村議会議員

南箕輪村議会議員